

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

《対象事業》

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業

- ⑧養育支援訪問事業
- ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑩地域子育て支援拠点事業
- ⑪一時預かり事業
- ⑫病児保育事業
- ⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 令和5年度における主な充実の内容

- 放課後児童クラブについて、待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地内等においてプレハブを設置する際の費用(リース代)を賃借料補助の対象に追加。
- 待機児童が生じている又は生じる見込のある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して他の放課後児童クラブ等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向け、受入可能クラブの利用の斡旋、障害児支援機関等との連絡調整等を実施する。また、整備用地や学校・児童館・民間アパート等既存施設の空きスペースの確保を支援する。
- 病児保育事業について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施。

3. 実施主体等

【実施主体】
市町村

【補助率】

	国	都道府県	市町村
利用者支援事業	2/3	1/6	1/6
上記以外の地域子ども・子育て支援事業	1/3	1/3	1/3

国 国負担分の交付

都道府県 都道府県負担分の交付

市町村

委託費の交付

地域子ども・子育て支援事業所

新型コロナウイルス感染症に係る地域子ども・子育て支援事業継続支援事業

1 事業の目的

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和4年度第2次補正予算：26億円

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していただくために必要な経費について補助を行う。また、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】①新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していただくために必要な経費

- ①緊急時の職員確保に係る費用
 - ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用
 - ※緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等
- ②職場環境の復旧・環境整備等に係る費用
 - ・地域子ども・子育て支援事業所の消毒清掃費用等

②感染症対策のための改修(トイレ、非接触型の蛇口の設置等)(簡易なものを対象：補助基準額100万円)



【対象施設等】(1)放課後児童健全育成事業、(2)延長保育事業、(3)利用者支援事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

3 実施主体等

【実施主体】市区町村、市区町村が認めた者

【補助割合】国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

【補助基準額】

①は以下のとおり。②感染症対策のための改修 1か所等当たり1,000千円以内

- (1)放課後児童健全育成事業
 - 利用定員19人以下 1支援の単位当たり300千円以内
 - 利用定員20人以上59人以下 1支援の単位当たり400千円以内
 - 利用定員60人以上 1支援の単位当たり500千円以内
- (2)延長保育事業 ※事業を実施する保育所等の利用定員
 - 利用定員19人以下 1か所当たり150千円以内
 - 利用定員20人以上59人以下 1か所当たり200千円以内
 - 利用定員60人以上 1か所当たり250千円以内

(1)・(2)以外の事業 1か所等^(※)当たり 300千円以内
(※) (5)、(6)、(10)の事業は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

<子ども・子育て支援交付金>

令和4年度第2次補正予算 16億円

○ 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費や通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

1. 事業の趣旨・内容

①ICT化の推進

連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

②研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

③通訳サービス等使用

外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を支援する。

2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

3. 補助基準額

1 か所等（※）当たり

①、②の導入の場合 500千円 ③の場合 150千円

※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は1か所当たり、その他事業は1市区町村当たり。

4. 実施主体

市区町村、市区町村が認めた者

5. 補助率

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和5年度予算案
351億円

(令和4年度予算:261億円)

【重層的支援体制整備事業】令和5年度予算案：322億円（令和4年度予算：232億円）

○ 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
24 多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和5年度予算案：29億円（令和4年度予算：29億円）

○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直す予定。	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント (令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和5年度から令和8年度まで

<児童相談所>

令和4年度実績

目標

増員数

児童福祉司

5,780 人程度

→

6,850 人程度
(令和6年度)

令和5・6年度で

+ 1,060 人程度

児童心理司

2,350 人程度

→

3,300 人程度
(令和8年度)

令和5～8年度で

+ 950 人程度

(注) 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。

※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

1. 総論

(Q & Aの構成)

- ・ 本Q & Aは、
 - ①宗教の信仰等に関連する児童虐待の事例 (P 2、3)
 - ②児童虐待対応や自立支援等に当たって留意すべき事項 (P 4)
 - ③関連する支援 (P 5)
 等を整理。

(基本的な考え方)

- ・ **背景に宗教等(靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をおおるものを含む。)の信仰があったとしても、保護者が児童虐待の定義に該当するもの(具体的にはP 2、3参照)を行った場合には、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある。**
- ・ **児童虐待への該当性を判断するに当たっては、Q&Aで示す例示を機械的に当てはめるのではなく、児童や保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要がある。また、その際には児童の側に立って判断すべき。**

(保護者以外の者への対応)

- ・ **児童虐待行為は、暴行罪、強制わいせつ罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、保護者以外の者が保護者にこれらを指示・唆したりする行為は、これらの罪の共同正犯、教唆犯、幫助犯が成立し得るため、躊躇なく警察に告発を相談すべき。**

1

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教活動へ参加することを体罰により強制する (2-1) ・ 宗教的行事に参加している中で、真面目に話を聞いていなかった等の理由で叩く、鞭で打つ (2-2) ・ 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する (※心理的虐待、ネグレクト) (2-3)
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する (※身体的虐待、ネグレクト) (2-3再掲) ・ 言葉や映像、資料により恐怖をおおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する (※ネグレクト) (3-1) ・ 交友や結婚の制限のため脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「敵」「サタン」等と称する (3-2) ・ 童話、アニメ、漫画、ゲーム等の娯楽を一切禁止する、宗教団体等が認めたもののみに限る (3-3) ・ 他者の前で宗教を信仰している旨の宣言を強制する、特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する (3-4) ・ 言葉等により恐怖をおおる等により宗教の布教活動等を強制する (3-5) ・ 宗教の布教活動への参加を強制するために脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「サタン」等と称する (3-5) ・ 合理的な理由なく、宗教等の教義を理由に高校への就学・進学を認めない (※ネグレクト) (4-2) ・ 大学への進学、就学に関し、言葉でおどす等により禁止すること (4-3) ・ 児童のアルバイト代、高校・大学等への進学のための奨学金等を取り上げ、本人の意思に反し、明らかに児童の生活等につながらない目的に消費する (4-4) (注2) ・ 適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する (※ネグレクト) (4-6) ・ 奉仕活動や宣教活動(修練会、セミナー、聖地巡礼等)への参加などにより、児童の養育を著しく怠る (4-7) ・ 言葉による脅しや無視する等の拒否的な態度をとる等により進学や就職を制限 (4-8)
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育と称し、年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる・口頭で伝える (5-1) ・ 宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する (※ネグレクト) (5-2)

(注1) 脅迫又は暴行を用いた場合には、強要罪に該当する可能性。また、一般の労働者と同様の勤務(受付事務等)に服し報酬を受けている者については、労働者に該当し得る。このため、警察・労働基準監督署と連携して対応する必要。

(注2) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第8条第1項の規定による取消権等を行使できる場合があるため、弁護士会等の関係機関と連携して対応することが必要。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A
 (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する(※身体的虐待、心理的虐待)(2-3再掲) ・言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する(※心理的虐待)(3-1再掲) ・社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうこと(※心理的虐待)(3-2再掲) ・社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう唆す者がある事を認識しながら防止する行動をとらない(4-1) ・宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより、適切な住環境・衣服・食事等を提供しない、小・中学校への就学・登校・進学を困難とさせる(注3)(4-2再掲) ・合理的な理由なく、宗教等の教義を理由として高校への就学・進学を認めない(※心理的虐待)(4-2再掲) ・医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為(輸血等)を行わせない(4-5) ・適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する(※心理的虐待)(4-6再掲) ・奉仕活動や宣教活動等の活動(修練会、セミナー、聖地巡礼等)への参加のために養育を著しく怠る(4-7再掲) ・宗教団体等の施設内等において暴力行為等を受けていると知りながら、安全確保のための対応を怠る(4-9) ・性被害等により妊娠した女兒や身体的・経済的に母胎の健康を著しく害するおそれのある女兒の人工妊娠中絶に同意しない(4-10) ・宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する(※性的虐待)(5-2再掲)
-------	---

(注3) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第8条第1項の規定による取消権等を行使できる場合があるため、弁護士会等の関係機関と連携して対応することが必要。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A
 (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

3. 虐待対応や自立支援に当たっての留意事項

- ・ **宗教等に関する児童虐待を受けている児童は、宗教等の教義の影響を強く受けている場合がある**ため、自らの状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。
置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要。
ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考えについて指導によっても改善することが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。
- ・ 満18歳以上の者から相談があった場合には、自立援助ホームなどの利用について紹介を行い、本人の希望に基づいて入所などの対応を検討することが必要。また、自立援助ホーム等の利用を希望しない場合でも、**18歳以上であることのみをもって消極的な対応はしないことが必要**であり、本人の抱える課題を確認し、法テラス、福祉事務所等の関係機関・団体等への繋ぎなど必要な連絡調整等を実施することが必要である。
- ・ 個別事例が児童虐待に該当するかどうかという点を判断するに当たっては、児童の状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的に判断すべきであるため、**一つひとつの行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もある。**

4. 想定される公的な支援策・相談窓口

(相談先が分からない場合)

⇒ **法テラス「靈感商法等対応ダイヤル」**

(金銭・法的トラブルを抱えている場合)

⇒ **弁護士会の子どもの人権に関する相談窓口**

(高校生等への修学支援)

⇒ **授業料支援(高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金)**

(大学等への進学支援)

⇒ **高等教育の修学支援新制度(授業料の減免措置、給付型奨学金)**

(生活困窮の場合)

⇒ **生活困窮者支援に関する相談窓口、一時生活支援事業、ハローワーク(就職支援)、地域若者サポートステーション**

(心のケアが必要な場合)

⇒ **精神保健福祉センターにおける電話相談、よりそいホットライン**

(学校における教育相談)

⇒ **スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる関係機関の仲介、24時間子供SOSダイヤル**

子 発 1 2 1 6 第 2 号
令 和 4 年 1 2 月 1 6 日

各
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「民法等の一部を改正する法律」の施行及び
体罰等によらない子育ての推進について（通知）

「民法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第102号。以下「改正法」という。）については、本年12月10日に国会で可決・成立し、本日公布されたところである。改正事項のうち、民法（明示29年法律第89号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に係る改正の概要は下記のとおりであり、本日から施行されることとなる。

改正の趣旨及び改正法の施行を踏まえ、引き続き体罰等によらない子育てを推進していくことについて、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。また、都道府県知事におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知徹底を併せてお願いする。

改正法は、一部の規定を除き、公布日から施行することとしている。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨

児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講ずる。また、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正は、民法における親権者の懲戒権に係る規定の削除等に合わせた改正である。

第二 改正法の主な内容（児童虐待の防止等に関する箇所）

一 民法の一部改正

1 児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実を利用されているとの指摘のある、親権者の懲戒権に係る現行第822条を削除することとした。（新第821条関係）

2 児童虐待防止法において、親権者による体罰が明示的に禁止されていることなどを踏まえると、現行の民法上も、親権者の監護教育権の行使として体罰を行うことは許容されていないものと解されるところであるが、体罰に当たる行為は、当然に子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動に該当するものであって、すべからず禁止されるべきものと考えられることから、このような体罰の位置付けを明らかにする趣旨で、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の一類型として、体罰を例示的に規定することとした。（新第821条関係）

二 児童福祉法の一部改正

親権者の懲戒権に係る現行民法第822条が削除され、新民法第821条において子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定めることに合わせ、児童福祉法第33条の2第2項に基づく児童相談所長が一時保護中の児童に行う措置、同法第47条第3項に基づく児童福祉施設の施設長等が入所児童等に行う措置について、その内容から「懲戒」を削除するほか、当該措置をとる場合においては、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮し、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないこととした。（第33条の2及び第47条関係）

三 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

新民法第821条において子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定めることに合わせ、民法第822条が削除され、新たに民法第821条において、親権者の監護教育権の行使における行為規範として、子の人格を尊重する義務並びに子の年齢及び発達の程度に配慮する義務等を規定することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第14条関係）

第三 体罰等によらない子育ての推進について

改正法では、児童の親権を行う者等は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない旨規定されたが、「体罰等によらない子育てのために」（※）においても、「体罰は身体的な虐待につながり、さらにはエスカレートする可能性がありますが、その他の著しく監護を怠ること（ネグレクトや、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応すること（心理的虐待）等についても虐待として禁止」されている旨記載している。「体罰等によらない子育てのために」は、保護者を罰したり、追い込んだりすること

目 次

一	民法（明治二十九年法律第八十九号）（第一条関係）	1
二	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（第二条関係）	2
三	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（第四条関係）	4

が目的ではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進していくことを目的としており、妊娠期から子育て期の保護者を中心に、保護者以外の親族、地域住民、保護者に対して支援を行う者等に読んでいただくことを想定している。

各地方自治体においては、「体罰等によらない子育てのために」について、周知・啓発等いただいているところであるが、改めて内容を御了知いただくとともに、本とりまとめの内容について、改正法施行後においても引き続き広く周知・啓発いただくようお願いする。加えて、都道府県におかれては、管内市区町村に対する周知を改めてお願いする。これまでも、厚生労働省で作成・配布している体罰禁止に係るパンフレット等を配布・掲示していただいているが、周知についてはこれらの資料等を活用いただくことを想定している。

また、児童相談所長、児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親に対しても、研修等の機会を利用して周知・啓発するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対しては、養親候補者研修等において養親候補者等に周知・啓発いただけるよう、周知を改めてお願いする。

(※) 令和元年に、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）により、児童虐待の防止等に関する法律において体罰が許されないものであることが法定化されたことを踏まえ、「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」において、「体罰」の範囲やその禁止に関する考え、体罰等によらない子育ての推進策等を、国民に分かりやすく説明するため、「体罰等によらない子育てのために」をとりまとめた。

第四 施行期日

第二で示している、民法、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に係る改正規定については、令和4年12月16日から施行することとした。

(傍線部分は改正部分)

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)(第一条関係)

改正案	現行
<p>(子の人格の尊重等)</p> <p>第八百二十一条 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p>(居所の指定)</p> <p>第八百二十二条 (略)</p> <p>(前条)</p>	<p>(新設)</p> <p>(居所の指定)</p> <p>第八百二十一条 (同上)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第八百二十二条 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。</p>

<p>らず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p>④・⑤ (略)</p>	<p>④・⑤ (同上)</p>
--	-----------------

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第三十三条之二 (略)</p> <p>② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p>③・④ (略)</p>	<p>第三十三条之二 (同上)</p> <p>② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。</p> <p>③・④ (同上)</p>
<p>第四十七条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親（以下この項において「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければ</p>	<p>第四十七条 (同上)</p> <p>② (同上)</p> <p>③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。</p>

三 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（第四条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（児童の人格の尊重等）</p> <p>第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（親権の行使に関する配慮等）</p> <p>第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。</p> <p>2 （同上）</p>
<p style="text-align: center;">（親権の喪失の制度の適切な運用）</p> <p>第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（親権の喪失の制度の適切な運用）</p> <p>第十五条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。</p>

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標(※)を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
(※) 概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上、概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上 等
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー) | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

都道府県社会的養育推進計画の見直しについて

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書(令和4年2月10日)抜粋

- 社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の「見える化」を図る。これに伴い、里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関(フォスタリング機関)、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備計画の作成を行う。
- また、この計画で整備された資源が子どもや保護者のニーズに適切に応えられていることが重要であり、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していくとともに、「見える化」を図ることにより国は確認していくことが必要である。
- このため、社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後、速やかに検討を開始し、可能なものから実現を図ることとする。また、都道府県等において今回の制度見直しによる新たな仕組みが施行される時点からの社会的養育推進計画の策定に当たり、必要な準備期間を確保する必要がある。

社会的養育推進計画の見直しの方向性

<現行計画の課題>

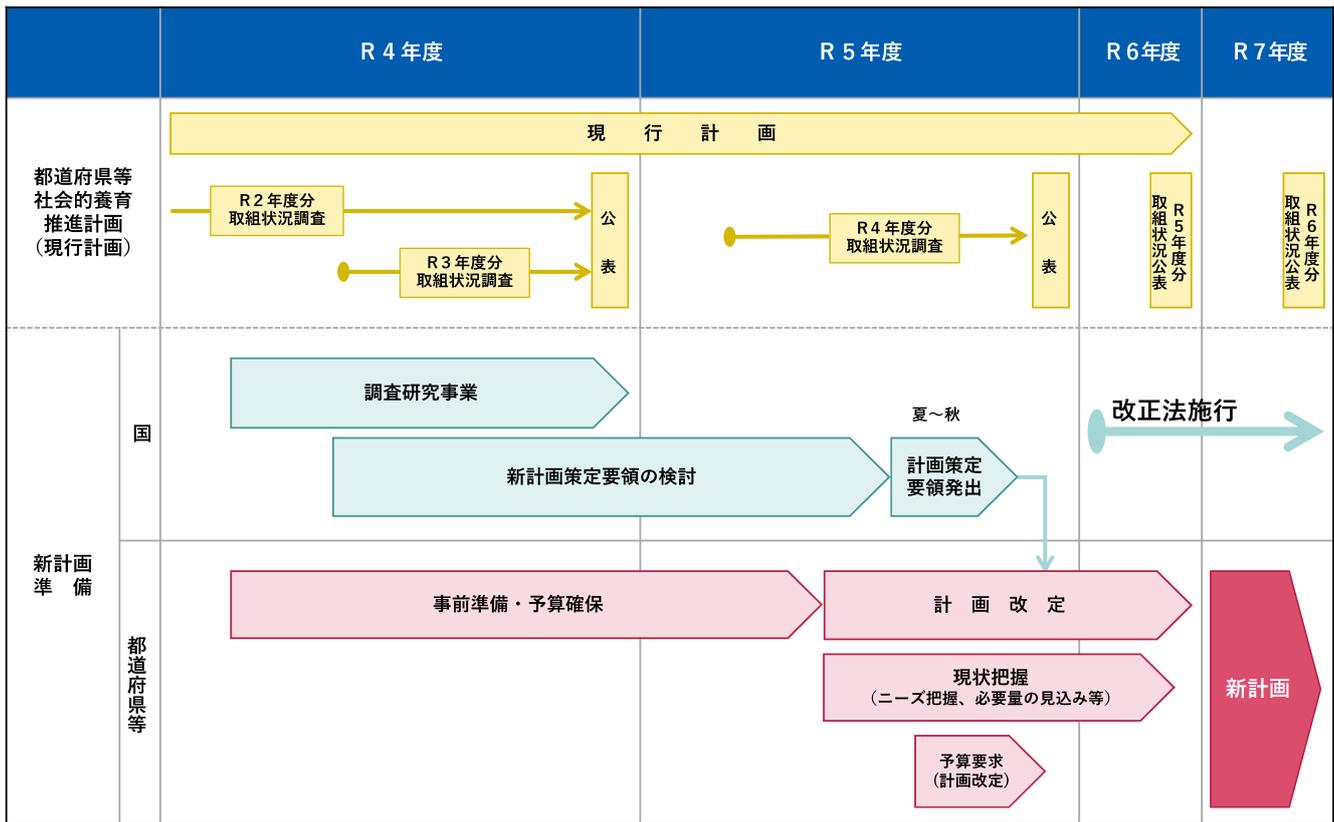
- 里親等委託の推進に向けた数値目標(75%等)は一部あるものの、里親や施設の数、各種機関等の整備目標は不明確。
- 取組を評価するための指標の設定が十分でない。

改定

<新計画>

- 里親等委託率だけでなく、里親や施設の数、児童家庭支援センターや里親支援機関(フォスタリング機関)、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備目標を設定。
- 取組を評価し、PDCAサイクルを運用するための適切な指標を設定。

●都道府県社会的養育推進計画の改定スケジュールイメージ



令和5年度予算案の概要 (児童虐待防止対策及び社会的養育関係)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

【令和5年度予算案】

1,676億円(※)

(※) 子ども家庭庁予算として計上

【令和4年度予算】

(1,634億円)

【主な要求内容】

- 児童虐待防止対策の推進のため、保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等を図る。また、未就園児等の家庭への訪問支援等を行う事業を拡充し、各種申請手続のサポートなど、「申請手続等支援」を行う。
- 社会的養育の充実を図るため、里親の開拓や研修、子どもと里親のマッチング等の里親支援に包括的に取り組もうとするフォスタリング機関を支援するほか、児童養護施設退所者等への自立支援について、対象者の年齢の要件を緩和し、22歳の年度末以降の支援についても補助対象に追加する。
- ヤングケアラーへの支援を強化するため、ヤングケアラーの実態調査及び関係機関職員の研修等に対する支援の強化や、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化を推進する。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止等対策総合支援事業	208億円 (202億円) ※ 1
◇ 児童入所施設措置費等	1,393億円 (1,360億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円 (63億円) ※ 2

※1 令和4年度予算の額(括弧内の額)は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金」のうち、婦人保護事業分を除いた額に、「地域生活支援事業費等補助金」のうち、障害児支援に関する事業分を加えた額となっている。

※2 令和4年度予算の額(括弧内の額)は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」のうち、婦人保護施設分を除いた額に、「社会福祉施設等施設整備費補助金」のうち、障害児施設分を加えた額となっている。

1

目次

1. 児童虐待防止対策関係

児童相談所の体制強化・人材育成	4
児童の安全確保等のための体制強化事業	5
児童虐待防止対策研修事業	6
保護者指導・カウンセリング強化事業	7
被害事実確認面接支援事業	8
子どもの権利擁護体制強化事業	9
未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業	10

2. 社会的養育関係

里親養育包括支援(フォスタリング)事業	12
児童養護施設等高機能化・多機能化モデル(仮称)	14
乳児院等多機能化推進事業	15
社会的養護自立支援事業等	17
児童家庭支援センター運営等事業	19
養子縁組民間あっせん機関助成事業	20
里親養育包括支援(フォスタリング)機関人材育成事業(仮称)	21

3. ヤングケアラー支援関係

ヤングケアラー実態調査・研修推進事業	23
ヤングケアラー支援体制構築モデル事業	24
市町村相談体制整備事業	25

1. 児童虐待防止対策関係

新規 拡充 児童相談所の体制強化・人材育成

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

① 相談機能の更なる充実 ≪児童相談所体制整備事業の拡充≫

➤ 児童相談所における外国籍の家庭等の相談への対応の強化のため、通訳業務の委託を実施するための費用に関する補助を創設する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～④：児童相談所1か所当たり、⑤⑥：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円
- ② 市町村との連携強化事業 4,212千円
- ③ 24時間・365日体制強化事業 最大16,178千円
- ④ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円
- ⑤ SNS等相談事業 39,803千円
- DV相談も併せて行う場合 30,103千円を加算
- ⑥ **通訳機能強化事業 10,560千円**

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

② 児童相談所の設置促進 ≪児童相談所設置促進事業の拡充≫

➤ 令和元年改正児童福祉法を受けた児童福祉法施行令の改正により、児童相談所の管轄区域内の人口を「おおむね50万人以下（20万人から100万人までの範囲が目安）」とすべき旨が規定されたが、管轄区域内の人口が100万人を超えている児童相談所が一定数あるため、現在、児童相談所を設置していない中核市、施行時特例市、特別区のみが補助対象となっている児童相談所の設置に向けた事務手続等を行う非常勤職員を配置する場合の補助対象を拡充する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額】

- ① 設置準備対応職員を配置する場合 **都道府県、指定都市、児童相談所設置市、**中核市、施行時特例市、特別区
1か所当たり 2,172千円
- ② 研修等代替職員を配置する場合 中核市、施行時特例市、特別区1か所当たり 10,259千円
- ③ 都道府県等代替職員を配置する場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 6,839千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

③ その他【新規】

➤ 全国社会福祉協議会（中央福祉学院ロフォス湘南）が実施する児童福祉司の資格認定通信教育に対して引き続き補助を行う。（これまでは民間社会福祉事業助成費補助金として補助してきたが、令和5年度より児童福祉事業対策費等補助金として執行）

【補助基準額】2,070千円 【補助率】定額

※ このほか、令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月から導入することとなった新たな子ども家庭福祉に関する資格の認定等を行う団体において令和5年度から準備行為を行うための体制整備を推進。

拡充 児童の安全確認等のための体制強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

課題

児童相談所における児童虐待相談対応件数は統計調査開始以降毎年過去最多を更新し続けており、近年は特に急増をしている。また、児童福祉司の増員を図ってきたことにより、若手職員の割合の増加も顕著である。そのため、児童相談所の業務負担の軽減は喫緊の課題である。

※ 児童相談所の児童虐待相談対応件数 平成28年度 122,575件 → 令和3年度 207,659件（5年間で約1.7倍）
児童福祉司全体における勤務年数3年未満の割合 平成28年度 約43% → 令和3年度 約51%（5年間で約8%増加）

入所措置児童等の移送等に係る人員の確保 <拡充>

➢ 県外等の遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員の雇上費用を創設することにより、従来、児童福祉司が複数人で対応していた対応の負担軽減を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

児童相談所1か所当たり 25,200千円

（警察官OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合

児童相談所1か所当たり 20,160千円加算）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合

都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 5,040千円加算）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

5

拡充 児童虐待防止対策研修事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

1. 目的

○ 全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所及び市町村職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修や勉強会等を実施した場合の加算を創設する。

2. 事業内容

○ 児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。
①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、
④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、
⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業、⑧医療機関従事者研修、⑨研修専任コーディネーターの配置

3. 実施主体等

【実施主体】

①～⑤、⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥・⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

① 児童福祉司任用前講習3,129千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,129千円
③ 2,320千円（委託の場合213千円） ④ 3,036千円 ⑤ 2,320千円（委託の場合107千円）
⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
⑦ 1,668千円（一時保護所職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算）
⑧ 1,851千円 ⑨ 5,040千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村：1/2

6

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月より親子再統合支援事業が法定事業化されることとなった。親子再統合支援事業では、保護者支援プログラムの実施等により親子関係の再構築を図るものであるが、各自自治体において保護者支援プログラム等の実施に係る民間団体の育成等の体制構築を令和6年4月の施行までに構築する必要がある。そのため、保護者指導・カウンセリング強化事業に民間団体の育成に係る経費の補助を創設する。

2 事業の概要

- 親子関係の再構築のため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体が開催する研修会等を活用することにより、保護者指導やカウンセリングに従事する職員の資質の向上を図る。さらに、保護者支援プログラム等を実施できる民間団体の育成を行うことで、親子関係の再構築に係る体制を強化する。

- ①保護者指導支援員の配置、②保護者指導支援カウンセリング事業、③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業、④**保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業**

※ ④については、民間団体へのアドバイザーの派遣、先駆的な取組を実施している民間団体での研修、その他民間団体の育成に資する取組を実施

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 ①～③児童相談所1か所当たり、④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり

①3,528千円 ②11,707千円 ③300千円 **④1,253千円**

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

1. 目的

- 性的虐待等を受けた子どもに対して、何度も同じ内容を聞くことは子どもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者も子どもへの聴取を行うことになるが、その際も、子どもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、子どもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託に係る費用の補助を創設する。

2. 事業内容

- 児童相談所において協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、
 - ・面接実施に係る打ち合わせ
 - ・専門の訓練を受けた面接者の派遣
 - ・面接の記録・録音
 - ・面接の逐語録作成
 等の業務を実施する民間団体への委託に係る費用を補助する。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

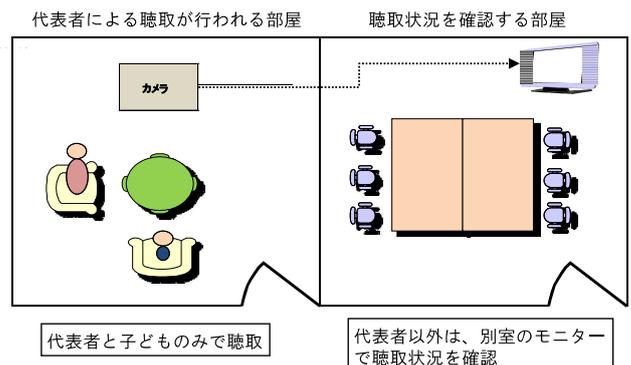
【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 2,102千円

【補助率】

国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【代表者による聴取のイメージ】



【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見・意向表明を受け止める体制の構築を図るための事業として実施する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【拡充内容】

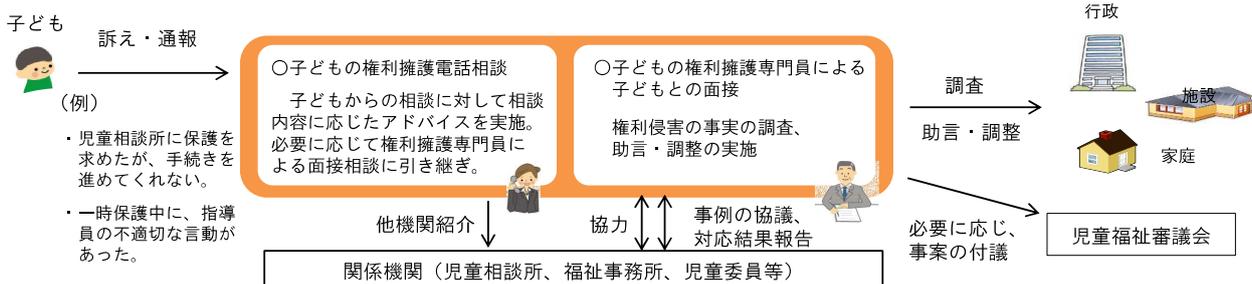
今後施行される予定の意見聴取等措置の義務化により、児童相談所設置市に限らず、福祉事務所設置市町村などでも意見表明等支援について体制整備を進めていく必要があることから、対象を一般市町村まで拡充する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、**市町村<拡充>**

【補助基準額】 1自治体当たり：10,000千円

【補助率】 **国：9/10、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村：1/10**

<取組の一例>



全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、多様な仕組みの実施を支援
※本事業では自治体に報告書の提出を求めており、市町村も含めた多くの事例の報告書を横展開する事により都道府県での事業実施にもつなげる。また、都道府県と市町村との連携を促し、都道府県の実施も促進できる効果を期待。

1 事業の目的

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
- こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。【拡充】

2. 実施主体、事業の概要

実施主体 市区町村 負担割合 国：1/2、市区町村：1/2

(1) 訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

【補助基準額】 a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
b.事務職員雇上費 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(2) 申請手続等支援【拡充】

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施） ※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

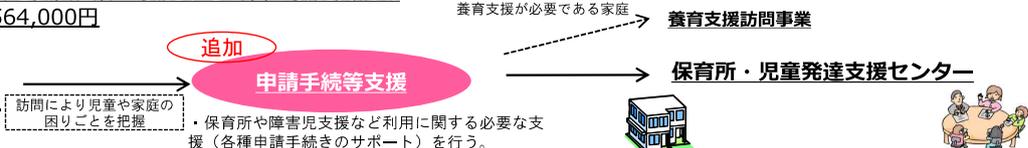
【補助基準額】 a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(3) 訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

【補助基準額】 年額 564,000円

未就園児等全戸訪問実施



2. 社会的養育関係

拡充 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

<里親養育包括支援促進事業（仮称）（新規）>

(1) フォスタリング機関（総合型（仮称））への包括的なメニューの創設

- ・里親支援に当たり、①里親の開拓、②研修等による育成、③子どもと里親のマッチング、④委託後の支援をすべて実施するフォスタリング機関に対する包括的な補助メニューを創設するとともに、自治体やフォスタリング機関の実態に応じた柔軟な事業の実施と予算配分（※）を可能とする。

→ 1か所当たり：28,551千円

（※）上記①～④の事業間の入り繰りを可能とする。

(2) 開設準備経費への補助の創設

- ・フォスタリング機関（総合型（仮称））を開設する場合、開設準備経費（準備期間の人的費のほか、備品（机、椅子、パソコン）や、外部から助言（コンサルタント）を受けるために必要な費用その他の必要な経費）を補助する。

→ 1か所当たり：8,000千円



3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

※里親等委託推進提案型事業、里親養育包括支援促進事業（仮称） 国：3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/4

3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】①～⑨の事業 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

⑩、⑪の事業 国：3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/4

【補助基準額】

①統括責任者加算	1か所当たり	5,811千円	⑥里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,812千円
②市町村連携加算	1か所当たり	5,700千円	里親等委託児童数		
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業			20人以上40人未満	1か所当たり	2,397千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,968千円	40人以上60人未満	1か所当たり	4,399千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	1,312千円	60人以上80人未満	1か所当たり	7,949千円加算
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,688千円加算	80人以上	1か所当たり	10,725千円加算
新規里親登録件数			心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,053千円加算
15件以上25件未満	1か所当たり	1,341千円加算	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円加算
25件以上35件未満	1か所当たり	1,908千円加算	里親家庭養育協力支援	1日当たり	4,860円
35件以上	1か所当たり	2,474千円加算	養育児童預かり支援		
④里親研修・トレーニング等事業			受入準備経費	1か所当たり	8,000千円
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,782千円	一時預かり（宿泊を伴うもの）	1日当たり	13,980千円
委託して実施する場合	1か所当たり	5,188千円	一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1日当たり	5,500千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,386千円加算	⑦里親等委託児童自立支援事業		
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円加算	アフターケア対象者10人以上かつ		
研修受講促進費	1人当たり	39千円	支援回数120回以上の場合	1か所当たり	3,987千円
⑤里親委託推進等事業	1か所当たり	6,428千円	アフターケア対象者20人以上かつ		
新規里親委託件数			支援回数240回以上の場合	1か所当たり	7,898千円
15件以上30件未満	1か所当たり	1,161千円加算	⑧共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円
30件以上45件未満	1か所当たり	2,928千円加算	⑨障害児里親等委託推進モデル事業	1か所当たり	2,200千円
45件以上	1か所当たり	4,004千円加算	⑩里親等委託推進提案型事業	1自治体当たり	10,000千円
			⑪里親養育包括支援促進事業（仮称）		
			包括支援（総合型）を実施する場合	1か所当たり	28,551千円<<新規>>
			開設準備経費	1か所当たり	8,000千円<<新規>>

令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす場合に補助率を上げ（1/2 ⇒ 2/3）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 里親委託・施設地域分散化等加速化プランを策定し、当該プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
 - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
 - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
 - i フォスタリング体制の構築
 - ii 里親リクルート
 - iii 研修・トレーニング
 - iv マッチング
 - v 委託後の相談支援

13

新規 児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

平成28年児童福祉法改正により、児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を進めているところであるが、令和3年度社会的養育専門委員会報告書における指摘を踏まえて、その取組を更に強力に推進するため、先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

あわせて、本年6月に成立した改正児童福祉法にて親子関係形成支援事業等の地域の家庭を支援するための取組が新設されること、新設事業を含めた地域の家庭や里親等を支援する担い手として、児童養護施設等の多様な取組の実践を支援する。

（※）令和3年度社会的養育専門委員会報告書（抄）

- 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、
 - ・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業
 - ・ 社会的養育を推進する事業（親子再統合支援、支援を必要とする妊産婦支援等）
 を施設が請け負う事が可能となるように、人員配置の弾力的運用等を図ることとする必要がある。
 - 児童福祉施設（※）と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする
- ※ 例えば、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など

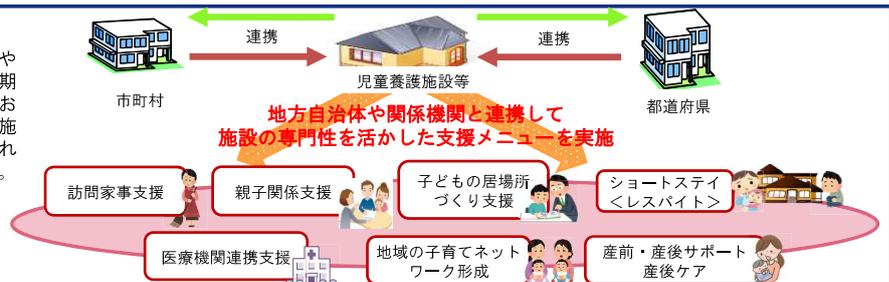
2 事業の概要・スキーム

○事業の概要

改正児童福祉法により新設される親子関係形成支援やショートステイ事業など、児童養護施設等の実施が期待される国庫補助事業だけではなく、地方自治体における多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

○対象施設

・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム



3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）

（※）母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】1自治体あたり：20,000千円

【補助率】国：10/10（※）

（※）本事業が次年度以降も継続される場合、事業実施2年目の自治体は、補助率の減減を行う予定。

14

1 事業の目的

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

2 事業の概要・スキーム

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒にしながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③障害児等受入体制等強化事業【新規】

障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援の補助を行うための職員を配置することにより、障害等を有する児童の円滑な受入・入所中の支援を促進する。

④産前・産後母子支援事業

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等
- ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援

3 実施主体等

【実施主体】

- ①・②・③ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村
- ④ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】

①育児指導機能強化事業 4,947千円

②医療機関等連携強化事業

- i 連絡調整を担う職員 1,928千円
- ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合
 - ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合 2,131千円
 - イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合 5,083千円
 - ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合 6,302千円

③障害児等受入体制等強化事業

1か所当たり最大5,970千円（※）対象児童数に応じて設定

④産前・産後母子支援事業

- i 支援コーディネーターの配置等 1か所当たり 7,223千円
- ii 看護師の配置等
補助職員を配置する場合 1か所当たり 5,165千円
1か所当たり 1,161千円加算
- iii 改修費・備品費等 1か所当たり 8,000千円
- iv 賃借料 1か所当たり 10,000千円
- v 一般生活費 1人当たり日額 1,692千円

1 事業の目的

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳の措置解除後(措置延長の場合は20歳)、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援を受けられることができる事業に要する費用を補助する。
- 現行、年齢要件が適用されない相談支援以外の**居住費や生活費等の支援**に関しても、22歳の年度末以降も支援が受けられるようにする。

2 事業の概要・スキーム

【社会的養護自立支援事業】

- 年齢要件の緩和
 - ・ 令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けられることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、**22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。**

<22歳の年度末以降の主な支援>

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 ※1人当たり月額 397千円 (児童養護施設)	×	○
生活費支援 ※1人当たり月額 51,430円 (就学・就労をしていない者)	×	○

(※) 上記に加え、児童養護施設等を退所後に自立したものの、その後新たに困難に直面した方について、退所した施設等において本事業を活用した支援が再度受けられることを明確化する。(実施要綱改正)



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】

① 社会的養護自立支援事業

- ・ 支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,176千円 + 2,066千円(加算) (20ケース以上に対応している場合)
※ 複数名配置する場合、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能
- ・ 居住費支援 1人当たり月額 397千円(児童養護施設) 等
- ・ 生活費支援 1人当たり月額 51,437円(就学・就労をしていない者)、11,417円(就学している者) 等
- ・ 生活相談支援 1か所当たり 12,144千円(常勤2名以上配置)
- ・ 就労相談支援 1チーム当たり 5,739千円 ※ 就労支援機関への同行支援を行う場合、568千円を加算
- ・ 学習費等支援 (特別育成費)

基本額	1人当たり月額	24,420円	補習費	1人当たり月額	20,000円
資格取得等特別加算	1人当たり	57,610円	補習費特別分	1人当たり月額	25,000円
- ・ 医療連携支援 1か所当たり 7,842千円 ※ 医療機関への同行支援を行う場合、568千円を加算
- ・ 退所後生活体験支援 1人当たり 53,700円
- ・ 法律相談支援 1か所当たり 3,000千円

② 身元保証人確保対策事業

- ・ 就職時の身元保証 年間保険料：10,560円
- ・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料：19,152円
- ・ 大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料：10,560円
- ・ 入院時の身元保証 年間保険料：2,400円

拡充 児童家庭支援センター運営等事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

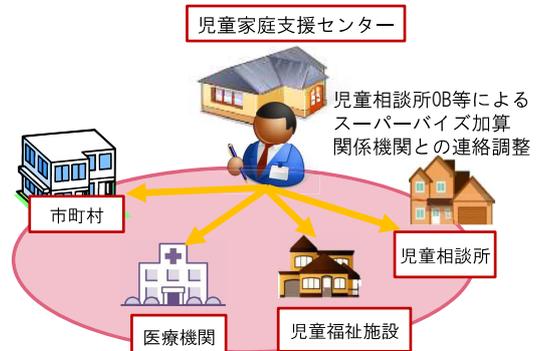
1 事業の目的

児童家庭支援センターは、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行っている。さらに、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うこととされていることから、児童家庭支援センターに経験豊富な児童相談所OB等を配置し、円滑な関係機関連携を進める。

2 事業の概要・スキーム

○児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算 【拡充】

令和4年度予算において、児童相談所の指導委託だけでなく市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合も補助対象としていることを踏まえ、児童家庭支援センターと関係機関の連携を進めるため、児童相談所OB等によるスーパーバイザーの配置を支援する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

常勤心理職配置の場合	1か所当たり	11,722千円	※対応件数に応じて事業費等も補助
非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	7,833千円	
法的問題対応加算	1か所当たり	360千円	
児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算	1か所当たり	547千円	【拡充】

19

拡充 養子縁組民間あっせん機関助成事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

○ 養子縁組民間あっせん機関を通じた特別養子縁組において、子どもの出自に関する情報の記録・保存が適切に行われるよう、「子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業」を拡充して、必要な体制整備等を進める。

2 事業の概要・スキーム

<子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業>

・ 養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設けるなど、子どもの出自を知る権利に関する支援につながるような民間あっせん機関の取組に対して補助を行う。

○ 弁護士等の配置支援 【拡充】

・ 子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置できるよう、加算を創設する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】 「子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業」
1か所当たり 6,126千円 ※弁護士等を配置する場合、2,235千円を加算 【拡充】

20

1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
 - このような支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- ※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員研修事業は、本事業の創設により廃止する。

2 事業の概要・スキーム

- (1) 里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員（職員候補の者を含む）研修の実施
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。
- (2) 全国フォーラムの開催
里親養育包括支援（フォスタリング）機関の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、フォスタリング機関や自治体、里親会等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

3 実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により決定）
- 【補助額】 55,202千円
- 【補助率】 定額（10/10相当）
- ※ 別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

3. ヤングケアラー支援関係

ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案（案）：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

ヤングケアラー（注）の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

（注）本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

（1）実態調査・把握

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,662千円
	1 中核市・特別区あたり	4,130千円
	1 市町村あたり	2,296千円
③負担割合	国：1/2 → 2/3【拡充】	
	実施主体（自治体）：1/2 → 1/3	

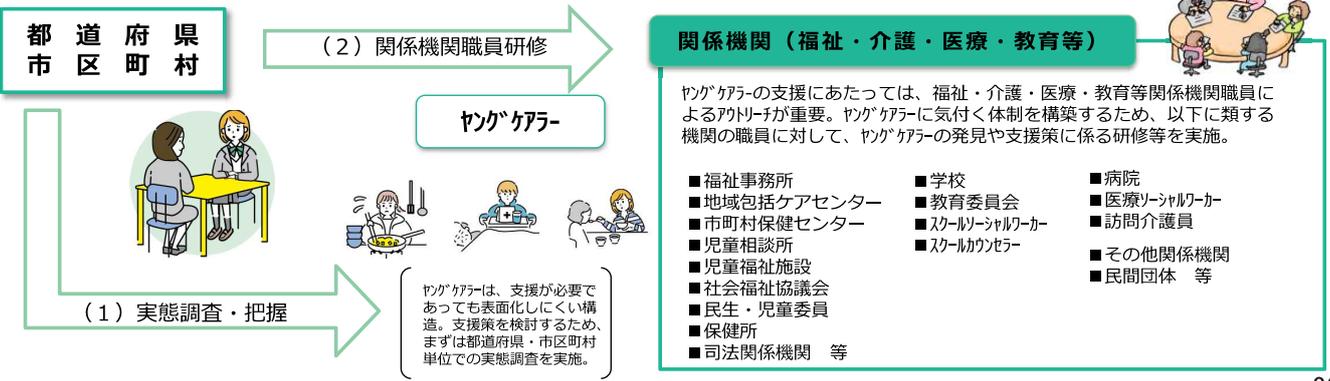
※事業導入当初の時的な措置として補助率を高上げ

（2）関係機関職員研修

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	4,083千円
	1 中核市・特別区あたり	2,391千円
	1 市町村あたり	1,718千円
③負担割合	国：1/2 → 2/3【拡充】	
	実施主体（自治体）：1/2 → 1/3	

※事業導入当初の時的な措置として補助率を高上げ

3. 事業イメージ



ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う【拡充】

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体） 1/3

（1）ヤングケアラー・コーディネーターの配置

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,695千円
	1 中核市・特別区あたり	11,314千円
	1 市町村あたり	6,335千円

（2）ピアサポート等相談支援体制の推進

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,433千円
	1 中核市・特別区あたり	5,038千円
	1 市町村あたり	2,596千円

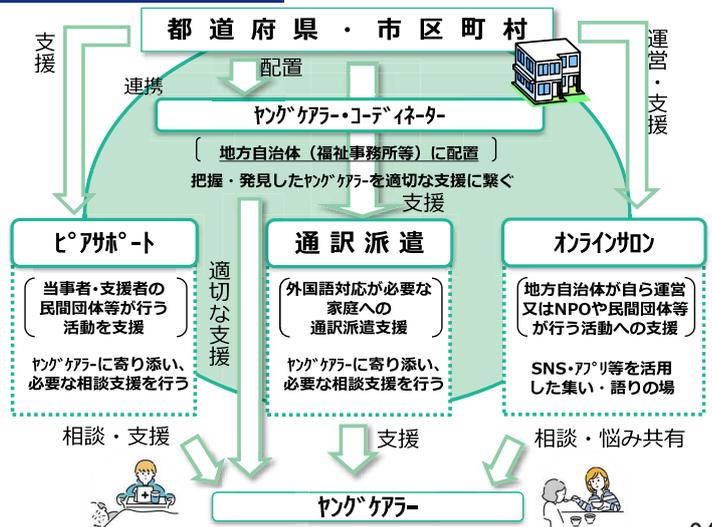
（3）オンラインサロンの設置・運営、支援

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	3,862千円
	1 中核市・特別区あたり	2,627千円
	1 市町村あたり	1,733千円

（4）外国語対応通訳派遣支援【拡充】

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

3. 事業イメージ



1. 事業目的

○ 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る。

○ 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。【拡充】

2. 事業内容、実施主体、補助率

実施主体 市町村 負担割合 国：1/2、市町村：1/2

(1) 市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

【基準額】 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円

(2) 要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

【基準額】 1市町村当たり 交付要綱による

(3) 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童等に対する必要な支援を行うための拠点を運営する。

【基準額】 1支援拠点当たり 交付要綱による

(4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

【基準額】 ①基本分（1か所当たり）564,000円
②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円
③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円

(5) ヤングケアラー支援事業【拡充】

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

【基準額】 1市町村当たり 1,860,000円

令和4年度の里親制度の広報啓発

【令和4年度予算】 2.1億円(里親制度等広報啓発事業)
 <本補助事業の実施事業者> 株式会社朝日新聞社

令和4年度の広報啓発内容

里親制度に興味を持つ方を増やすとともに、関心のある方に分かりやすく制度の内容を伝えるため、制度の案内や相談先等の情報を集約した特設サイトを構築した上、広報啓発活動に用いるコンテンツを作成し、テレビCMやインターネット広告、SNS等の様々な媒体を活用して、里親制度の周知と特設サイトへの誘導を効果的に実施。

1. LINE等のインターネットを活用した広報の実施

- ① **里親制度に関する特設サイトの開設**
 制度の基本情報や啓発動画、インタビュー記事（里親、里親支援に従事される方等）等の掲載
- ② **インターネットを活用した広報の実施**
 - ・LINE広告（ダイジェストスポット含む）等のインターネット広告
 - ・動画広告（Youtube、Tver、TikTok等）等のインターネットコンテンツを活用し、広報啓発を行うとともに特設サイトへ誘導
- ③ **SNS等を活用した広報啓発** 新
 twitter、Youtube、TikTokなどに関連コンテンツを投稿することで、既存の広告等では波及しなかった層への効果を期待する

2. 全国向け地上波テレビCMの放映

世代や性別問わず多くの国民が目にするTVCMを実施する。その際に特設サイトの検索を促すなど、興味を持った人がより深く制度について知る機会を提供

3. シンポジウムの単独開催

里親や有識者等が登壇するシンポジウムを開催

4. 都道府県と連携した広報

熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施

5. ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットを作成
 （配布先：自治体、公共交通機関等）

6. 独自提案

- ・里親会と連携
- ・不妊治療、予期せぬ妊娠関連NPO
- ・新聞広告

1 - ① 里親制度に関する特設サイトの開設

広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを開設。

1. 里親制度の基本情報（制度解説、Q & A）
2. 里親制度啓発動画
3. インタビュー記事（現役里親、有識者、社会的養護経験者、フォスタリング機関の代表）
4. デジタルポスター・リーフレット

<特設サイト> URL : <https://globe.asahi.com/globe/extra/satooyanowa/index.html>



1-② インターネット広告を活用した広報

広報内容

LINE広告、Google広告、Yahoo!スポンサードコンテンツ、朝日新聞デジタル、Youtube広告を活用して特設サイトにユーザーを誘導



2. 全国向け地上波テレビCMの放映

広報内容

日常的に接触頻度が多く、社会的影響力のある地上波テレビを活用し、より広く国民に里親制度の情報を発信することで社会的認知の底上げを図る。

地上波（全国放送）にてモデル富永愛さん出演のCM（30秒）を放映。

<イメージ>



- エリア：全国放送・関東ローカル
- 放送時期：2022年10月～11月初旬
- 秒数：30秒
- 回数：20本
 - ・全国放送19本（プライム帯含む）
 - ・関東ローカル1本

<広告放映番組>

- 相棒 ・トラベルナース
- 林修SP
- ボーイフレンド降臨 他

3. 新聞広告の実施

広報内容

10月1日に **全国紙（発行部数約457万部）朝刊に全面広告を掲載**。里親制度の概要及び特設サイトのURL・QRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へと繋げる。

<掲載内容>

- ・里親の種類
- ・里親になるまでの流れ
- ・特設サイトへの案内
- ・シンポジウムについて

- 媒体：新聞全国紙 朝刊
- サイズ：全15段 多色
- 掲載時期：2022年10月1日付
- 部数：約457万部



4. 都道府県と連携した広報

広報内容

里親制度の各地での周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携**して、実際に里親をリクルートする立場の自治体の広報を支援する。

【実施自治体】

札幌市 大阪府 島根県 秋田県 東京都 板橋区 荒川区 静岡県 岡山県 熊本県 等

<内容（例）>

- ・地元スポーツチームとのタイアップ
- ・オリジナル動画制作
- ・絵本制作
- ・地元密着のバス広告 等

- （参考）昨年度地元サッカーチームとタイアップした啓発動画をJリーグのハーフタイムで上映している様子



5. シンポジウム開催

広報内容

10月の「里親月間」を盛り上げ、**里親制度の関心層に直接的アプローチを行う場として、オンライン参加のシンポジウムを開催。**

SPECIAL 2022年度シンポジウム第三部採録
「教えて先輩里親さん！がんばりすぎない里親とは」座談会【2022年度シンポジウム第三部採録】
READ MORE

○第3部「教えて先輩里親さん！
がんばりすぎない里親とは」

SPECIAL 2022年度シンポジウム第二部採録
「さまざまな里親のかたち 短期里親で一歩踏み出す」座談会【2022年度シンポジウム第二部採録】
READ MORE

○第2部「さまざまな里親のかたち
短期里親で一歩踏み出す」

SPECIAL 2022年度シンポジウム第一部採録
「聞かせて 里親、子ども それぞれの願い」座談会【2022年度シンポジウム第一部採録】
READ MORE

○第1部「聞かせて
里親、子ども それぞれの願い」

7. ポスター・リーフレットの配布・掲示

広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設等にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>

あたたかい家庭を
必要としている子どもたちがいます
広げよう「里親」の輪
それぞれの事情で離れて暮らす子どもたち。
日本には約4万2千人います。
そんな子どもを自分の家庭に迎え入れ、
さまざまなサポートを
受けながら育てるのが「里親制度」です。

里親制度について知りたい
里親になりたい

<リーフレット>

あなたにできること、きっとある。
もっと 知りたい、里親のこと

あたたかい家庭を必要としている
子どもたちがいます
広げよう「里親」の輪

<表面・裏面（制度概要）>

- ・里親になるまでの流れ
- ・里親への支援
- ・Q & A

「里親」STORY

1 富永愛さん
2 養育里親当時者
3 俳優 佐藤浩市さん（週末里親）

<中面（インタビュー記事）>

- ・富永愛さん
- ・養育里親当時者
- ・俳優 佐藤浩市さん（週末里親）

養子縁組あっせん事業者一覧（令和4年4月1日現在）

家庭福祉課調べ

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療社団法人弘和会 産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと
3	埼玉県	医療法人さずな会 さめじまボンディングクリニック
4	千葉県	特定非営利活動法人 ベビープリッジ
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	東京都	一般社団法人 ベアホープ
10	滋賀県	医療法人青葉会 神野レディスクリニック
11	奈良県	特定非営利活動法人 子育てすこやかサークル つむぎ
12	和歌山県	特定非営利活動法人 ストークサポート
13	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
14	沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク
15	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
16	千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル
17	大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会大阪事務所
18	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
19	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
20	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
21	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
22	熊本市	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門
23	奈良市	特定非営利活動法人 みぎわ

令和5年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

【令和5年度予算案】
1,664億円(※)

【令和4年度予算】
(1,792億円)

(※) 子ども家庭庁予算に計上。

困難な問題を抱える女性への支援について、別途、厚生労働省予算に計上

【主な内容】

(ひとり親家庭支援関係)

- ひとり親家庭の相談支援体制の整備について、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な支援を行う。
- ひとり親家庭や貧困家庭等の子どもに対し、児童館・公民館・民家や子ども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援や、学習支援を行うとともに、食事の提供に対する支援を創設する。
- 資格取得に向けた訓練受講中のひとり親に対し、生活費を支援する高等職業訓練促進給付金について、令和4年度末までとしている対象資格の拡大及び訓練期間の緩和措置を令和5年度末まで延長する。
- 国において、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、地方自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境整備を行う。
- 養育費等相談支援センターにおける養育費相談に関して、法律的論点の整理を行い、スムーズに弁護士への相談につなげることができるよう、体制を整備する。

(困難な問題を抱える女性への支援関係)

- 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化を図る。

【主な内訳】

<p>(ひとり親家庭支援関係) ※子ども家庭庁予算に計上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 母子家庭等対策総合支援事業 162億円 (160億円) ◇ 児童扶養手当 1,486億円 (1,618億円) ◇ 養育費等相談支援センター事業 0.8億円 (0.8億円) ◇ 母子父子寡婦福祉貸付金 14億円 (14億円) 	<p>(困難な問題を抱える女性への支援関係) ※厚生労働省予算に計上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円 (22億円) ◇ 婦人保護施設措置費 26億円 (26億円)
---	--

目次

1. ひとり親家庭支援関係 ※ 子ども家庭庁予算に計上

- ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業・・・・・・・・・・ 4
- こどもの生活・学習支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ひとり親家庭等自立促進基盤事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 母子家庭等就業・自立支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 高等職業訓練促進給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業・・・・・・・・・・・・ 9
- ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業・・・・・・・・・・ 10
- 養育費等相談支援センター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

2. 困難な問題を抱える女性への支援関係 ※ 厚生労働省予算に計上

- 困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化について・・・・・・・・・・ 14
- 婦人相談員活動強化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業・・・・ 17
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント・・・・ 18

1. ひとり親家庭支援関係

拡充 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業【平成26年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(3) 相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,172千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,366千円】

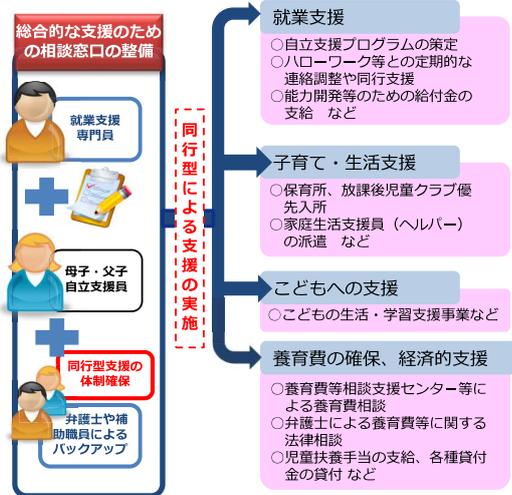
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,580千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるように、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

新 工 同行型支援（新規）【1か所あたり年額4,672千円】

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配置人数	22名	36名	52名	61名	74名	93名	98名
相談対応件数（延べ数）	4,580件	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件

拡充 こどもの生活・学習支援事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談をいっしょに、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

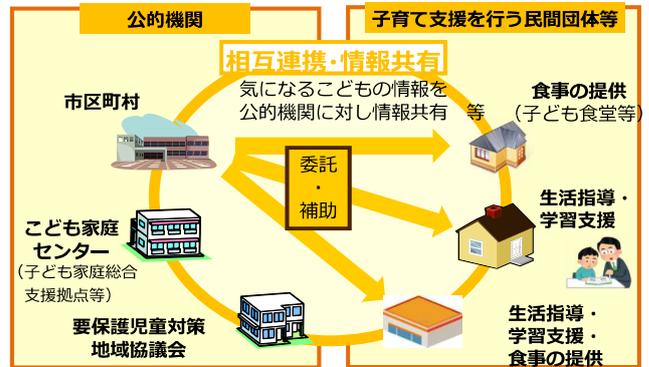
※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3）
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

○食事の提供

1事業所当たり 3,500千円

○連携体制整備

1実施主体当たり 453千円

5

拡充 ひとり親家庭等自立促進基盤事業【平成27年度創設】

令和5年度当初予算案：15百万円（9百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 民間団体が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を支援する事業を実施することにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 民間団体から申請のあった次の全ての要件を満たす事業であって、審査・採択されたものの費用を補助する。
 - ① ひとり親家庭等の支援施策や自立に関する全国的なセミナーや研修会の開催、ひとり親家庭等の就業に関する企業への協力要請活動、養育費に関する相談や普及啓発等ひとり親家庭等の自立支援を行う事業であること。
 - ② 営利を目的としない事業であること。
 - ③ 複数の都道府県において行われる事業であること。
 - ④ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業でないこと。
 - ⑤ 事業の大部分が設備整備、備品購入等でないこと。

3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により3者の範囲内で決定 ⇒ **公募により5者の範囲内で決定**）

【補助率】 定額補助

【補助単価】 1団体あたり上限300万円

【実績】 令和3年度 3団体

拡充 母子家庭等就業・自立支援事業【平成15年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- ひとり親家庭に対し、PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る「**就業環境整備支援事業**」を創設。
- 一般市事業についても専門的な支援が行われるよう、**心理カウンセラー配置加算の適用など補助単価の拡充**を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
- 【1か所あたり最大9,430千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
- 【1か所あたり最大14,248千円】

在宅就業推進事業（H20～）

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
- 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業（H26～）

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
- 【1か所あたり2,802千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
- 【1か所あたり2,809千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
- 【1か所あたり最大25,368千円】

親子交流（面会交流）支援事業

- ・親子交流（面会交流）援助の実施等
- 【1か所あたり最大3,996千円】

心理カウンセラー等配置（R3～）

- ・心理担当職員の配置
- 【1か所あたり3,000千円】

新 就業環境整備支援事業【新規】

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
- 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業（H26～）

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
- 【1か所あたり2,300千円】

拡充 (2) 一般市等就業・自立支援事業【拡充】

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大20,634千円】
- **心理カウンセラー配置する場合** 【1市町村あたり3,000千円】
- **在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合** 【1市町村あたり2,880千円】

3 実施主体等

【実施主体】(1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】令和2年度就業相談件数（延べ数）90,273件

【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	51か所 (85.0%)	118か所 (92.9%)

7

拡充 高等職業訓練促進給付金【平成15年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ※ **令和5年度末まで、訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を延長。**

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格等
- ※ **令和5年度末まで、対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を延長。**

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和2年度総支給件数】6,903件（全ての修学年次を合計）

【令和2年度資格取得者数】2,701人（看護師1,114人、准看護師954人、保育士170人、美容師107人など）

【令和2年度就職者数】2,088人（看護師998人、准看護師573人、保育士144人、美容師91人など）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	60か所 (100.0%)	739か所 (94.7%)	866か所 (95.5%)

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。
※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

8

拡充

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【平成27年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- 高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親の経済的負担を軽減するため、**負担割合の改善を図るとともに、新たに通学の場合の補助単価を創設**する

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<支給内容>

- (1) 通信制の場合【**拡充**】
 - ① 受講開始時給付金：受講費用の3割（上限7万5千円） ⇒ **4割（上限10万円）**
 - ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限10万円） ⇒ **1割（上限12万5千円）**
 - ③ 合格時給付金：受講費用の2割（①②と合わせて上限15万円） ⇒ **1割（上限15万円）**
- (2) 通学又は通学及び通信併用の場合【**新規**】
 - ① 受講開始時給付金：受講費用の**4割（上限20万円）**
 - ② 受講修了時給付金：受講費用の**1割（①と合わせて上限25万円）**
 - ③ 合格時給付金：受講費用の**1割（①②と合わせて上限30万円）**

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【R2実施自治体数】342自治体

【R2支給実績】事前相談：174人 支給者数：80人

9

新規

ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業

令和5年度当初予算案：35百万円

1 事業の目的

- 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、ひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況 等

(3) その他業務

- ・ 上記のほか、必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

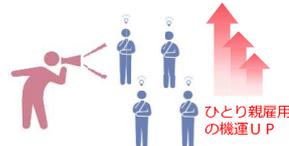
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

2 ひとり親の雇用に理解の企業の情報

- ① ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載

- ② 優良企業表彰を受けた企業の取り組みを掲載

ひとり親雇用の機運を高める

3 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- ① ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載

- ② 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

10

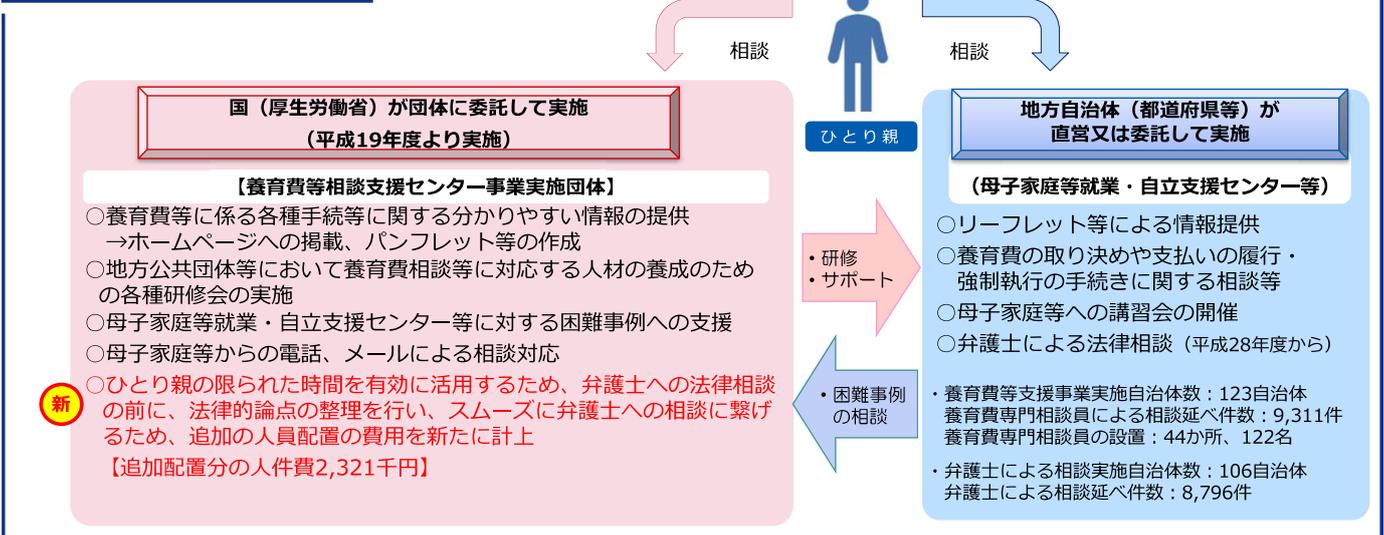
養育費等相談支援センター事業

令和5年度当初予算案：0.8億円（0.8億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「養育費等相談支援センター」を設置し、養育費に関する相談支援や、相談にあたる人材育成のための研修等を行うことで、ひとり親家庭の自立を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

【実施主体】国（委託により実施） 【令和2年度実績】 相談延べ件数：5,537件 研修等の実施：45回

母子父子寡婦福祉資金貸付金

令和5年度当初予算案：14.2億円（13.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者に対して、生活資金を貸付け、ひとり親家庭の生活の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 現状の12種類の資金（①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪修学支度資金、⑫結婚資金）のうち、**生活資金を拡充**する。

生活資金の対象者（現状）

知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない（7年未満）者、失業中の者

拡充

家計が急変した者

家計急変者への貸付（拡充内容）

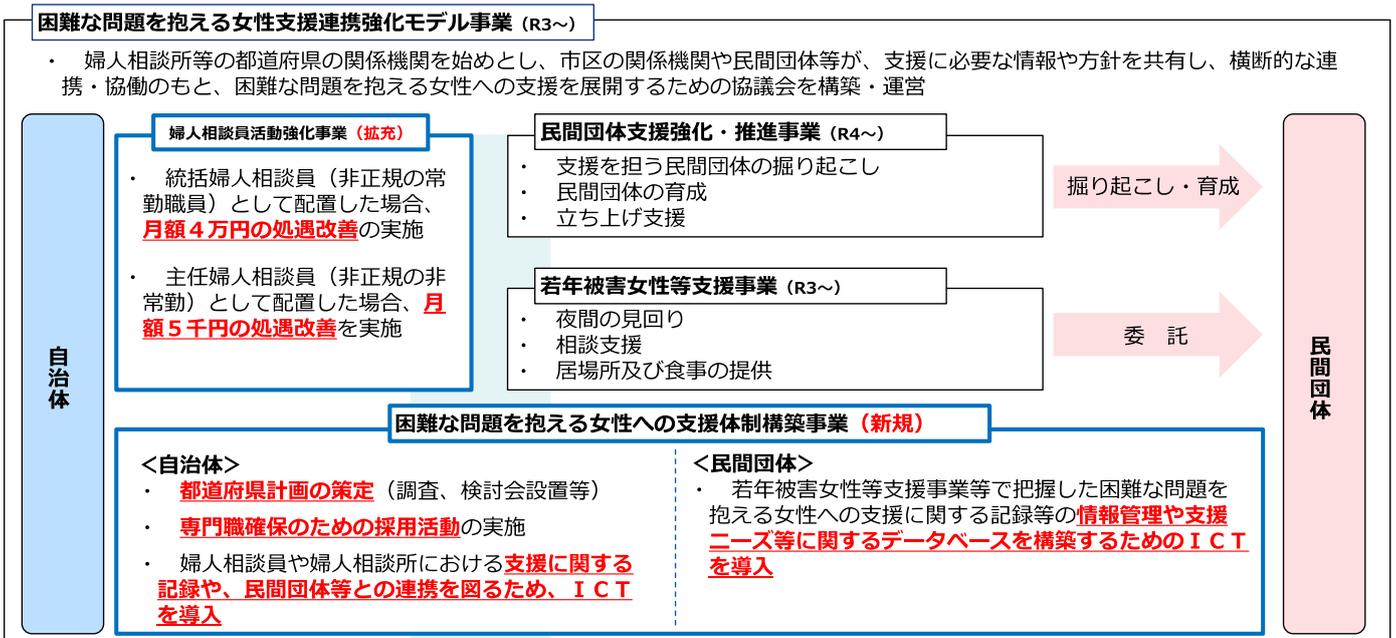
- 【貸付内容】 収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者に対して、生活資金の貸付を行う。
 - 【貸付対象】 母子家庭の母、父子家庭の父 ※ただし、児童扶養手当を受給している場合は、対象外
 - 【貸付要件】 家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者（直近の月収を12倍した金額が365万円以下（扶養児童1人の場合※）の者）
※扶養児童1人増えるごとに47.5万円を加える
 - 【貸付限度額】 児童扶養手当に準拠した額
 - 【貸付期間】 原則3月以内（最長1年まで延長可）
 - 【据置期間】 貸付期間終了後、6ヶ月間
 - 【償還期限】 10年以内
 - 【保証人・利率】 保証人有：無利子、保証人無：年1.0%
- ※政令改正予定

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市 【貸付額】 厚生労働大臣が認めた額 【補助率】 国：2/3

2. 困難な問題を抱える女性への支援関係

困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化について



国

※ 自治体より、困難な問題を抱える女性への支援窓口（自治体及び民間団体（若年被害女性等支援事業の委託を受けている者など））や、支援の内容等を国へ情報提供

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業 (新規)

- ・ **専用のwebサイト等を作成し、自治体から提供のあった各窓口や支援内容等の周知を図る**ことで、困難な問題を抱える女性が窓口アクセスしやすい環境を整備するとともに、民間団体同士が連携できる体制を整備する。併せて、全国フォーラム等を開催することで、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高める。
- ・ **婦人保護施設における運営実態の把握・運営方策の検討**
- ・ 婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための必要な**研修のカリキュラムの検討・策定**

婦人相談員活動強化事業【平成14年度創設】

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円のうち (22億円のうち) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。
- さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を**統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善**を実施。

3 実施主体等

＜実施主体＞ 都道府県・市
 ＜補助率＞ 国5/10 (都道府県・市5/10)

＜補助単価＞

1. 婦人相談員手当等

(1) 婦人相談員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算 (R4～)
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数-2)
 研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数-2)
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
 研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当 (R4～) 研修修了者：年額 504,130円
 研修未修了者：年額 392,440円

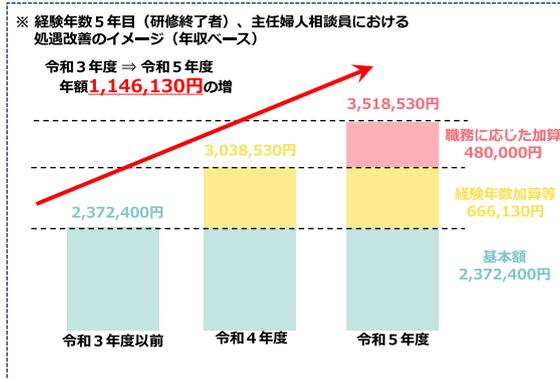
- (2) 統括婦人相談員加算 月額 40,000円【新規】
- (3) 主任婦人相談員加算 月額 5,000円【新規】

2. 婦人相談員活動費

- ア 都道府県 婦人相談員の数 × 58,000円 イ 市 婦人相談員の数 × 49,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円 エ 代替職員 1自治体あたり年額 238,080円

3. 相談員配置実績等 (令和2年度)

相談員数：1,533人
 相談対応件数：延べ407,942件 (実163,393件)



困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円のうち (一) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 都道府県基本計画等の策定支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要な費用(人件費、調査費、会議費等)の一部を補助する。

(2) 婦人相談員等専門職採用活動支援事業

困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保(セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等)に必要な費用(人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等)の一部を補助する。

(3) ICT導入支援事業

ICTを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。

(4) その他婦人保護施設等への支援

① 生活向上のための環境改善事業

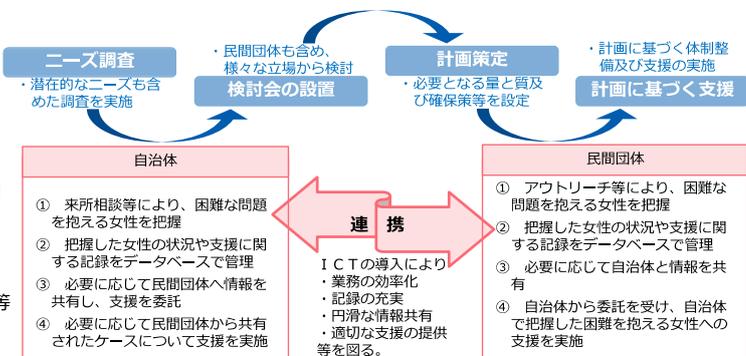
婦人保護施設、婦人相談所及び婦人相談所一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。

② 身元保証人確保対策事業

婦人保護施設等に入所中・退所した者等が就職する際等に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。

③ 職員の資質向上のための研修事業

職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・市町村1/2

【補助単価】

- (1) 1自治体あたり2,647千円
- (2) 1自治体あたり2,766千円
- (3) 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円 等

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (一) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 困難な問題を抱える女性が支援に繋がるよう、必要な情報発信や自治体・民間の支援団体が広域で連携できる体制整備や全国フォーラム等の開催を通じた機運の醸成のほか、研修カリキュラムの策定等を通じた婦人相談員等の養成及び資質の向上を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

(2) ポータルサイト運営業務

- ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

(3) 広報啓発・フォーラムの開催

- ・ 必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

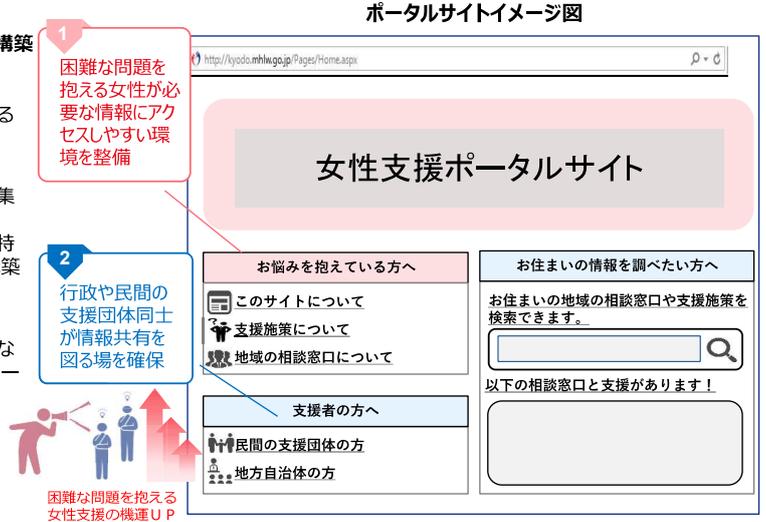
2. その他困難な問題を抱える女性への支援の推進

(1) 婦人保護施設の実態把握等

- ・ 婦人保護施設における運営実態の把握・運営方策の検討

(2) 婦人相談員等の研修カリキュラム策定

- ・ 婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための必要な研修のカリキュラムの検討・策定



3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員

(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

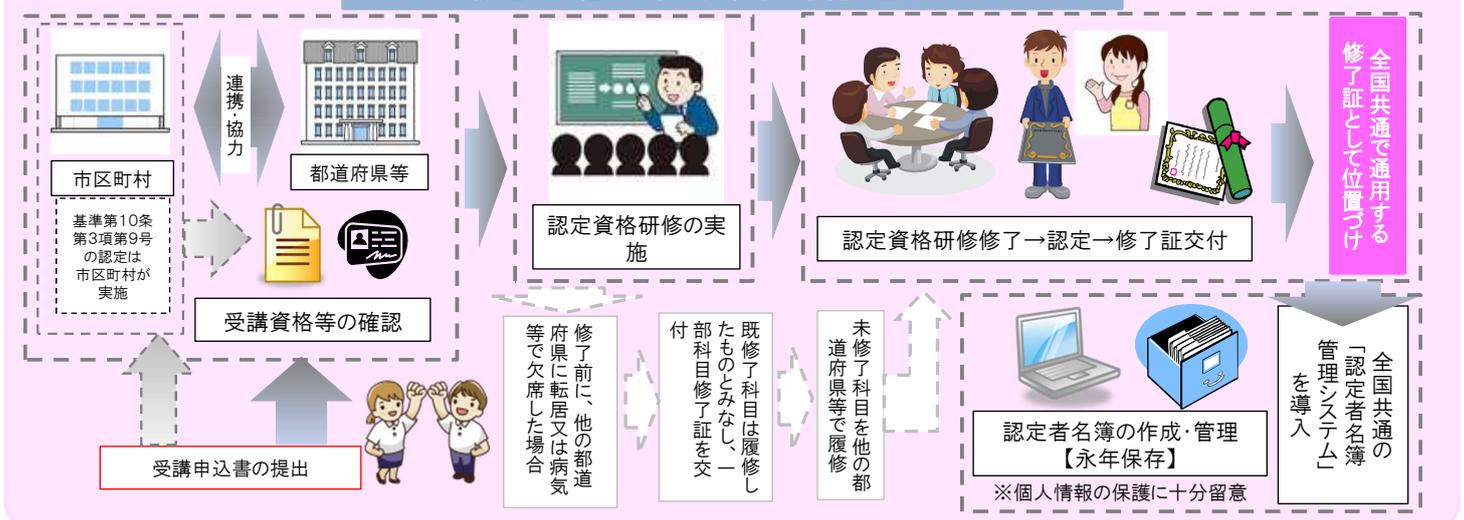
基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主 な 内 容
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（以下、「都道府県等」と表記） （都道府県等が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修内容・時間数	次項のとおり（16科目24時間）（都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。
修了の認定・修了証の交付	都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕を都道府県知事名、指定都市市長名、中核市市長名で交付（委託は不可）。
認定の取消	都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 （※）認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

認定の仕組み（都道府県等の事務の主な流れ）



放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目及び時間数

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4. 5時間（90分×3）】
 - 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間（90分×4）】
 - 子どもの発達理解
 - 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - 障害のある子どもの理解
 - 特に配慮を必要とする子どもの理解
- 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間（90分×3）】
 - 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - 子どもの遊びの理解と支援
 - 障害のある子どもの育成支援
- 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間（90分×2）】
 - 保護者との連携・協力和相談支援
 - 学校・地域との連携
- 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間（90分×2）】
 - 子どもの生活面における対応
 - 安全対策・緊急時対応
- 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間（90分×2）】
 - 放課後児童支援員の仕事内容
 - 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

総 行 経 第 3 8 号
平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要件を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとするものとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報保護が適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたったり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

各都道府県総務部長
(人事担当課・市町村担当課・区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
(公 印 省 略)

会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について（通知）

来年4月1日の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に向け、各地方公共団体においては、平成30年10月18日付総行公第135号・総行給第49号・総行女第17号・総行福第211号・総行安第48号公務員部部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」等に基づき準備を進めていただいているところですが、本日公表された「令和2年度地方財政対策のポイント及び概要」で示されたとおり、会計年度任用職員制度の導入に伴い必要となる財源が確保される見込みとなったことを踏まえ、特に留意すべき事項を下記にまとめましたので、適切に対応していただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び改正法附則第2条（施行のために必要な準備等）に基づくものです。

記

1 最適な職員構成の実現

各地方公共団体においては、住民のニーズに応える効果的かつ効率的な行政サービスを今後も安定的に提供していくための最適な職員構成を実現することが重要であり、個々の職の設定に当たっては、就けようとする職の職務の内容、勤務形態等に応じて、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員等のいずれが適当かを考慮すべきものであること。

2 適切な勤務時間の設定

会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。

また、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するものであること。

3 適切な給与決定

会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべきものであること。

また、単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであること。

4 不適切な「空白期間」の是正

臨時の任用職員及び会計年度任用職員の任期の設定については、基本的には、各地方公共団体において適切に判断されるべきものであるが、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするために、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設けることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。

5 適切な休暇等の設定

会計年度任用職員の休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適当な考慮が払われるべきものであること。

また、労働基準法の規定によって年次有給休暇の消滅時刻は2年とされているところであり、現に任用されている臨時・非常勤職員を含め、同法における「継続勤務」の要件に該当する場合には、再度任用時において前年度に付与された年次有給休暇が繰り越されるべきものであること。

なお、国の非常勤職員には、令和2年1月1日から夏季休暇が措置されるものであること。

6 適切な募集・任用の実施

会計年度任用職員の募集・任用に当たっては、任用期間や勤務時間、給与・報酬、各種社会保険等の勤務条件を明示するとともに、地方公務員法上の服務規定の適用や懲戒処分、人事委員会又は公平委員会への苦情相談等の対象となる旨を説明すべきものであること。

また、会計年度任用職員の円滑な導入が図られるよう、募集期間や制度の周知期間を十分確保すべきものであること。

放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の 実施結果（フォローアップ調査結果）の概要

調査内容

- 令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」等を踏まえ、令和3年10月、全国の自治体に対して放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検を実施。
- ※ 通学路と重なる来所・帰宅経路については、令和3年7月9日付けの文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して作成された「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、合同点検を実施しているため、放課後児童クラブは、学校の通学路と重ならない経路についての安全点検を実施。また、保護者による送迎を義務としているなど、利用児童の来所・帰宅時に安全確保が図られている場合も安全点検の対象外とした。
- 令和4年3月末までに回答のあった市町村における来所・帰宅経路の設定状況や安全点検の実施状況等について、フォローアップ調査を実施（令和4年5月25日付けで依頼）し、調査結果は以下のとおりとなった。
- ※フォローアップ調査に回答のあった市町村数：1,627市町村（26,472クラブ）
（参考）放課後児童クラブ実施市町村数：1,624市町村（26,925クラブ）（令和3年5月1日時点）

フォローアップ調査結果の概要

（1）危険箇所の把握状況

- 幹線道路の抜け道になっていて大型車の進入が多い箇所などの危険と考えられる箇所：6,139箇所
うち、利用児童や保護者への注意喚起など、放課後児童クラブにおける対応がされていない箇所：493箇所
（利用児童や保護者への注意喚起などの対応がされていない箇所（493箇所）における今後の対応予定等）
- ・利用児童や保護者の注意喚起など、放課後児童クラブにおいて実施できる対応策を実施予定：477箇所
 - ・学校から当該危険箇所に関する注意喚起が行われている：14箇所
 - ・危険箇所がある小学校区から来所する児童がいないため対応未定：2箇所

※26,472クラブのうち4,312クラブにおいて安全点検を実施。残り22,160クラブは来所・帰宅経路が全て通学路と重なる、保護者による送迎を義務としているなど、今回の安全点検を不要としたクラブ。

（2）放課後児童クラブ担当部局等の、通学路の交通安全確保の推進体制への参画状況

- ①通学路の交通安全確保の推進体制（以下「推進体制」という。）に参画している市町村：500市町村（30.7%）
- ②推進体制への参画を検討している市町村：208市町村（12.8%）
- ③推進体制へ参画する予定がない市町村：919市町村（56.5%）

（推進体制に参画する予定がない市町村（919市町村）の状況）

- ・放課後児童クラブ担当部署と教育委員会・学校・警察等推進体制を構成する部署と個別に連絡・情報交換する体制が整えられている：902市町村
- ・その他（保護者の送迎を基本としているため、学校敷地内にあり通学路と重複しているため、方針を検討中など）：17市町村

※「通学路の交通安全確保の推進体制」は各市町村の学校、教育委員会、警察、道路管理部局等から構成される。

※市町村の割合はフォローアップ調査に回答のあった1,627市町村に対する割合である。

利用者支援事業

令和5年度当初予算(案) 1,920億円の内数(1,800億円の内数)

(子ども・子育て支援交付金(こも家庭庁)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

2. 施策の内容

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
 - 子育て支援に関する情報の収集・提供
 - 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
 - 地域に展開する子育て支援資源の育成
 - 地域で必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※ 子ども・子育て支援に関する事業(地域子育て支援拠点事業など)の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

○ 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※ 子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○ 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プログラムの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

3. 実施主体等

- 実施主体 市町村(特別区を含む)
- 負担割合 国(2/3)、都道府県(1/6)、市町村(1/6)
- 主な補助単価(令和5年度予算案)

【基本事業】 ※母子保健型は、職員が専任の場合

基本型	特定型	母子保健型
7,688千円	3,150千円	14,331千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

○ 実施か所数の推移(単位:か所数)

	基本型	特定型	母子保健型	合計
R2年度	888	394	1,582	2,864
R3年度	981	379	1,675	3,035

【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	一体的相談支援機関連携等加算
1,451千円	781千円	1,093千円	1,934千円	805千円	774千円	3,270千円	300千円

地域子育て支援拠点事業

令和5年度当初予算(案) 1,920億円の内数(1,800億円の内数)

(子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

1. 施策の目的

背景

- ・3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・男性の子育てへの関わりが少ない
- ・児童数の減少

課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わり方の減
- ・地域や必要な支援とつながらない

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



2. 施策の内容

- 一般型** 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施
- 連携型** 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・地域に向き、出張ひろばを開設
- ・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➤ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所での、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

➤ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

3. 実施主体等

- 実施主体** 市町村(特別区を含む)
- 負担割合** 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)
- 主な補助単価(令和5年度予算案)**
- 【基本事業】一般型 8,639千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
- 連携型 3,192千円(5～7日型の場合)
- ※ 開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)

3,302千円(一般型(5日型)で実施した場合)

地域支援加算 1,553千円

特別支援対応加算 1,085千円

育児参加促進講習休日実施加算 412千円

※ この他、出張ひろば等の実施により単価が異なる

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円
(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

○実施か所数の推移(単位:か所数)

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
7,259	7,431	7,578	7,735	7,856

地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方

これまで実施してきた「基礎的研修」及び「指導者養成研修」に加え、中堅職員の資質の向上を図るために、平成30年度より地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業「専門的研修」を実施。

<p>○ 地域の人材による子育て支援活動強化研修</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点の管理者や事業所において指導的立場にある者 <p>②研修の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てに関する指導的立場の者の養成 ・地域子育て支援拠点の課題への対応技術の習得 <p>③実施主体：国（※公募により民間団体に委託予定）</p>	<p>【ベテラン職員】</p> <p>◇経験年数が概ね5年以上の職員</p> 
<p>○ 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業の業務経験年数がある程度ある者 <p>②研修の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業所の職員の質の向上 ・地域における子育て支援に関する専門的知識や技術等の修得 <p>③補助率 国1/2、都道府県・市町村1/2</p>	<p>【中堅職員】</p> <p>◇経験年数が概ね5年未満の職員</p> 
<p>○ 子育て支援員研修 （地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに子育て支援等の業務に従事する者、または経験が浅い者 <p>②研修の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な子育て支援分野全般に関する基礎的知識や技術等の修得 ・地域子育て支援拠点事業について全体像の理解、および事業のねらいについての理解 <p>③補助率 国1/2、都道府県・市町村1/2</p>	<p>【新任職員】</p> <p>◇未経験の職員</p> <p>◇経験年数が概ね3年未満の職員</p> 

指導者養成研修

専門的研修

基礎的研修

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

令和5年度当初予算（案） 1,847億円の内数（1,748億円の内数）
（子ども・子育て支援交付金）

1. 施策の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者と
の相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

2. 施策の内容

○主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
- ・こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり

○実施市町村 令和3年度 971市町村
令和2年度 956市町村

3. 実施主体等

○実施主体：市町村（特別区を含む）

○負担割合：国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○主な補助単価（令和5年度予算案）

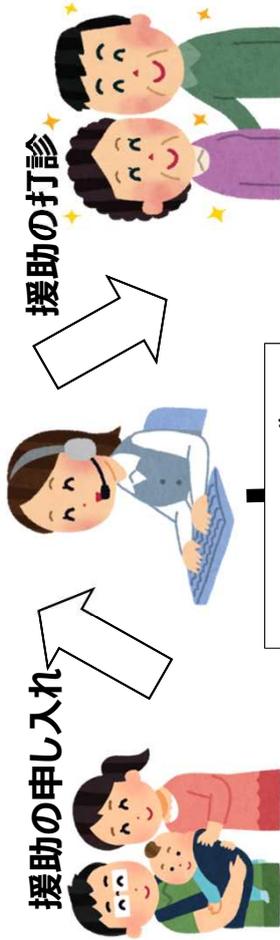
- 【基本事業】2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 【病児・緊急対応強化事業】1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 【預かり手増加のための取組加算】500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
- 【ひとり親家庭等の利用支援】500千円
- 【地域子育て支援拠点等との連携】1,500千円
- 【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕

アドバイザー

援助の申し入れ

援助の打診



依頼会員（預ける側）
60万人

提供会員（預かる側）
14万人

※両方会員 4万人

請負契約
準委任契約

子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業等

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」における、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施には、現職の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保する必要がある。

また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について、現地調査等により実態や試行的取り組み等を把握し、諸般の課題に対応するための手立てとなる提言を得るための調査研究等を実施。

子ども家庭推進事業費補助金（子ども家庭局所管分）	令和4年度予算：35.9億円 → 令和5年度予算案：35.9億円
子育て支援員研修事業	令和4年度予算：3.5億円 → 令和5年度予算案：3.5億円
<ul style="list-style-type: none"> ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関しての必要な知識や技術等を習得するための研修を実施 ・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定 	
職員の資質向上・人材確保等研修事業	令和4年度予算：24.5億円 → 令和5年度予算案：24.6億円
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施 	
子ども・子育て支援推進調査研究事業	令和4年度予算：6.9億円 → 令和5年度予算案：6.5億円
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施 	
児童館における健全育成活動等開発事業	令和4年度予算：1.0億円 → 令和5年度予算案：1.0億円【拡充】
<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の機能強化を図るため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施、横展開が可能になるような好事例集の作成を行う ・令和5年度は改正児童福祉法の施行に向けた取組（仮称）と障害児受入推進に向けた取組（仮称）の2テーマを対象として拡充する 	
ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業	令和4年度予算：1億円 → 令和5年度予算案：0.3億円【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーシッターの更なる質の向上を図るため、認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や更なる研鑽のための研修機会を増加させる 	
子ども家庭推進事業委託費（子ども家庭局所管分）	令和4年度予算：3.6億円 → 令和5年度予算案：3.9億円 ※旧保健福祉調査委託費分除く
指導者養成等研修事業	令和4年度予算：1.6億円 → 令和5年度予算案：1.5億円
<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体で研修を実施するための講師や各施設における指導者の立場にある者を養成。また研修内容が確立されていない最新のテーマや事柄などについて、全国的に周知や普及を行い、全国一律で一定程度の質・量の確保を行う研修を実施 	
子ども・子育て支援推進委託調査研究・普及促進事業	令和4年度予算：1.7億円 → 令和5年度予算案：1.7億円
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題への対応及び児童相談所の専門性向上に対応するための各種調査研究等を実施 	
地域児童福祉事業等調査事業	令和4年度予算：0.1億円 → 令和5年度予算案：0.1億円
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得るために調査を実施 	
児童福祉実態調査事業	令和4年度予算：0.2億円 → 令和5年度予算案：0.6億円
<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭児童及び児童のいる社会福祉施設等の実態を把握し、児童福祉行政推進の基礎資料を得るために調査を実施 	

【職員の資質向上・人材確保等研修 研修内容一覧】

事業名	概要
保育の質の向上のための研修等事業	
保育の質の向上のための研修事業	保育所の職員等を対象に、保育士の専門性の向上を図り、保育の質を向上させるための研修を実施
保育士試験合格者に対する実技講習事業	実務経験の少ない保育士試験合格者を対象として、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習を実施
保育実習指導者に対する講習事業	指定保育士養成施設の学生に対する実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修を実施
保育士等キャリアアップ研修事業	職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修を実施
新規新卒者の確保、就業継続支援事業	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修等を実施
多様な保育研修事業	
家庭的保育者等研修事業	家庭的保育事業、小規模保育事業等を推進するため、家庭的保育者等としての知識を習得するための研修を実施
居宅訪問型保育研修事業	利用児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、居宅訪問型保育事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）に従事するにあたって必要な知識を習得するための研修を実施
病児・病後児保育研修事業	病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・訪問型）に従事する者（看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士）の資質の向上を図るための研修を実施
放課後児童支援員等研修事業	
放課後児童支援員認定資格研修事業	省令基準により、「放課後児童支援員」となるためには都道府県知事等が実施する研修を修了することが義務づけられているため、「放課後児童支援員」として新たに業務に従事するための認定資格研修を実施
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため研修を実施
児童厚生員等研修事業	児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施
地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業	地域子育て支援拠点事業所の職員の資質の向上を図るための研修を実施
ファミリー・サポート・センター事業 アドバイザー・援助を行う会員研修事業	ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザー及び援助を行う会員の資質向上を図るための研修を実施
認可外の居宅訪問型保育研修事業	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の基準において保育従事者が修了する必要があるとした研修を実施

目次

はじめに..... 1

1. 児童館の現状と課題..... 3

2. 今後の児童館のあり方..... 5

 (1) こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化..... 5

 (2) ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化..... 7

 (3) 大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化..... 8

 (4) 児童館の制度について..... 10

おわりに..... 12

関連資料..... 13

 ▪ 「児童館のあり方検討ワーキンググループ」委員名簿..... 13

 ▪ 「児童館のあり方検討ワーキンググループ」開催経過..... 13

社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会

児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ

とりまとめ

令和4年12月20日

はじめに

- 児童館は、「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号。以下「権利条約」という。）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設であり、これまで各児童館の創意工夫の下、子どもの年齢・発達に応じた育成、様々な悩みを抱えた保護者への相談支援を行うなど、地域の人々とともに、子どもや子育て家庭の居場所として、地域における児童福祉の向上の役割を果たしてきた。
- 児童館に求められる基本的な機能・役割は、子どもが自由に利用することができることを保障し、且つ、遊びを通じた健全育成活動を行うことにある。これは、児童福祉施設のなかで唯一無二のものである。
- 児童館の運営については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「省令基準」という。）、「児童館の設置運営要綱」（平成2年8月7日付け厚生省発見第123号厚生省事務次官通知。以下「設置運営要綱」という。）、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日付け発見第967号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）に基づき、質の確保を図りつつ、「児童館ガイドライン」（平成30年10月1日付け子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）に規定された児童館の特性、役割等に留意しながら、各地域の実情に合わせた運営がなされている。
- 近年、これまで児童館が果たしてきた機能・役割に加え、中・高校生世代への支援、虐待、貧困などの社会を取り巻く福祉課題への対応、SNS等の活用やオンラインでの交流など、社会情勢の変化に合わせた「児童館の機能・役割」の強化・見直しが必要となっている。
- また、児童館がその機能・役割を十分に果たしていくためにも、子ども、保護者、学校関係者等への周知や地域における認知度について地域で濃淡があること、ガイドラインに規定されている内容がわかりづらく、特に「児童館の特性」については、自治体職員や児童館職員¹の理解が進んでいないという意見があること、ガイドラインと設置運営要綱との整合性がとれていないことなど、現在直している課題についても、改めて整理を行うことが必要である。
- この他、児童館の機能・役割を見直ししていく中で、地域の児童館の中枢的機能

¹ 児童館長、児童の遊びを指導する者、それ以外の職員も含む。

を有する大型児童館が果たすべき機能・役割や、子どもの健全育成に係る「遊び」の位置づけなど、引き続き、検討を要する課題等は多岐に渡るが、令和5年度に創設される「子ども家庭庁」において取り組むこととされている「こどもの居場所づくり指針（仮称）」の策定に向けて、継続的な議論が行えるよう、今後児童館が果たすべき機能・役割等について整理を行った。

1. 児童館の現状と課題

- 児童館は、昭和40～50年代の高度経済成長期に全国的に設置が進められた。その施設数は、平成18(2006)年度の4,718か所をピークに減少傾向に転じ、ここ数年は横ばいから減少傾向となっている。令和2年10月1日現在、4,398か所設置されている。民営が増加傾向にある。
- 児童館を対象とした国の財政補助としては、昭和38(1963)年度に整備費、運営費が一般会計に計上された。その後、昭和61(1986)年度より児童厚生施設人件費について公営分及び民営分ともに一般財源化し、平成9(1997)年度より公営分の事業費を、平成24(2012)年度より民営分の事業費をそれぞれ一般財源化し、現在に至っている。
- 児童館の運営は、省令基準において、基本的な設備、職員である「児童の遊びを指導する者」(以下「児童厚生員」という)等について規定している。また、設置運営要綱、局長通知により、施設種別ごとに機能、対象児童、運営内容等を規定している。
- 児童館の運営や活動の基本的事項を示し、望ましい方向性を指すものとして、平成23(2011)年にガイドラインを初めて発出した。その後、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての更なる機能強化を目指し、また、大型児童館に求められる基本機能や県内児童館の連絡調整などの役割を明記し、平成30(2018)年に改正した。
- ガイドラインの発出は、設置自治体や児童館職員にとって、それまで児童館が果たしてきた機能・役割を明確化し、目指すべき方向を理解することにつながった。ガイドラインの周知状況は児童館活動の充実度と比例していることが指摘されており、児童館活動の発展のためにも更なる周知や理解促進が必要である。また、今後子どもや児童館をとりまく状況の変化に応じて、ガイドラインを適宜見直すと同時に、積極的な活用や普及のための手立てを検討する必要がある。
- 過去の調査研究³⁾によると、全国の約6割の市区町村に児童館が設置されているが、都道府県単位で見ると、9割以上の市町村に設置されている県から、1割程度の県まであり、自治体間の格差が大きい。偏在しているため、児童館を利用した経験の有無や利用頻度に差があることから、児童館の認知度にも影響すると思われる。

² 一般財団法人児童健全育成推進財団(主任研究委員：大竹智)「児童館の運営及び活動内容及び活動内容等の状況に関する調査研究」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業),2022

³ 同上

また、別の調査研究⁴⁾においても、人件費等には施設間で大きな差が見られることが分かっており、これは、運営費の一般財源化による地方自治体における予算配分の考え方や、事業委託などの運営方法の違いによる影響も考えられる。

- 児童館は、他の児童福祉施設と性格を異にする。利用型の施設であり、対象とする子どもの年齢や発達段階からすると、保護者による送迎あるいは自力で行ける範囲に当該施設がないと、利用につながりにくい。更に利用への強制性はないため、児童館を知らない子どもや家庭へのアプローチが十分でない可能性がある。
- 児童館には定められたカリキュラムがなく、地域の子ども・子育てニーズを把握した上で、実情に応じたプログラムを実施することができる。そのため、活動が想定以上に付加・拡張されていくことがある。一方で、活動が低調になってしまう可能性もあり、これが児童館活動の濃淡につながっている。
- 児童館は放課後児童施策として期待され、その数を増やしてきたこともあり、放課後児童クラブの待機児童等も発生している状況の中では、児童館内の放課後児童クラブ利用児童が増加し、他の自由来館の子どもが利用しづらい現状も否めない。
- 令和2年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、約8割の児童館は臨時休館を余儀なくされた⁵⁾。臨時休館時において、全ての活動を休止した施設、公園への出張巡回を通じた子どもや子育て家庭の状況を把握した施設、オンラインを活用した遊び等の情報提供や相談活動をおこなった施設など、対応に違いが見られた。
- 課題はありつつも、児童館の有用性はその位置づけや運営実態から理解できる。特に、児童館は唯一子どもが自ら選んで行くことができる児童福祉施設であることから、子どもが有する権利を保障する施設である。また、遊びを通じた健全育成を行うことで、子どもの福祉増進を目指すという目的そのものが希有であり、児童福祉法に位置づけられたことの意義がある。

⁴ みずほ情報総研株式会社(座長：植木信一)「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究」(平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業),2018

⁵ 「児童館における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急調査」(全国児童館連絡協議会・児童健全育成推進財団) 令和2年6月

2. 今後の児童館のあり方

- 今後、児童館が地域における「こどもの居場所」として、その機能・役割を十分に発揮し、こどもや保護者に寄り添い、誰もが安全・安心して利用できる場所（サードプレイス、アジール）を目指すとともに、虐待、貧困、不登校などの福祉的課題への対応に向けて、ソーシャルワーク機能も含めた機能強化を図ることが必要である。
- また、大型児童館を中心とした児童館同士のネットワークの構築、児童厚生員等の育成、地域で活動する団体との連携などにより、地域の児童館全体の機能強化を図ることも重要であることから、大きく以下の事項について整理を行う必要がある。
 - (1) こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化
 - (2) ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化
 - (3) 大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化
- (1) こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化
 - 児童館は、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、その置かれている環境や状況に関わりなく、こどもが自らの意思で来館することができ、様々な遊びや学習等を通じ、こども同士や児童館職員との交流を図りながら、こどもの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、こどもが安全・安心して過ごすことができる、家庭、学校に次ぐ、こどもにとつての日常の安定した生活の場となる必要がある。
 - 近年、学習のオンライン化やSNS等を活用した相談、交流が一般的になるなど、こどもたちを取り巻く環境は刻一刻と変化しており、児童館の機能・役割を果たしていく上では、こども目線での見直しが必要である。とりわけ、中・高校生世代に向けた支援を行う上では、SNS等を活用した相談支援、交流の場の提供や、児童館内におけるWi-Fi等のネットワーク環境の整備、開館時間の柔軟化(夜間の開館等)の検討を行うことも必要である。
 - また、いじめ、虐待、貧困などの事情を抱えたこどもにとつても、SNS等を活用した相談等は重要であり、対面、オンラインなどを交えた支援ができる身近なこどもの居場所になることが求められる。
 - 児童館はすべてのこどもを対象としているため、ユニバーサルなサービスである。

⁶ Asyl (独語)、Asile (仏語) 避難所、無縁所、自由領域。こどもたちが庇護されたり、日常のストレス等から解放される場の意として使用。

発達障害をはじめとするさまざまな障害のあるこどもや外国につながるこどもなど、多様なこどもたちだが、児童厚生員による支援のもとで過ごすことができる児童館は、インクルーシブな環境づくりに寄与することが期待される。

- こどもの居場所の構成要素として重要視されるのは、「こどもの意見」が尊重されることである。ガイドラインで示されている「こどもが意見を述べる場の提供」は、権利条約における「参加する権利」であり、こどもの能動的な権利として位置づけられる。こどもたちが児童館設置や運営に関わる例は全国で増えつつあり、自治体としてもこどもの意見を聞く体制や機会を大事にしている。
- また、こども基本法では国や地方公共団体に「こどもの意見を政策に反映すること」を求めている。児童館がこれまで積み上げてきたノウハウ（ファシリテーションスキルや取組等）を横展開していくことが可能であり、更に児童館はこの取組を深めていく必要がある。
- 児童館は中・高校生世代のユニバーサルな活動の場、支援の場として期待が寄せられている。中・高校生世代のこどもたちが居場所として実感できるような取組、人員体制等が必要とされる。各自治体の児童館のうち1つ以上は中・高校生世代に対応するセンター機能を有する児童館を設置することも考えられる。また、児童館で待つだけではなく、中・高校生世代が集まりやすい場所等へのアウトリーチ（移動児童館等）も効果的と考える。
- こどもと利害関係のない児童厚生員には、中・高校生世代との信頼関係を構築した上で、思春期特有の悩みや、深刻化した課題（ヤングケアラー、若年妊娠、非行等）などを発見することも期待される。また、この役割を発揮するには、年齢の近い若者、特に児童館を利用して育った若者などと積極的に協働するなど、地域において支え合う仕組みも効果的と考えられる。
- 合わせて、公的施設として、民間有志によるこども食堂や学習支援等のこどもの居場所に対して、施設設備を貸し出すことのほか、遊びのプログラムの提供やボランティア等の人材養成、物資仲介等の面で積極的に支援することや、地域のこどもの居場所づくりの拠点となることも期待される。

- 上記のようなこどもの居場所づくりを行う上では、現状、利用が多い乳幼児や小学生を主な支援対象と捉えることなく、乳幼児から高校生世代までの多様な年齢層それぞれに適した環境づくりや長期に亘ってこどもとの関わりを持つことで実現される切れ目のない支援の必要性など、児童館職員が従来の慣例に囚われることなく、あらためてガイドラインに規定されている児童館の機能・役割を認識し、こど

もの居場所としての本来の役割を果たしていくとともに、社会情勢の変化にあわせた子どもの居場所づくりに向けて取り組んでいくことが必要である。

(2) ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化

○ 児童館は、子どもの居場所（拠点性）としての特性のほか、子どもの活動の中で、子どもが抱える悩みや課題に直接関わることができ、その課題等に対して、子どもと一緒に考え、対応し、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる「多機能性」を有するとともに、子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げ、地域住民と子どもに関わる関係機関等とが連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる「地域性」を有している。

○ そうした児童館の施設特性を発揮するためには、ソーシャルワーク機能の充実が求められる。児童館に特求められるソーシャルワーク機能は、コミュニケーションソーシャルワーク⁷である。

○ 児童館職員に求められるソーシャルワーク展開の基盤として位置づけるべきは、児童館における「遊び」である。遊びがあることで、多様な子どもたちを惹きつけることができ、子どものなかにあるさまざまな「課題」に出会う機会を増やすことができる。それは、子どもが利害関係のない大人（児童館職員やボランティア等）との直接的・間接的な遊びのなかで、身体的・心理的・社会的課題を表現することができるところからである。

○ さらに、ソーシャルワーク機能を実効的なものとするには、現在、配置されている児童館職員に加え、福祉系専門職を配置することが期待される。その上で、子どもや家庭の課題解決への取組は福祉系専門職だけが行うものではないため、児童館生員との役割分担を行うことが肝要である。なお、配置までの間については、現在従事している児童館生員の資質向上やソーシャルワークの専門性を確保した児童館生員の配置が求められる。

○ 一方で、人材確保には課題があると思われるため、大型児童館等中核的な機能を持つ児童館に福祉系専門職を配置し、地域の児童館等を巡回し支援することも考えられるのではないかと。

⁷ 地域共生社会の実現を支えるソーシャルワーク実践理論の1つ。生活課題を抱える個人や家族を対象とする「個別支援」と、地域課題の把握やその解決のための社会資源の活用・開発等を行う「地域支援」の一体的な推進を基調とする。

○ 児童館では、子どもや家庭の抱える課題が深刻化する前に、その課題を発見し、適切に対応し、必要に応じて関係機関につないでいくことが必要である。記録をはじめとしたシステムが各児童館で確立されることを期待する。

○ 児童館は、子どものみならず、子育て中の保護者、妊婦に対してのソーシャルワーク機能を発揮できる。敷居の低い児童館は、相談を目的とせず訪れることができる。心理的安全性を確保した場づくりを心がけ、就学前、特に就園前のこのもとの保護者に寄り添った支援が求められる。

○ 児童館は、すべての子どもを対象としていることから、就学後のこのもとの保護者の相談にも対応できる場となるべきである。そのためには、就学前後で切れ目が発生しないよう、保護者との関係性を維持できるような機会づくりが必要である。このもとの発達段階に応じて、抱える課題や保護者の悩みは異なる。生活の拠点である地域で支え合えるよう、関係機関や主任児童委員等との連携は欠かせない。

○ このもとの遊びや生活の場面でのコミュニケーションを通じて、子どもや保護者の課題発見機能、早期対応を行うと共に、子どもや保護者が主体的に課題を解決していけるよう、寄り添いながら支援を続けることが求められていることを考えると、自治体における予防的・包括的・包括的・伴走的支援体制に組み込まれることが肝要であり、改正児童福祉法で位置づけられる地域子育て相談機関⁸として、十分に機能できることが必要である。

○ なお、児童館の居場所機能、ソーシャルワーク機能の議論を深めていく際には、実施状況について詳細を把握することが求められる。

(3) 大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化

○ 大型児童館は全国に18館設置されている。固有の施設特性や設置背景を有し、子どもの健全育成活動の象徴的な拠点として機能してきた。特に、文化・芸術・科学・自然環境等の分野に関連するダイナミックな遊びを展開してきた。これは、民間遊戯施設とは趣旨が異なり、自治体の健全育成施策の一環として行われ、「遊び」の専門性を有する児童館生員の支援のもとで、様々な体験ができる施設として、独自の存在価値を示している。なお、このような取組は、権利条約第31条⁹における

⁸ 改正後の児童福祉法（令和6年4月1日施行）第10条の3において規定される市町村が整備する「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる機関」。

⁹ 第31条 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。（政府訳）

休息、余暇及び文化的生活並びに芸術への参加への参加に関する権利を保障しているものも捉えることもできる。

- 合わせて、地域の児童館の牽引役として、人材育成研修の実施や協議の場を設けてきた施設もある。今後これら役割は変わることなく求められる。
- 大型児童館は、小型児童館・児童センター以上に偏在している。また、その立地場所は、子どもが自ら足を運ぶには難しい場所が多く、家族単位などで利用することが想定されている施設が多い。生活圏から離れているからその非日常性があり、子どもの心身を解放することもできる。また、地方の濃密な人間関係から離れて、大型児童館に遊びに行くという理由を得て、気軽な子育て相談の場として活用する保護者も少なくない。
- 国立総合児童センター子どもの城が有していた機能のうち、遊びのプログラムの開発・普及は、大型児童館に期待されるところであり、厚生労働省と連携した事業などを複数年に亘り実施し、一定の成果を得てきた。子どもたちのニーズに応じて、今後プログラム開発や小型児童館等への普及啓発を続けていく必要がある。
- 日常的な利用が想定しづらい大型児童館は「子どもの居場所」としての役割を發揮することには困難であることが想像される。その代わりに、大型児童館を中心として、県内の児童館をはじめとした子どもの居場所とのネットワークを形成できる可能性が有り、中間支援機能（情報発信や人材育成等）を發揮することも期待される。
- 大型児童館同士のネットワーク、県内児童館とのネットワークは重要な資源である。広域災害時の子ども支援（遊びの提供、子どもの居場所の確保、保養等）や、プログラム開発や普及の観点で、コーディネート機能、支援者支援の役割を發揮することが求められる。これは、大型児童館が現場を持って、子どもと関わる経験を有しているからこそ効果的にできることである。
- 利用者は所在県に留まらず、近県在住者も含まれている。今後は、所在県を中心としながらも、広域なエリアを想定した小型児童館支援も視野に入れていくことが期待される。
- 上述のとおり、大型児童館は、多様な役割が期待されていることから、人材確保や人材育成が今後の課題として挙げられる。また、大型児童館は、個別の施設が持つ特性（設置背景、立地、設備等）によって、活動状況に幅がある。これらを加味

しつつ、次のガイドライン改正までに大型児童館に関する議論が行われることを期待する。

(4) 児童館の制度について

- 以上(1)～(3)の3つの視点が、総合的に展開されていくことが、児童館の今後のあり方としてふさわしく、これらを実現するための制度が整備されていくことが肝要である。
- 法制定当時とは社会情勢も子どもを取り巻く環境も大きく変わっており、利用する子どもの姿から必要に迫られて「遊びを与える」ことを超えた活動を児童館は実践してきたと言える。そのため、現行法令において規定されている機能以上に、多くのことが期待されていることから、現状に合わせた制度の見直しも将来的には見据えてはどうか。
- 短期的には、児童館を規定する「法、省令基準、設置運営要綱、局長通知、ガイドライン」の整合を図ることによって、自治体に対して児童館を積極的に活用することへの先鞭をつけることが期待される。本ワーキンググループにおいては、設置運営要綱、局長通知に関する具体的指摘や、ガイドラインの解釈等に対する意見があった。
- 児童館が果たす機能・役割は拡張傾向にある。すべての児童館が果たすべき基本的機能・役割と、発展的な機能・役割とを整理することが求められる。これにより、児童館の種別を「基本型」「機能強化型」など類型で再編することも今後の検討課題と思われる。「機能強化型」には、福祉系専門職の配置等によるソーシヤルワーク機能や支援が求められる子どもたちの居場所機能などを付加することが想定される。ただし類型によって、子どもにとって児童館の利用に対する心理的、物理的な障壁が生じることがないような配慮が求められる。
- 「(3)大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化」の部分で述べたとおり、多様な役割への期待があることや、児童福祉施設であることの位置づけを明確にするためにも、合わせて、大型児童館の類型についても、整理が期待される。
- 子ども家庭庁においては、「子どもの居場所づくり」を推進するとしている。児童館は地域において公的な性格を有することの居場所として確立してきた。すべての子どもを対象とする児童福祉施設は他にないことにくれぐれも留意した上で、

更に推し進めることは、各自治体において子どもたちに安定した居場所を多く提供することにつながると考える。その際には、今後政府で検討される「子どもの居場所づくり指針（仮称）」とガイドラインとの整合を検討する場面も必要と考えられる。

- なお、「子どもの居場所づくり」において、児童館が果たす役割や期待は大きく、今後の児童館のあり方を考えていく上では、子どもの発達過程や成育環境など、様々な子どもの特性に応じた居場所として整理されることが重要であり、「子どもの居場所づくり指針（仮称）」と児童館の関係を議論するに当たっては、ガイドラインの内容を参照しつつ、子ども、保護者や地域の関係者等からの意見を反映していくことが必要である。

おわりに

- 本ワーキンググループでは、児童館のあるべき姿を念頭に、現状と課題を分析し、今後のあり方について議論を進めてきた。法第40条に位置づけられ誕生した児童館は、これまで時代の要請や子ども・子育て家庭のニーズに合わせて、その活動を変化させてきた。
- 地方財政も厳しい折、ユニバーサルな子どもの居場所として機能してきたはずの児童館はターゲットサービスの陰に隠れがちである。子ども自身が自分の居場所を選べるのが「子どもまんなか社会」に求められると考えられる。
- とするならば、改めて児童館の果たすべき役割を明確化し、その質を高める方策を検討する必要があるだろう。すべての「子どもの居場所づくり」に対する子ども家庭庁の今後の役割に大いに期待する。また、今後の児童館のあり方については、この提言を踏まえて、議論を継続いただきたい。
- 議論においては、子どもの意見が重視されるべきである。このものの意見反映の機会には児童館運営のみならず、設置や改廃、運営者選定等のことにも影響がある場合が考えられる。子どもの意見の代表性に配慮しつつ、当事者であることどもと共に児童館のことを考える機会づくりが期待される。
- なお、本ワーキンググループでは、今後求められる可能性のある論点についても委員から意見があった。子ども家庭庁が子ども政策の司令塔機能を発揮する中で、議論の機会があることを期待する。
 - ・ 児童厚生施設類型における、児童遊園のあり方について
 - ・ 社会教育施設等を含む子どもが利用する施設のあり方について 等

※用語について

法令等で規定されている用語を除いて、「子ども」と統一した。

関連資料

・「児童館のあり方検討ワーキンググループ」委員名簿

- あべ 芳絵 工学院大学 教育推進機構 准教授
 おおたけ 智 立正大学 社会福祉学部 教授
 しきむら 敷村 一元 全国児童館連絡協議会 会長
 ところ 所 貞之 愛媛県児童館連絡協議会 会長（えひめこどもの城 園長）
 みずの 水野 かおり 城西国際大学福祉総合学部 教授
 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事

（五十音順、敬称略）
 【注】◎は座長

・「児童館のあり方検討ワーキンググループ」開催経過

回数	開催年月日	議事内容
第1回	令和4年8月30日	○座長の選任について ○主な論点・今後の進め方について ○児童館の現状について ○フリートークキング
第2回	令和4年10月13日	○今後の児童館のあり方について
第3回	令和4年11月22日	○とりまとめ（案）について

遊びのプログラム等に関する専門委員会 設置要綱・委員名簿

1. 設置の趣旨

昭和60年に国が設置した「こどもの城」(平成27年3月末に完全閉館)は、これまで、先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところである。こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及や啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
- (2) 新たなプログラムの開発について
- (3) 今後の地域の児童館等のあり方について
- (4) その他

4. その他

委員会は、原則公開とする。

5. 委員

(五十音順)

氏名	所属・役職
安部 芳絵	工学院大学教育推進機構 准教授
植木 信一	新潟県立立大学人間生活学部 教授
○ 大竹 智	立正大学社会福祉学部 教授
熊澤 桂子	東京教育専門学校 専任講師
佐藤 公彦	目黒区子育て支援部放課後子ども対策課 課長
佐野 真一	港区立麻布子ども中高生プラザ 館長
長崎 由紀	岩手県立児童館いわて子どもの森 チーフプレリーダー
成田 秀幸	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 診療部長
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット 代表理事
柳澤 邦夫	西真岡こどもクリニック 幼保・学校訪問部顧問

○ 座長

【開催実績】 第1回 平成27年6月5日 第2回 平成27年10月2日 第3回 平成27年11月27日 第4回 平成28年1月29日 第5回 平成28年3月28日
 第6回 平成28年5月27日 第7回 平成28年7月29日 第8回 平成28年10月17日 第9回 平成29年2月10日 第10回 平成29年11月13日
 第11回 平成30年1月12日 第12回 平成30年3月23日 第13回 平成30年6月22日 第14回 平成30年9月20日 第15回 令和元年6月27日
 第16回 令和3年3月17日 第17回 令和4年7月14日

遊びのプログラム等に関する専門委員会の終了に当たって

社会保障審議会児童部会遊びのプログラム等に関する専門委員会
委員長 大竹 智 他委員一同

○ 令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設置されることとなった。こども家庭庁では、こども政策に関する審議会として、「こども家庭審議会」が置かれることから、遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下、「本委員会」）については、今年度をもって議論を終了する旨報告を受けたところである。

○ 本委員会の終了に当たって、これまでの議論の経過等を概観し、今後設置される予定の「こども家庭審議会」に議論を橋渡しするべく、纏めておきたい。

○ 本委員会は、昭和60年に国が設置した国立総合児童センター「こどもの城」が、平成27年3月末に閉館したことに伴い、約30年にわたり蓄積された500を超える先駆的な遊びのプログラムや、「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割について検討を続けることを目的に、平成27年5月、社会保障審議会児童部会の下に本委員会が設置された。

以来、7年にわたり、

① こどもの城が開発した遊びのプログラム等の分析、評価について

② 新たなプログラムの開発について

③ 今後の地域の児童館等のあり方について

などの検討を重ねてきた。

○ 検討の成果として、モデル事業等を通じた取組や議論を踏まえ、児童館における遊びのプログラムを普及するための考え方や方向性を示すことができた。また、児童館ガイドラインの見直しについて検討し改正案を示すことができた。これにより、平成30年に児童館ガイドラインが改正され、全国の児童館や自治体で活用されている。

○ 近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、こどもたちの遊びが制限された際に、感染拡大防止に配慮した遊びのプログラム等の事例・調査データや、

児童館における福祉課題を抱える子育て家庭への支援に関する調査研究等、こども・子育て家庭を取り巻く状況に合わせた議論を行ってきた。

○ こどもの遊びについては、児童館ガイドラインにおいて「遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素がふくまれている」とされている。さらに、児童の権利に関する条約の精神にのっとると、児童館をはじめとすることで子どもの居場所において、さまざまな遊びや文化的・社会的な体験活動は、こどもの心身の健康増進等、健全育成上、非常に有用であり、不可欠と言える。本委員会設置の経緯からも、遊びのプログラムに関する継続した検討が求められる。

○ また、本委員会では、こどもの意見の尊重や最善の利益の優先などの重要性について改めて確認し、児童館においてこどもが主体的に活動できるような取り組みについての議論もあった。こどもの主体的な活動について、事例収集等を行ってきたところだが、更なるプログラム開発や普及啓発が求められている。特に、児童館は地域に密着した施設であることから、地域社会と交流・連携し、社会資源を活用した遊びや体験活動の機会等を増やすことも重要であると考えられる。

○ 以上のことから、政府においては、こども家庭庁設置後も本委員会での議論を踏まえ、引き続きこどもの視点に立った、遊びの重要性と、遊びのプログラム等に関する議論を行い、こどもの健全育成施策を進めていくことを期待する。

児童館における健全育成活動等開発事業

令和5年度予算案：こども家庭推進事業費補助金 1億円（1億円）

1 事業の目的

○ 児童館については、①発達段階等に配慮した健全育成活動や子どもの権利を基盤とする健全育成活動、②要支援児童・家庭への支援、地域における見守り支援体制の構築、③他施設（地域子育て支援拠点事業、公民館、児童遊園等）へのアウトリーチ等総合的に展開できることが求められており、これらの取組を推進するため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、取組事例として横展開を行うことで、児童館の機能強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 事業内容：全ての子どもが利用できる児童館の機能強化を図るため、子どもの権利を基盤とする健全育成活動や児童館の特性を生かした関係機関との連携による要支援児童・家庭への支援等の事業を試行的に行うこととし、具体的に以下のテーマのうちいずれか1つを含む事業を行うものとする。

テーマ（一般）	事業例
発達段階等に配慮した健全育成活動	年齢や発達に応じた、児童センター（体力増進機能が付加）、児童遊園を活用した体力向上や運動機会提供に資するもの 等
子どもの権利を基盤とする健全育成活動	子どもの意見尊重や主体的な活動、児童館ガイドラインで示した子どもを運営協議会等の構成員にすることを促進するもの 等
福祉的な課題への対応	相談支援体制の構築、関係機関連携や地域住民との協働事業、配慮を要する児童・家庭を対象としたもの 等

【拡充】

テーマ（特定）	事業例
改正児童福祉法の施行に向けた取組（仮称）	改正児童福祉法（令和4年法律第66号）に基づく「児童育成支援拠点事業（養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う）」や「地域子育て相談機関（全ての子育て世帯にとって、物理的にも心理的にも相談しやすい相談支援機関）」の実施に向けて、その基盤となる取組を行うもの
障害児受入推進に向けた取組（仮称）	児童館における障害児の受け入れの推進に向けて、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する児童厚生員等を配置し、障害児も含めた子ども達の遊びの充実や、保護者等からの相談体制の充実を図るもの

(2) 実施方法：ア 都道府県等は、事業実施に係る企画推進委員会を設置し、事業内容等の企画・検討を行う。

- イ 国は「児童館における健全育成活動等開発事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、都道府県等が実施するプログラム開発事業の審査、指導、助言等を行う。
- ウ 都道府県等は事業終了前に、検討委員会に事業報告を行うとともに、事後評価を行い、児童館の機能強化に向けた検討を進める。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：（都道府県が実施する場合）国1/2、都道府県1/2
（市町村が実施する場合）国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ◆ 補助額案（1テーマ当たり）：4,839千円 → 4,839千円
特定テーマを実施する場合：6,290千円

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（児童福祉施設等分）

次世代育成支援対策施設整備交付金 令和4年度第2次補正予算：14億円
 保育所等整備交付金 令和4年度第2次補正予算：39億円

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ①耐震化整備・・・社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ②非常用自家発電設備整備・・・非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ブロック塀等改修整備・・・安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④水害対策強化・・・社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

①耐震化整備

目標箇所：約1,024カ所
 (児童関係施設等※：約595カ所、
 障害児者関係施設：280カ所、
 介護関係施設：65カ所、その他
 関係施設：84カ所) ※保育所等を含
 む

・昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震化を推進する。

②非常用自家発電設備整備

目標箇所：約2,857カ所
 (児童関係施設等※：約5カ所、
 障害児者関係施設：約495カ所、
 介護関係施設：約2,350カ所、そ
 の他関係施設：約7カ所) ※保育所
 等を含む

・非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

③ブロック塀等改修整備

目標箇所：約1,472カ所
 (児童関係施設等※：約385カ所、
 障害児者関係施設：約255カ所、
 介護関係施設：約820カ所、そ
 の他関係施設：約12カ所) ※保育所
 等を含む

・劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することと、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

④水害対策強化

目標箇所：約1,690カ所
 (児童関係施設等※：約45カ所、
 障害児者関係施設：約470カ所、
 介護関係施設：約1,175カ所)
 ※保育所等を含む

・水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

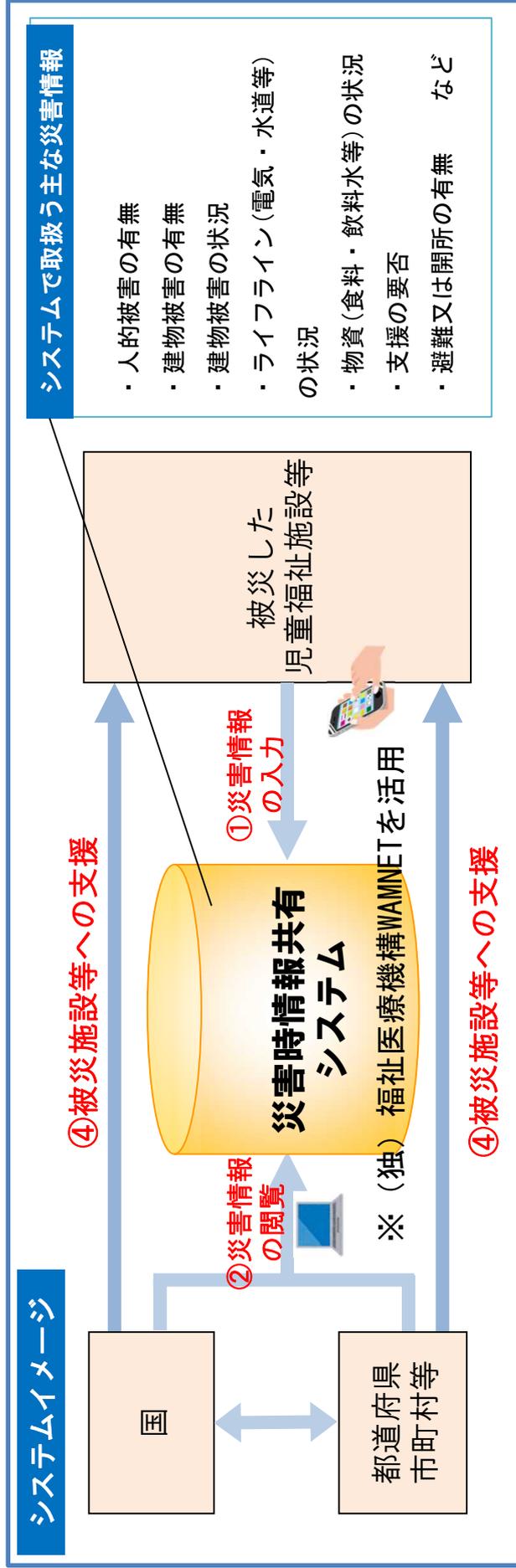
内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用について

事業概要

災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、令和2年度に児童福祉施設等に係る災害時情報共有システムの構築を行い、令和3年度より運用を開始している。



システム化によるメリット

- ▶ 被災施設等への支援の迅速化
※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- ▶ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化
※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

社会福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設等分）

令和4年度第2次補正予算
 社会福祉施設等災害復旧費補助金 : 27億円
 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 1億円

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 婦人保護施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費

- ※ 令和4年福島県沖地震、令和4年7月大雨（激甚災害指定）、令和4年8月大雨（激甚災害指定）等について、自治体への所要額調査等に基づき計上。

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

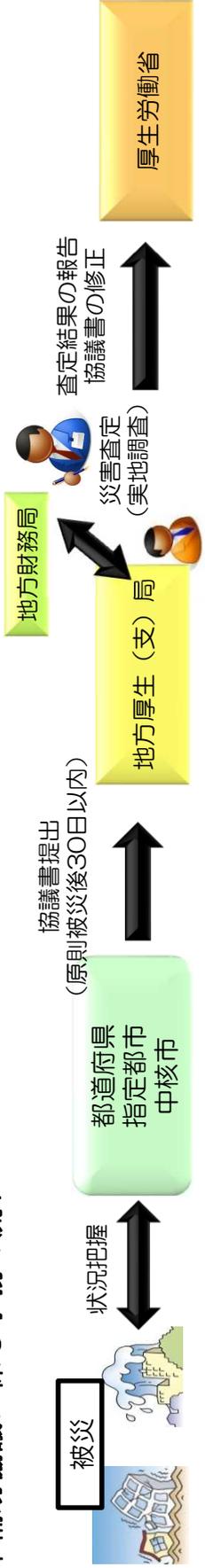
5. 国庫補助率

施設整備： 通常（※）1/2 または 1/3 （施設種別によって異なる）

- ※ 激甚災害時においては、激甚災害対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて1/2+α または 1/3+αとなる。
 （激甚災害対象外施設の国庫補助率は、予算措置により1/2 → 2/3 または 1/3 → 1/2 に嵩上げ対象とする）

設備整備： 定額

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



令和3年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（詳細）

調査の経緯

<児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）>

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。

<児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）>

- 衆議院 厚生労働委員会（令和元年5月24日）
 - 二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的実施すること。
- 参議院 厚生労働委員会（令和元年6月18日）
 - 三 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。

調査対象等

<確認対象児童>

令和3年6月1日時点において、全国の1,741市区町村（1,718市町村及び23特別区）に住民票があり、以下のいずれかに該当する小学校修了前の児童。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
- ② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
- ③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
- ④ 児童を対象とした手当の支給事務等において連絡・接触ができず、必要な各種届出や手続を行っておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（児童手当等の支給事務に必要な届出や手続を行っていない）

<集計>

上記の確認対象児童について、令和4年8月22日時点における確認の状況を集計。

結果の概要

- 令和3年6月1日時点の確認対象児童29,166人のうち、状況確認ができた児童は29,156人（99.97%）、状況確認ができていない児童は10人（0.03%）。
- 状況確認ができた児童29,156人のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童は228人（0.8%）で全て市区町村や児童相談所の支援を実施。
- 状況確認ができていない児童10人については、全て調査を継続中。

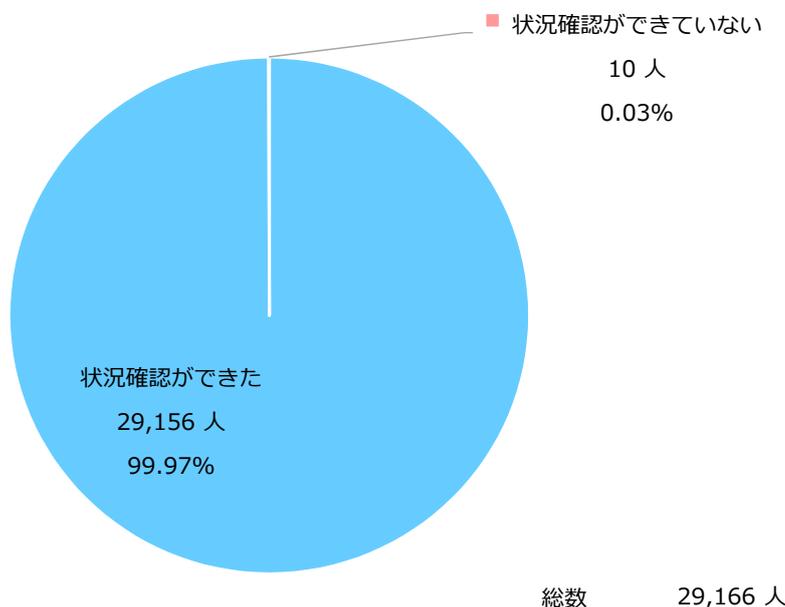
【参考】令和2年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（調査期間：令和2年10月1日～令和3年12月24日）

・確認対象児童32,079人のうち、状況確認ができた児童は32,063人（99.95%）状況確認ができていない児童は16人（0.05%）。（令和3年12月24日時点）

1

全確認対象児童（29,166人）の確認状況

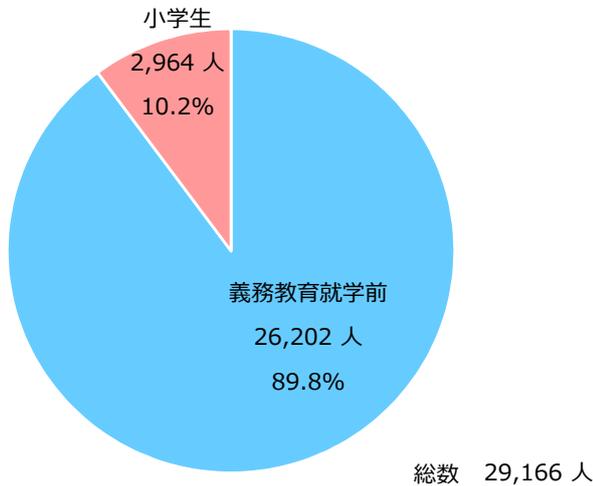
- 令和3年6月1日時点で市区町村が状況確認が必要と判断した確認対象児童は全国で29,166人。
このうち、令和4年8月22日までの間に状況確認ができた児童は29,156人（99.97%）、状況確認ができていない児童は10人（0.03%）。



全確認対象児童（29,166人）の確認状況

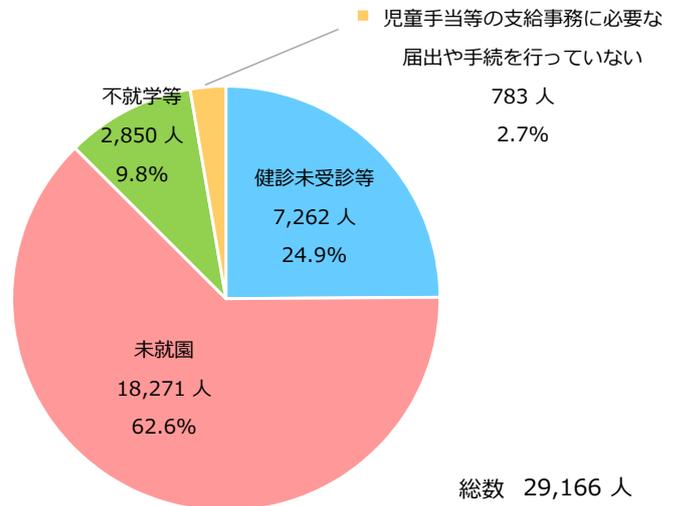
学年別の状況

○「義務教育就学前」が26,202人（89.8%）、
「小学生」が2,964人（10.2%）



確認対象児童として判断した主な事由

○「未就園」を理由とするものが18,271人（62.6%）で最多。次いで「健診未受診等」が7,262人（24.9%）、
「不就学等」が2,850人（9.8%）、
「児童手当等の支給事務に必要な届出や手続を行っていない」が783人（2.7%）。

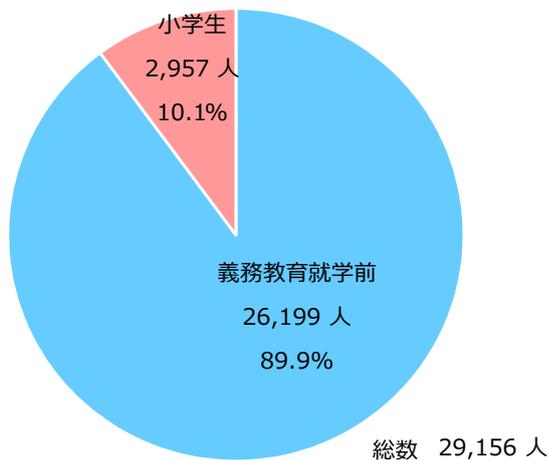


3

状況確認ができた児童（29,156人）について

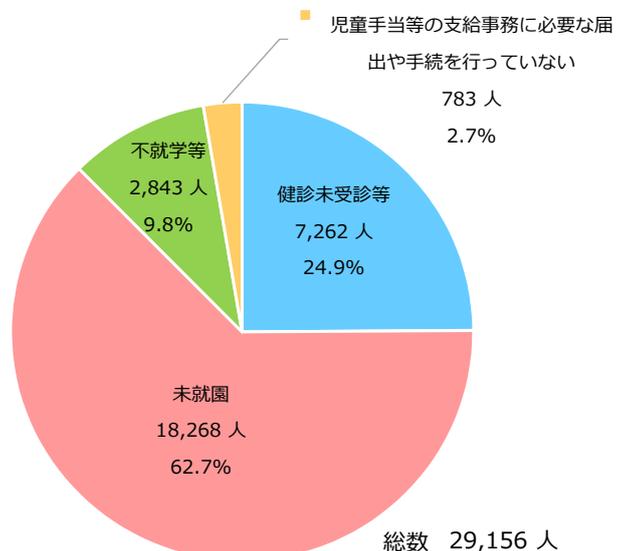
状況確認ができた児童の学年別の状況

○「義務教育就学前」が26,199人（89.9%）、
「小学生」が2,957人（10.1%）



状況確認ができた児童の確認対象児童として判断した主な事由

○「未就園」を理由とするものが18,268人（62.7%）で最多。次いで「健診未受診等」が7,262（24.9%）、
「不就学等」が2,843人（9.8%）、
「児童手当等の支給事務に必要な届出や手続を行っていない」が783人（2.7%）。



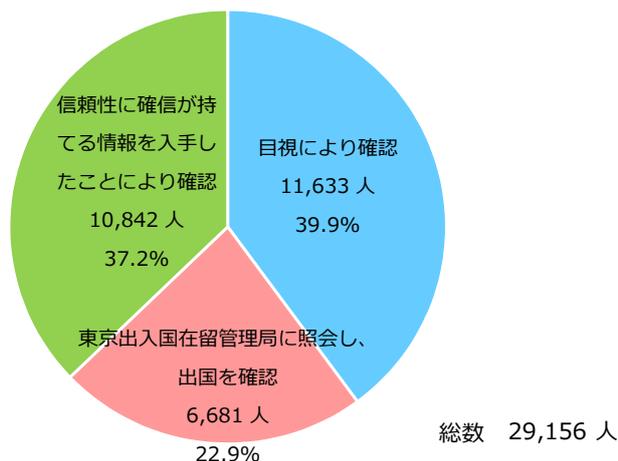
※小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計は100%とならない

状況確認ができた児童（29,156人）について

状況確認ができた児童の確認方法

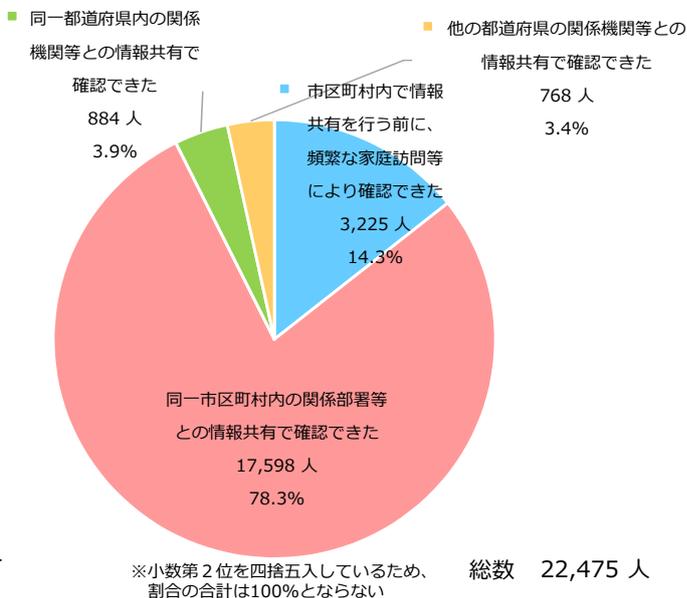
○状況確認ができた児童の確認方法は、「目視により確認」が11,633人（39.9%）で最多。次いで「信頼性に確信が持てる情報を入力したことにより確認※」が10,842人（37.2%）、「東京出入国在留管理局に照会し、出国を確認」が6,681人（22.9%）。

※例えば、「医療機関を受診していることが判明し、医療機関を通して状況が確認できた場合」、「海外の学校等に在籍していることが在籍証明等により確認できた場合」等。



状況確認ができた児童の確認方法の詳細（東京出入国在留管理局への照会を除く）

○上記の確認方法の詳細（東京出入国在留管理局への照会を除く）は、「同一市区町村内の関係部署等との情報共有で確認できた」が17,598人（78.3%）で最多。次いで「市区町村内で情報共有を行う前に、頻繁な家庭訪問等により確認できた」が3,225人（14.3%）、「同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が884人（3.9%）、「他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が768人（3.4%）。



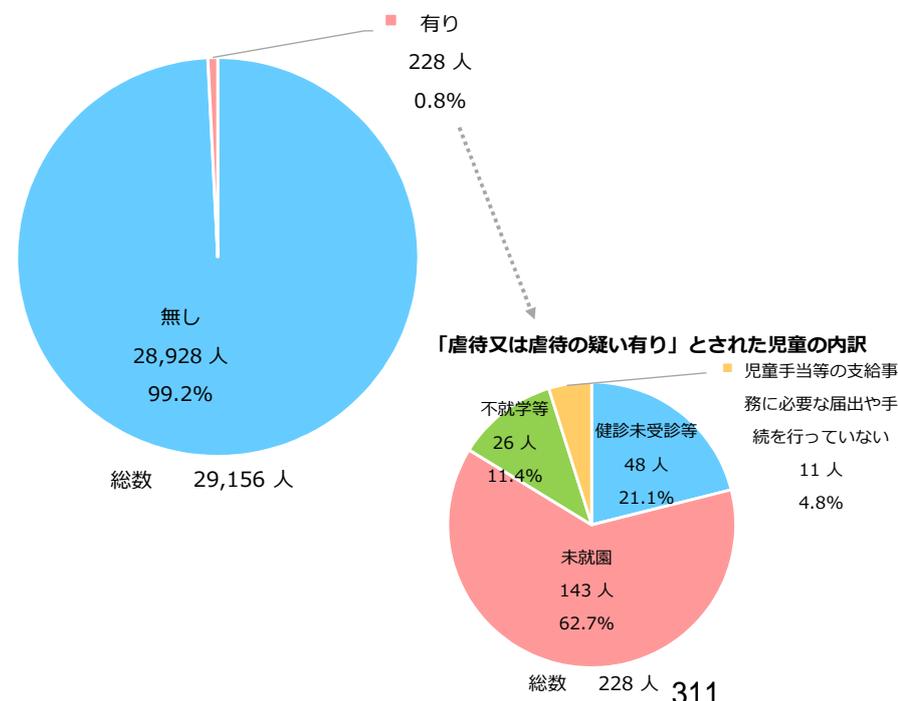
状況確認ができた児童（29,156人）について

状況確認ができた児童の虐待又は虐待の疑いの有無

○状況確認ができた児童のうち、虐待又は虐待の疑いの有無について「有り※」との回答は228人（0.8%）。

※例えば、「ネグレクトの疑い」「身体的虐待」「面前DVによる心理的虐待」等。

○虐待又は虐待の疑いの有無について「有り」と回答のあった228人は、今回の状況確認の結果を踏まえ、全て市区町村又は児童相談所の支援等が行われている。



虐待又は虐待の疑いの有無「有り」の家庭及び児童への支援や措置等の状況

○市区町村による支援・活用した事業

助言指導	57
継続指導	89
児童相談所送致	12
就学・就園支援	29
要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	117
子育て短期支援事業	1
養育支援訪問事業	6
乳児家庭全戸訪問事業	3
ファミリーサポートセンター事業	0
一時預かり事業	1
地域子育て支援拠点事業	3
市区町村子ども家庭総合支援拠点事業	22
子育て世代包括支援センター事業	2
産後ケア事業	0
産前・産後サポート事業	0
その他	11

○児童相談所による支援・措置

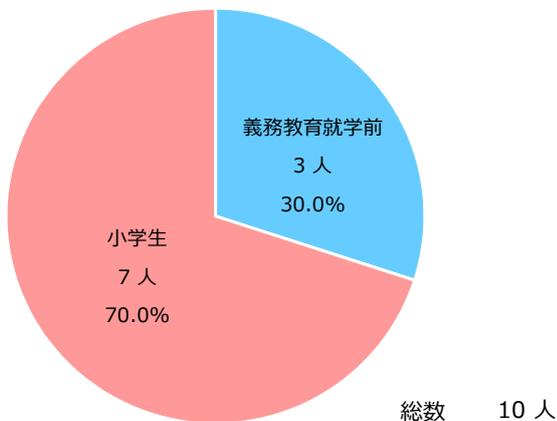
助言指導（措置によらない指導）	14
継続指導（措置によらない指導）	37
児童福祉司等指導（措置による指導）	9
施設入所措置	19
里親等委託	2
一時保護（委託含む）	10
その他	1

※複数回答のため、児童数の重複あり

状況確認ができていない児童（10人）について

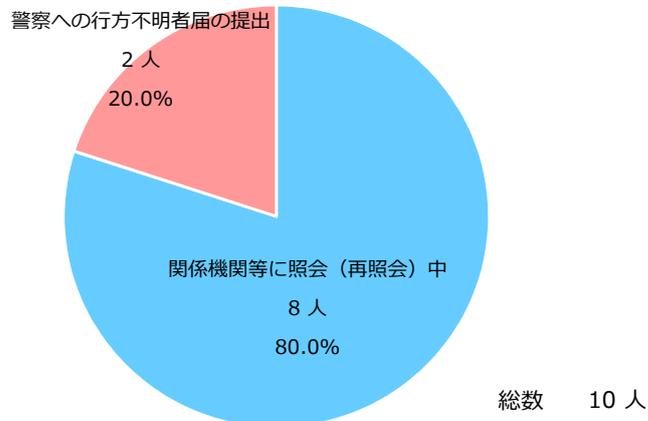
状況確認ができていない児童の学年別の状況

○「義務教育就学前」が3人（30.0%）、「小学生」が7人（70.0%）。



状況確認ができていない児童の調査状況

○令和4年8月22日時点で状況確認ができていない児童10人は、全て関係機関等※への照会や警察への行方不明者届の提出により、調査を継続して行っている。
※東京出入国在留管理局等



令和4年度調査について

○ 令和4年6月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない子どもについて、**令和5年2月28日までの確認の状況を調査する。**

7

都道府県別の状況

参考資料

	令和3年6月1日時点の 確認対象児童数	令和3年6月1日から 令和4年8月22日までに 状況確認ができた児童数	令和4年8月22日までに 状況確認ができていない 児童数		令和3年6月1日時点の確 認対象児童数	令和3年6月1日から 令和4年8月22日までに 状況確認ができた児童数	令和4年8月22日までに 状況確認ができていない 児童数
北海道	484	484	0	滋賀県	243	243	0
青森県	36	36	0	京都府	348	348	0
岩手県	1	1	0	大阪府	2,457	2,456	1
宮城県	900	899	1	兵庫県	1,406	1,406	0
秋田県	453	453	0	奈良県	411	411	0
山形県	41	41	0	和歌山県	28	28	0
福島県	111	111	0	鳥取県	64	64	0
茨城県	385	385	0	島根県	2	2	0
栃木県	95	95	0	岡山県	268	268	0
群馬県	260	260	0	広島県	180	179	1
埼玉県	1,328	1,328	0	山口県	43	43	0
千葉県	1,661	1,659	2	徳島県	494	494	0
東京都	9,129	9,127	2	香川県	104	104	0
神奈川県	3,173	3,172	1	愛媛県	61	61	0
新潟県	62	62	0	高知県	9	9	0
富山県	112	112	0	福岡県	1,114	1,114	0
石川県	24	24	0	佐賀県	13	13	0
福井県	76	76	0	長崎県	145	145	0
山梨県	102	102	0	熊本県	257	257	0
長野県	134	134	0	大分県	95	95	0
岐阜県	174	174	0	宮崎県	695	695	0
静岡県	497	497	0	鹿児島県	118	118	0
愛知県	952	950	2	沖縄県	355	355	0
三重県	66	66	0	合計	29,166	29,156	10

各 都 道 府 県 市 町 村 区
特別 児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について (依頼)

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について (依頼) 」 (令和 3 年 8 月 27 日付け子家発 0827 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知) に基づき、関係部署や関係機関との情報共有等の取組により徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等の子どもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされていることに加え、これら子どもは特に支援を必要としている場合もことから、本年度も昨年度と同様に、各市区町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急に子どもたちの状況確認を行うようお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市区町村 (指定都市及び中核市を除く。)が実施した状況確認の結果に係る調査票のとりまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申し上げます。

なお、本通知による調査は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、令和 4 年 6 月 1 日時点で、当該市区町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子ども (以下の①～④のいずれか)に該当する小学校修了前の児童 (0 歳から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童をい

う。)。以下「確認対象児童」という。)の情報を市区町村において把握し、子どもを
目視すること等により、福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全確認・
安全確保を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査 (自治体が独自に実施しているものを含む。)、予防接種、新生児訪問、乳
児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず (乳
幼児健康診査については、診査結果が精密検査となっているにもかかわらず、精密検査
を受診しない者を含む。)、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、
自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児
童
- ② 未就園 (保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない) で、地域子育て支
援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視によ
る確認ができない児童
- ③ 市区町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務^{※1}の過程で把握した児童で通
園・通学していないもの^{※2}のうち、市区町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して
家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認
ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童

- ※ 1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・
保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。
- ※ 2 ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
・ 1 年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載 (記録) さ
れている児童
・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等

- ④ 市区町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型
給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした
手当 (自治体が独自に実施している手当を含む。)の支給事務、その他児童福祉行政の実施
事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨
を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実
施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による
確認ができない児童 (①から③までに該当する児童を除く。)

2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

(1) 確認対象児童の洗い出し

令和 4 年 6 月 1 日時点において当該市区町村に住民登録をしている確認対象児
童について、当該市区町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、
市区町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各
児童に関する情報について把握を行う。

(2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記(1)の確認対象児童について、

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う
- ・ アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行うこと。なお、確認対象児童の住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者(他の市区町村の機関等を含む。)が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」における「児童虐待防止対策支援事業」が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行うこと。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市区町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行うこと。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることもないよう届出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による確認を依頼した機関や関係者(他の市区町村の機関等を含む。)が、当該児童を目視*により確認

※3 状況確認に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底するとともに、必要に応じて、ICF機器を活用した確認方法等を検討すること

イ 東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入(帰)国記録から、当該児童の出国の事実を確認(出国後、入(帰)国記録がないこと)の確認を含む。)。

ウ ア及びイのほか、住所地市区町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市区町村が判断したことによる所在等の確認

- ① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
- ② 他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合
- ③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できた場合

- ④ 児童が自宅に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

3 調査の報告

上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票(調査票1及び調査票2)により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

- 必須回答の調査項目
住所地都道府県名、住所地市区町村名、年齢(令和4年6月1日現在)、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由
- 令和4年6月1日から令和4年11月30日まで及び令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目
住所地都道府県名、住所地市区町村名、状況確認ができた年月日、状況確認ができた方法、状況確認ができた後に行った支援内容 等
- 令和4年11月30日及び令和5年2月28日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察との情報共有・連携状況、東京出入国在留管理局への出入(帰)国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

【調査票2】

市区町村ごとに、以下の①から⑦に掲げる確認対象児童数を回答してください。

- ① 確認対象児童の数
- ② 確認対象児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数
- ③ 確認対象児童のうち、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数
- ④ 令和3年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数及び確認期間ごとの内数
- ⑤ 上記④のうち、令和2年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数
- ⑥ 上記④のうち、令和元年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数
- ⑦ 上記④のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査(再タフフォローアップ)で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数

※ 市区町村内に対象児童が存在しない場合も、調査票2を入力の上、提出をお願いします(都道府県名、市区町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする)。

4 提出期限等

(1) 厚生労働省への提出期限（期限厳守）

- 一次報告
令和4年12月15日（木）（令和4年11月30日時点での状況確認結果）
- 二次（最終）報告
令和5年3月15日（水）（令和5年2月28日時点での状況確認結果）
- ※ 令和5年2月28日時点で、なお状況確認ができていない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査を行います。

(2) 提出方法

- 令和4年6月1日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況をとりまとめの上、調査票を提出してください。
- 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。
- 都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票をとりまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。
- 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
- 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。
- 送付の際のメールの件名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
(提出先メールアドレス) jidounetwork@mhlw.go.jp

5 調査結果の公表

調査結果については、とりまとめ次第速やかに公表する予定です。

<p>【担当者】 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室 自治体支援係（内線 4849/4898） Tel 03-5253-1111（代表） 03-3595-2166（直通）</p>
--

令和4年度 児童虐待防止推進月間 の取組について



児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、平成16年度から集中的な広報・啓発活動を実施している。

- 1. 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with かがわ」の開催** (開催日：令和4年11月20日(日))
 児童虐待防止及び体罰等によらない子育て等をテーマとした基調講演、トークセッション、「児童虐待防止推進月間」標語最優秀作品の表彰を実施。香川県での現地（ホテルクレメント高松）開催のほか、厚生労働省YouTubeアカウントのライブ配信によるハイブリット形式。
- 2. 「児童虐待防止推進月間」標語の募集、決定・公表**
 6月14日～7月22日を応募受付期間として全国から公募を行い、応募数3,675作品から最優秀作品を選考。最優秀作品には、厚生労働大臣賞を授与し、厚生労働省の各種広報媒体に掲載。
 【令和4年度最優秀作品】
「もしかして？」 ためらわないで！ 189(いちはやく) 東條心海さん（静岡県）の作品
- 3. ポスター・リーフレット・啓発動画の制作・公開**
 - 「児童虐待防止推進月間」に向けたポスター・リーフレットの制作・公開。10月中旬に特設サイトで公開し、地方自治体、NPO等民間団体、民間企業における活用を啓発。なお、全国地方自治体には、10月下旬に印刷物を配布。
 - 「189」「0120-189-783」「親子のための相談LINE(仮称)」普及啓発動画の制作・メディア(SNS等を含む)展開
- 4. オレンジライトアップ**
 子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催地の香川県のランドマークを、児童虐待防止推進月間中の期間限定でオレンジ色にライトアップ。対象施設…丸亀町商店街、丸亀城天守閣、サンポートシンボルタワー、まんのう公園、観音寺市琴弾公園(銭形砂絵)
- 5. B.LEAGUEワンデー協賛 “オレンジリボンマッチ”**
 11月26日開催の3カード(仙台89ERS、広島ドラゴンフライズ、香川ファイブアローズ)で、オレンジ色を基調としたグッズ展開、会場サイネージでの動画再生など、会場をオレンジ色にジャック。SNSやPR拡散により話題の広がりを図る。
- 6. 「子育て相談室(てい先生 × 高祖常子先生)」の動画配信**
 つい手を挙げてしまう・怒鳴ってしまうなど、子育て中の親の多くが抱えがちな悩みについて、有識者が日常の「あるある」を紹介しつつ、悩みに寄り添ったアドバイスなどの動画を制作し、厚生労働省YouTubeアカウントで配信。(10月以降1か月に1回程度の配信)
- 7. 「子育て対談(わたなべ麻衣さん × 高祖常子先生)」のWEB記事配信**
 子育ての「イライラ」や「疲れた」時にどうしたら良いか、モデル、タレント、女優として活躍するわたなべ麻衣さんをゲストに迎えた対談記事を特設サイトで公開。

1

「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with かがわ」の開催



子育て世代
(当事者の親
/ 予備軍含む)

児童虐待防止及び体罰等によらない子育て等をテーマとした基調講演、トークセッション、「児童虐待防止推進月間」標語最優秀作品の表彰を実施。香川県での現地（ホテルクレメント高松）開催のほか、厚生労働省YouTubeアカウントのライブ配信によるハイブリット形式。

当日ご来場申し込み・
オンライン視聴はこちらから▶
https://www.mhlw.go.jp/gyakutaiboushisuishin-forum_2022/



登壇者ご紹介



秋田 喜代美 氏
学習院大学 文学部教授



高祖 常子 氏
認定NPO法人児童虐待防止
全国ネットワーク理事



てい先生
保育士/YouTuber



わたなべ 麻衣 氏
モデル/タレント/女優



中橋 恵美 氏
認定NPO法人わははネット



徳倉 康 氏
NPO法人ファザーリングジャパン理事/
(株)ファミリーエ代表取締役

子どもの権利が
尊重される
子育ての実現のために

たたかれています
子どもなんて、
いないんだよ。

子どもの虐待防止推進 全国フォーラムwithかがわ

オフライン&全国オンライン開催

※高松市の会場へのご来場も150名限定で可能です。
※YouTube Liveを利用したオンライン開催となります

参加
無料
令和4年
11月20日 14:00-17:00

トークセッションテーマ

- 香川から発信する子育てにやさしい社会づくり
- 子育てのグレーゾーンとは一感情に任せ接し方をしないためにできること
- 虐待が起きない社会に向けて、社会が今できること

「ポスター・リーフレット・啓発動画の制作・公開」について



子育て世代
(当事者の親
/ 予備軍含む)

- 「児童虐待防止推進月間」に向けたポスター・リーフレットの制作・公開。10月中旬に特設サイトで公開し、地方自治体、NPO等民間団体、民間企業における活用を啓発。なお、全国地方自治体には、10月下旬に印刷物を配布。
- 「189」「0120-189-783」「親子のための相談LINE (仮称)」普及啓発動画の制作・メディア (SNS等を含む) 展開

SNSで人気のマンガ家
(主に育児をテーマに展開する作家) を起用

POINT①

マンガ表現で多くの情報を効率的に伝達

POINT②

ターゲットに影響力を持つ作者を起用

POINT③

問題に関心を持つ作者の起用

- 子育て世代だけでなく、幅広い年代に親しまれる表現で注目度を上げる。
- 3コマ (4コマ) マンガのフレームで、多くの情報を受け取りやすく発信。

【モチコ】

<https://www.mochicodiary.com/profile>

Twitter : 1.1万フォロワー
Instagram : 19万フォロワー



それは、親子の未来を守る相談

それは、親子の未来を守る相談。
0120-189-783
児童相談所 相談専用ダイヤル

2023*2月開設予定
親子のための相談LINE
子どものあなごも相談できます

ママもパパも、一人で抱え込まないで。
子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。

それは、親子の未来を守る連絡

たえ勘違いだったとしても。
「あの親子、大丈夫かな」と思ったら、迷わずご連絡ください。

児童相談所 虐待対応ダイヤル
●通話料無料 ※匿名でも大丈夫です
●お住いの地域の児童相談所につながります
●秘密情報は厳守します

いちやく 189

オレンジリボン運動について

1 「オレンジリボン」マークの由来について

平成16年、栃木県小山市で3歳と4歳になる二人の兄弟が父親の友人から再三にわたって暴行を受け、息も絶え絶えの状態、橋の上から川に投げ込まれて幼い命を奪われるという痛ましい事件が起こったことをきっかけに、全国でオレンジリボン運動が始まった。

児童虐待防止全国ネットワークは、全国に広がったオレンジリボン運動を大切に大きく育てるため、平成18年よりオレンジリボン運動の総合窓口を担っている。また、「子どもへの虐待をなくしたい」という志のもとに、全国で共通したシンボルとするために、目指すべき目標 (オレンジリボン憲章) を定めた。

2 (特非) 児童虐待防止全国ネットワークについて

理事長 : 吉田恒雄氏 (駿河台大学学長)
設立年月日 : 平成13年6月2日
(平成19年8月27日、特定非営利活動法人としての登記)
事務局所在地 : 東京都世田谷区松原1-45-10 K Tスクエア 4 B
事業 : 児童虐待防止シンポジウム開催事業、児童虐待防止啓発活動事業等

3 オレンジリボン・バッジについて

オレンジリボン・バッジは、オレンジリボン運動の主旨に賛同して、(特非) 児童虐待防止全国ネットワークへ寄付された方に対して、当該団体が交付している啓発グッズの一つ。

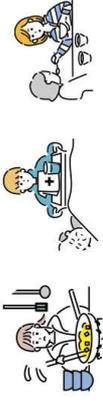


(サイズ: 縦20ミリ、横18ミリ)



ヤングケアラー 認知度向上のための広報啓発（令和4年度）

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。厚生労働省では、2022年度から2024年度をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、ヤングケアラーに関して、わかりやすく、広く関心を集めるような広報・啓発活動を実施します。



1. 貫地谷しほり×元ヤングケアラー～ヤングケアラー「ほんとのきもち」～のコンテンツ配信

ヤングケアラー当事者のケアをしていたときの気持ちや、周りにどう接してほしかったかなど「ほんとのきもち」を知っていただくため、女優の貫地谷しほりさんをインタビュアーに迎え、元ヤングケアラーの方に話をお聞きしました。



PR版（41秒）



本編（21分32秒）



Web記事



2. ヤングケアラー「オンライン交流イベント」の開催

オンライン交流イベントは、ヤングケアラーの経験談や周りの方の寄り添い方を、有識者・支援者・当事者と深掘りする第1部、ヤングケアラー同士が交流し、現状について気兼ねなく話し合い、各種サポートやコミュニティを知る第2部及び第3部の構成で開催。

・開催日 令和5年2月4日（土）14：00～16：30



特設サイト



3. レコメン！シェアリング ～学ぼうヤングケアラー～ の動画配信

文化放送のラジオ番組「レコメン！」とのタイアップ企画。芸人のオテンキのりさんがパーソナリティを務め、元ヤングケアラーでもある教育系YouTuberの葉一さん、一般社団法人ヤングケアラー協会代表理事の宮崎成悟さんが参加してその苦労や孤立してしまいがちな心理状態など、経験者ならではの思いを語ってくれました。

特設サイト



4. その他の取組

その他にも各種広報・啓発活動に取り組んでいます。詳細は、厚生労働省特設サイトをご覧ください。



特設サイト⇒

児童扶養手当

令和5年度当初予算案 1,486.2億円 (1,617.7億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要・スキーム

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和5年4月からの見込額）>

- 月額

・全部支給：44,140円	・一部支給：44,130円～10,410円	
加算額（児童2人目）	・全部支給：10,420円	・一部支給：10,410円～5,210円
（児童3人目以降1人につき）	・全部支給：6,250円	・一部支給：6,240円～3,130円

<所得制限限度額（収入ベース）> ※前年の所得に基づき算定

- 全部支給（2人世帯）：160万円
- 一部支給（2人世帯）：365万円

<支給期月>

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

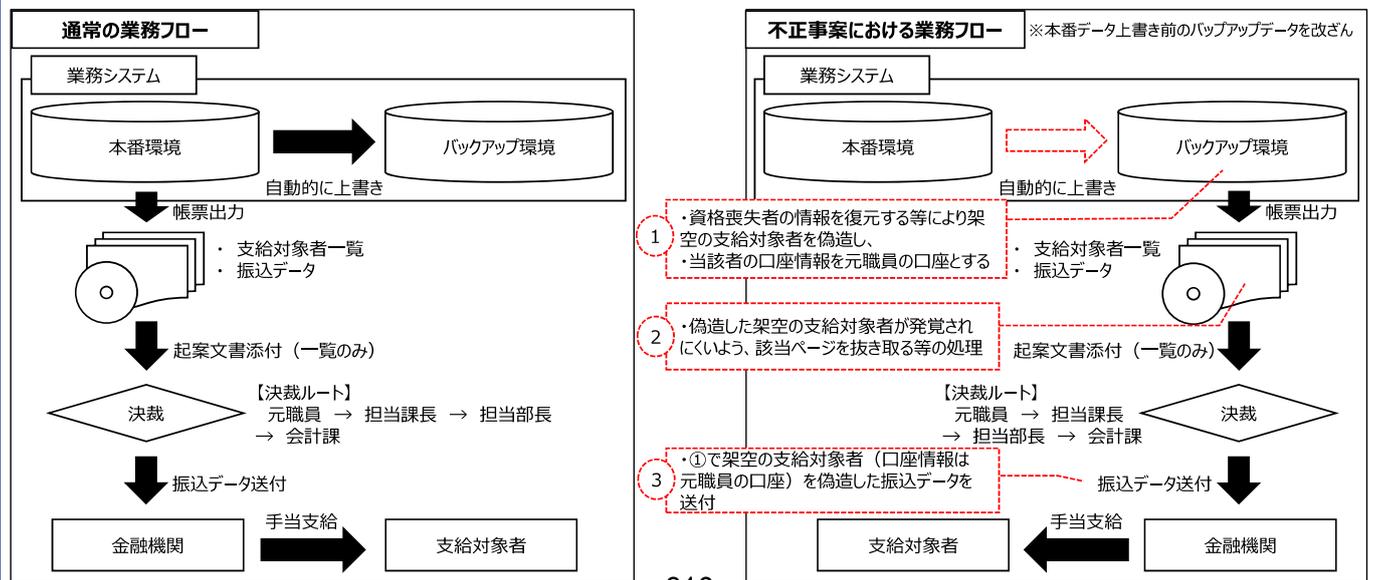
児童扶養手当支給事務における不正事案について

1 事案の概要等

- 児童扶養手当の支給機関において支給事務を担当していた職員（以下「元職員」という。）が平成31年4月から令和4年3月までの間、計11回にわたり、虚偽の振込データを作成し、自らの預金口座に公金を振り込むことにより、計約1.1億円（うち国庫負担金約0.4億円）を詐取したものと判明。
- 元職員の後任が国庫負担金の実績報告書を作成するに当たり、起案文書や業務システムのデータを確認したところ、支給件数と支給金額に齟齬があることを発見し、不正が発覚した。
- 各自治体においては、日頃より同手当の過誤払等の防止に努めていただいていると認識しているが、本事案を踏まえ、支給事務の流れを組織で共有するとともに、支給対象及び支給金額を複数の職員でダブルチェックする等、適正な運用を徹底していただくようお願いする。

2 不正の方法

- 業務システムで資格喪失者の情報を復元する等により架空の支給対象者を偽造し、当該者の口座情報を元職員の口座とした上で、決裁手続でも偽造した架空の支給対象者が発覚されにくいよう、起案文書に添付する支給対象者一覧から該当ページを抜き取る等の処理を行っていた。



はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

ひとり親家庭を応援！

就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集し、表彰します。

募集期間：令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

厚生労働省では、平成18年度より、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています。

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事の両立が難しいなどの理由から、就業が困難な状況にあります。この表彰は、雇用する企業側に働きかけることで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的とするものです。

受賞企業・団体の発表は、令和5年3月の予定です。

たくさんのご応募をお待ちしております。

募集要項

【募集対象】 下の（1）又は（2）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に表彰します。

（1）ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体

- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
- ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
- ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
- ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

（2）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業・団体

- ①母子・父子福祉団体等又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
- ②重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ③過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

【募集期間】 令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）まで

【応募方法】 応募用紙※に必要事項を記入の上、「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室」宛てにメール又は郵送（当日消印有効）してください。

※ 応募用紙（公募用）は、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

【お問合せ】 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線4888） F A X：03-3595-2663

H P：右のQRコードからアクセスできます。

ホームページはこちら→



令和5年度 母子保健対策関係予算案の概要（こども家庭庁予算）

(令和4年度予算) (令和5年度当初予算案)
16,693百万円 → 17,685百万円

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

11,709百万円 → 12,523百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

(1) 所得制限のない利用料減免の導入など産後ケア事業等の推進【拡充】

- ・ 住民税非課税世帯に限定されている産後ケア事業の利用料の減免について、支援を必要とする全ての産婦が産後ケアを利用することができるよう、所得の如何に関わらず利用料の減免（2,500円/日（平均利用料の半額）、最大5日）を導入する。
- ・ 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕の対象施設について、「自己所有物件」だけでなく「賃借物件」まで拡大し、より身近な場で妊産婦等を支える体制を整える。

(2) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援【新規】

- ・ 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

(3) プレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及や性と健康の相談支援

- ・ 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への相談指導や、不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発等を実施する。

(4) 若年妊婦等への相談等支援【拡充】

- ・ 若年妊婦等へのアウトリーチやSNS等を活用した相談支援体制を推進するとともに、産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）の充実を図る。

(5) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等【拡充】

- ・ 医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- ・ 先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成を行う。また、自治体を実施する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。

(6) 母子保健対策の強化【拡充】

- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- ・ 新たに、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置などの広域支援の推進等を実施する。

(7) 低出生体重児等多様性に配慮した分かりやすい母子保健情報の充実【新規】

- ・ 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」を踏まえ、母子保健に関する情報をわかりやすく提供するためのコンテンツを作成し、様々なニーズを捉えた情報発信の充実を図る。

(8) 子どもの心の診療ネットワーク事業

- ・ 様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

(9) 産婦健康診査事業

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

(10) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

- ・ 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

(11) 新生児聴覚検査の体制整備事業

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

(12) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

- ・ 令和元年台風15号及び台風19号、令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

(13) 予防のための子どもの死亡検証体制整備等

- ・ 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、必要なデータや提言の集約、技術的支援を実施する。
- ・ 子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを整備し、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(14) 出生前検査認証制度等啓発事業等【一部新規】

- ・ 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行う。
- ・ 国において、「出生前検査認証制度等運営委員会」から認証を受けた出生前検査を実施する医療機関や検体検査を受託する検査解析機関より、出生前検査の実績等のデータを収集し、分析・評価を行う。

【令和4年度第2次補正予算】

- 母子保健情報デジタル化実証事業 4.8億円
母子保健情報のデータ連携を推進するため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携を行い、課題等を検証した上で全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。
- 産後ケア事業の整備 3.2億円
産後ケア事業にかかる整備費について、補助率1/2相当額を2/3相当額に引き上げ、各市町村の取組を推進する。
- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症対策 0.1億円
新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した産後ケア事業を行う施設が、継続した事業実施が行えるよう、施設の消毒や清掃、追加的に必要となる人員の確保等に必要経費を補助する。
- 新型コロナウイルス感染症流行下における妊婦等総合対策事業 12.4億円
 - ・ 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査
強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。
 - ・ 幼児健康診査個別実施支援事業
新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

2 未熟児養育医療等

3,719百万円 → 3,684百万円

- ・ 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 こども家庭科学研究（仮称）等の推進【新規】

799百万円 → 947百万円

- ・ 厚生労働省において実施している厚生労働科学研究事業及びAMED（日本医療研究開発機構）研究費の一部について、こども家庭庁において引き続き実施するための費用を計上し、保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること等を目的として実施する。

4 成育基本法に基づく取組の推進【拡充】

34百万円 → 34百万円

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21（第2次）」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。
- ・ 令和5年度においては、各自治体の母子保健事業の実施状況や母子保健サービス等に係る当事者のニーズ等の調査を行うとともに、当事者にも伝わるよう母子保健に係るコンテンツを整理し、包括的に情報発信する。

5 旧優生保護一時金の支給等

385百万円 → 382百万円

- ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、内閣総理大臣に提出するほか、一時金の支給手続き等に係る周知及び相談支援を行う。

6 その他

48百万円 → 114百万円

- ・ 母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。
- ・ その他、令和5年度実施予定の乳幼児身体発育調査に係る費用等を計上。

子育て世代包括支援センター

【平成27年度創設】

目的

- 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、**母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供**を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた**妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築すること**を目的とする。 ※平成29年度より法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）

内容

◆実施主体

市町村

◆対象者

主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者

◆内容

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導の実施
- (3) 支援プランの策定
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

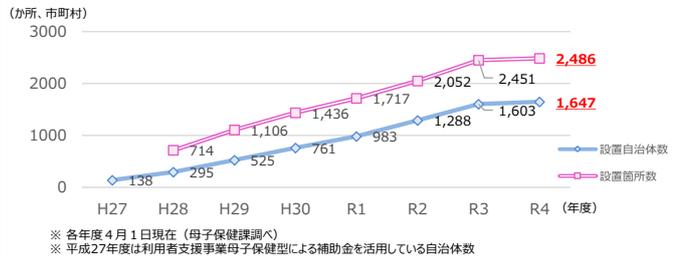
◆職員配置

- (1) 保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカーを1名以上
- (2) 困難事例へ対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を1名以上（R7までは配置しないことも可）（R3～）
- (3) 利用者支援専門員を1名以上（地域の実情等により配置しないことも可）
- (4) 補助者（任意）

予算補助等

- ◆ 活用可能な予算（R5年度予算案）
子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）1,920億円の内数
- ◆ 補助率
国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
- ◆ 補助単価案（利用者支援事業母子保健型の場合）
1か所あたり年額 4,497千円～14,331千円
※ 職員配置により異なる

設置状況



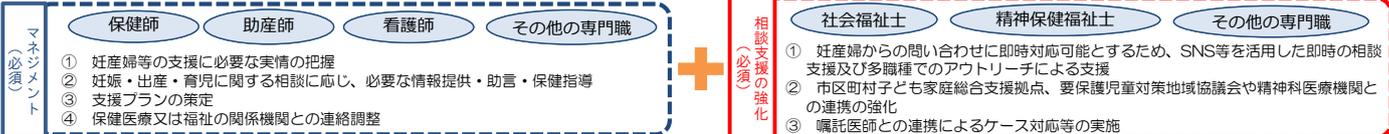
子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うとともに、**伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施**。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
➢ 実施市町村数：1,647市区町村、2,486か所（R4.1現在）

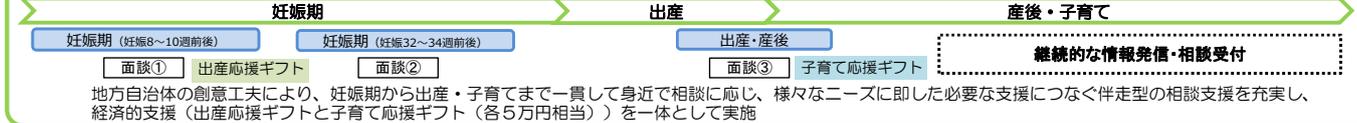


妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

困難事例への対応等の支援（R3～）



伴走型の相談支援（R4補正～）



母子保健医療対策総合支援事業

令和5年度当初予算(案) 122億円 (R4予算額: 114億円)

- 妊産婦及び乳幼児等に対して、各種相談や、健康の保持・増進に関する事業を実施することにより、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

【対象事業】		
1 子どもの心の診療ネットワーク事業	1.2億円 (1.2億円)	8 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 1.1億円 (1.1億円)
2 不育症検査費用助成事業【拡充】	4.5億円 (12億円)	9 母子保健対策強化事業【拡充】 6.7億円 (5.3億円)
3 妊娠・出産包括支援事業 ・産前・産後サポート事業【運用改善】 ・産後ケア事業【拡充】 ・妊娠・出産包括支援緊急整備事業【拡充】 ・子育て世代包括支援センター開設準備事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業(都道府県のみ)	75億円 (63億円)	10 性と健康の相談センター事業 9.5億円 (9.2億円) ・特定妊婦等に対する産科受診等支援加算【拡充】 ・若年妊婦等支援強化加算 ・出生前遺伝学的検査加算 ・HTLV-1母子感染対策加算 ・不妊症・不育症ネットワーク支援加算【運用改善】
4 産婦健康診査事業	18億円 (18億円)	11 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【新規】 1.3億円
5 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	0.9億円 (0.9億円)	
6 新生児聴覚検査の体制整備事業	3.5億円 (3.5億円)	
7 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	0.05億円 (0.2億円)	

子どもの心の診療ネットワーク事業

令和5年度当初予算(案) : 1.2億円 (1.2億円)
【平成20年度創設】

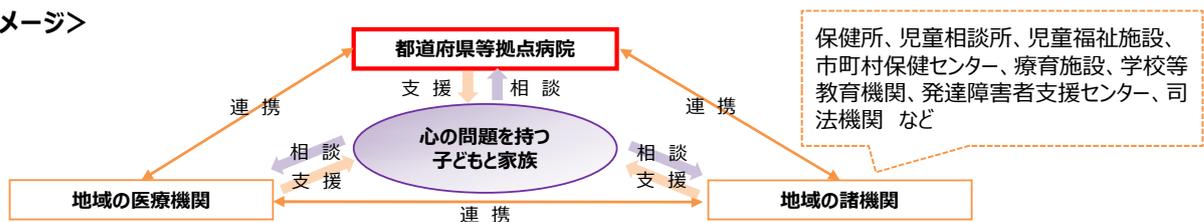
目的

- 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時の子どもの心の支援体制を構築することを目的とする。

内容

- (1) 子どもの心の診療支援(連携)事業
様々な子どもの心の問題、被虐待児や発達障害の症例に対する医学的支援、関係機関への専門家の派遣等を実施。
- (2) 子どもの心の診療関係者研修・育成事業
医師、関係専門職の実地研修等、子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成、地域の医療機関職員、保健福祉関係職員に対する講習会を実施。
- (3) 普及啓発・情報提供事業
子どもの心の診療等に関する普及啓発・情報提供を実施。

<事業イメージ>



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県、指定都市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : 月額 1,458,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 20自治体 (21自治体)
- ※ 若手県、千葉県、東京都、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県、札幌市
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース
括弧は令和2年度変更交付決定ベース

不育症検査費用助成事業【拡充】

令和5年度当初予算（案）：4.5億円（12億円）

【令和3年度創設】

目的

- 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

内容

◆ 対象者

既往流死産回数が2回以上の者

◆ 対象となる検査

通知により助成対象と定める検査

（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）

◆ 実施医療機関

当該先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関のうち、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関

◆ 補助単価（案）

検査費用助成：検査費用の7割に相当する額※ただし、6万円を上限とする。

<拡充事項> 広報啓発費用（事務費）を補助する：1自治体あたり2,781千円（年額）

（参考）先進医療とは

- 未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度。
- 入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）については保険が適用され、先進医療部分は患者の自己負担となる。
- 個別の医療技術が先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があり、実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となる。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県等1/2

事業実績

- ◆ 実施自治体数：113自治体
- ※令和3年度変更交付決定ベース

妊娠・出産包括支援事業【拡充】

令和5年度当初予算（案）：75.3億円（62.6億円）

【平成26年度創設】

目的

- 子育て世代包括支援センターの設置及び産後ケア事業の実施の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

内容

1. 市町村事業

(1) 産前・産後サポート事業（H26～）

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。

(2) 産後ケア事業【拡充】（H26～）

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

<拡充事項>

利用者の所得の状況に関わらず産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入。

(3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業【拡充】（H26～）

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。

<拡充事項>

修繕の対象施設について、「自己所有物件」だけではなく「賃借物件」まで拡大。

(4) 子育て世代包括支援センター開設準備事業（H29～）

子育て世代包括支援センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

- ・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。

- ①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

産前・産後サポート事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和5年度当初予算（案）：16.3億円（16.5億円）

【平成26年度創設】

目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

内容

◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内容

- (1) 利用者の悩み相談対応やサポート
- (2) 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- (3) 妊産婦等をサポートする者の募集
- (4) 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- (5) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- (6) 多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援（R2～）
- (7) 妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- (8) 出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

◆ 実施担当者

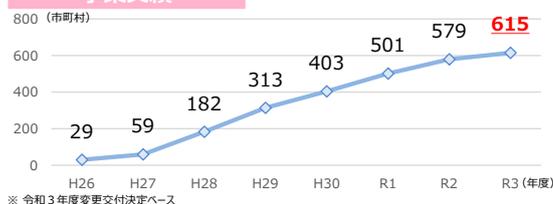
- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：月額170,900円～2,745,700円（人口により異なる）
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

事業実績



多胎妊産婦等支援【運用改善】（産前・産後サポート事業の一部）

令和5年度当初予算（案）：産前・産後サポート事業16.3億円の内数

【令和2年度創設】

目的

- 多胎妊産婦への支援について、多胎ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業を実施することにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

内容

◆ 対象者

多胎妊産婦及び多胎家庭

※（2）多胎妊産婦等サポーター等事業については、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて判断

◆ 内容

- (1) 多胎ピアサポート事業
多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合、外出が困難な場合などにおいて、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。
- (2) 多胎妊産婦等サポーター等事業
多胎妊産婦や多胎家庭のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案
多胎ピアサポート事業 月額208,200円
多胎妊産婦等サポーター等事業 月額161,600円～745,900円
(人口により異なる)

【運用改善】市町村内の多胎妊産婦が少数である場合、都道府県が本事業を実施することを可能とする。

事業実績

- ◆ 実施自治体数
多胎ピアサポート事業 72自治体
多胎妊産婦等サポーター等事業 71自治体
※ 令和3年度変更交付決定ベース

出産や子育てに悩む父親支援（産前・産後サポート事業の一部）

令和5年度当初予算（案）：産前・産後サポート事業16.3億円の内数

【令和3年度創設】

目的

- 家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行う。

内容

◆ 対象者

出産・子育てに関して悩む父親

◆ 内容

(1) ピアサポート支援等

子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等の実施や、子育て経験のある父親による相談支援を実施することで、子育てに関する悩みや共有や情報交換を行い、さらに子どもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を実施する。

(2) 父親相談支援

妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援や、そのために必要な知識を取得するための研修を実施する。



交流会、相談支援の実施



相談支援の実施

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：市町村

◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価案

ピアサポート支援等事業	月額 59,000円
父親相談支援	月額154,800円

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）【拡充】

令和5年度当初予算（案）：57.2億円（44.4億円）

【平成26年度創設】

目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとしている。

内容

◆ 対象者（令和5年度実施要綱改正（案））

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：市町村

◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価案

(1) デイサービス・アウトリーチ型	1施設あたり月額 1,696,000円
(2) 宿泊型	1施設あたり月額 2,474,700円

(3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）

1回あたり 5,000円 別紙参照

②上記①以外の世帯に対する利用料減免【拡充】（R5～）

1回あたり 2,500円

(4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,715,600円

※ (1) 及び (2) の補助単価は6か所を上限とする。（委託先の数を制限するものではない）

実施自治体



令和5年度予算案における利用者負担の減免支援の拡充

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法改正により、市町村の努力義務とされ、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、2024年度末までの全国展開を目指すこととされている。
- また、全世代型社会保障構築会議においても、産前・産後ケアの体制を充実するとともに、利用者負担の軽減を図ることが検討課題の一つとして挙げられている。
- 産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から非課税世帯を対象に減免支援を実施することとしたところであるが、上記のような状況を踏まえ、**利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。**

①非課税世帯

R4年度より減免支援
(5,000円/回)



②全ての産婦（①以外）

R5年度より減免支援を導入【拡充】
(2,500円/回)



全ての産婦に対する利用料減免【拡充】

減免助成額：2,500円/回
(宿泊型の平均的な利用料（約5千円）の半額)

※ただし、食費代は自己負担（食費代以外の利用料が減免支援の対象）

助成日数：5日間
(宿泊型の平均的な利用日数)

※住民税非課税世帯に対する利用料減免（5,000円/回）については、引き続き現行の支援を実施

利用料減免の実施方法

- 利用料減免の実施方法としては、利用者が産後ケア施設に利用料を支払い、後日、市町村から減免額の助成を受ける方法（償還払い）、**利用料減免のクーポンを渡す方法**などが想定されるが、それぞれの市町村の実情に応じて実施することとする。
- 産後ケア施設との委託契約の中で利用料を設定している場合には、**利用料の金額設定を引き下げる方法**も可能とする（この場合、減免支援の実施前と実施後の差額が減免額となり、国庫補助の対象となる。）

【伴走型相談支援との連携】

伴走型相談支援との連携の観点から、産後ケア施設は、利用者の利用事実や、利用時に気になる事があった場合はその内容（産後ケア施設で実施したEPDS等のアセスメント結果を含む。）を、当該利用者に伴走支援を行っている包括センター等に情報提供することとする。

妊娠・出産包括支援推進事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

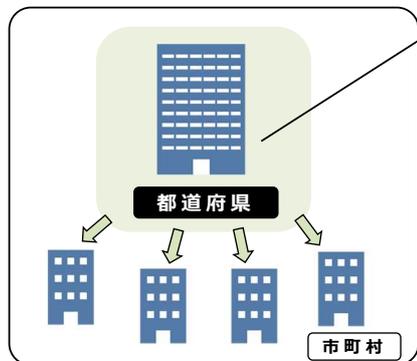
令和5年度当初予算（案）：0.4億円（0.4億円）
【平成27年度創設】

目的

都道府県において、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進することを目的とする。

内容

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。



都道府県

- (1) 連絡調整会議
都道府県と市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。
- (2) 保健師等の専門職への研修
市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するに当たり、保健師等の専門職等が産前・産後サポート事業や産後ケア事業、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業（母子保健型）を実施するために必要な専門的知識を身につけるための研修を行う。
- (3) ニーズ把握調査
産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者のニーズ把握のための調査を行う。
- (4) 市町村共同実施の推進
都道府県が主導し、市町村での共同実施を推進するための検討会や連絡調整等を行う。
- (5) その他
上記の他、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するための支援を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価案
 - ・妊娠・出産包括支援推進事業
1 都道府県当たり 1,381,400円
 - ・産後ケア事業を市町村の共同で実施することを推進する場合の加算
1 都道府県当たり 338,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数
 - ・妊娠・出産包括支援推進事業 43自治体
 - ・産後ケア事業を市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 4自治体
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース

産婦健康診査事業

令和5年度当初予算(案) : 18.4億円 (18.3億円)

【平成29年度創設】

目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

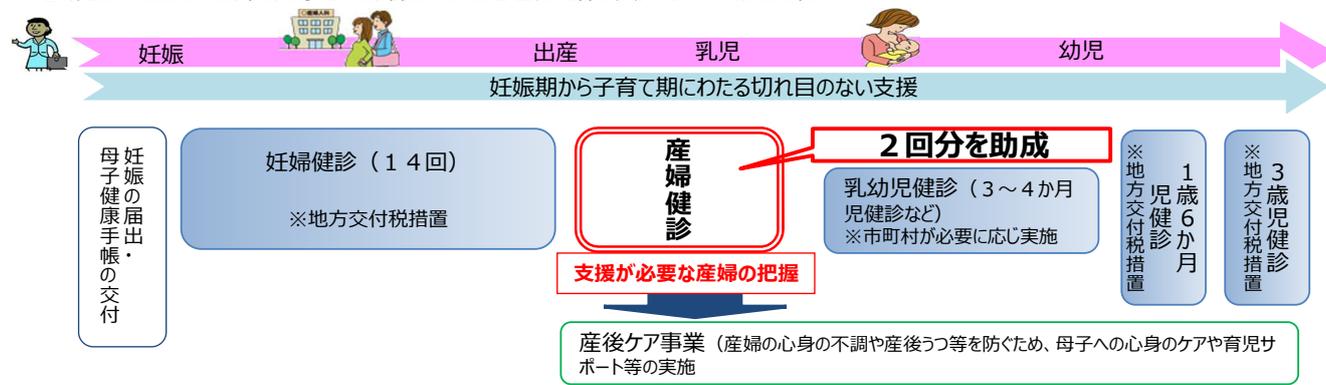
内容

◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内容

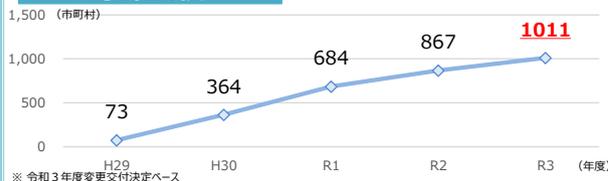
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案 : 1件あたり5,000円

事業実績



多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

令和5年度当初予算(案) : 0.9億円 (0.9億円)

【令和3年度創設】

目的

- 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的とする。

内容

◆ 対象者

多胎を妊娠している妊婦

◆ 内容

多胎を妊娠している妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案 : 1件あたり5,000円
※多胎妊婦1人当たり5回を限度

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 245自治体
※令和3年度変更交付決定ベース

新生児聴覚検査体制整備事業

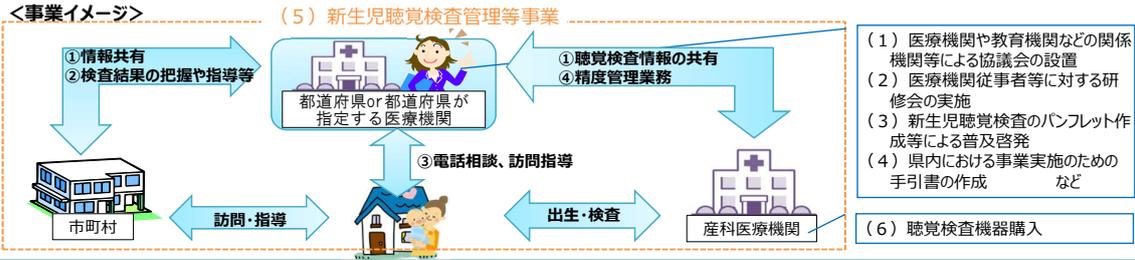
令和5年度当初予算(案)：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 3.5億円(3.5億円)
【平成29年度創設】

目的

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

内容

- (1) 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関(団体)等による協議会の設置・開催(必須)
- (2) 医療機関従事者等に対する研修会の実施
- (3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- (4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- (5) 新生児聴覚検査管理等事業(R2~)
 - ① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
 - ② 市町村への指導等
 - ③ 相談対応等
 - ④ 検査状況・精度管理業務
- (6) 聴覚検査機器購入支援事業(R2~)
- (7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価案：
 - (5)を実施する場合 年額 2,373,400円
 - (6)を実施する場合 年額 10,000,000円
 - (6)を実施する場合 年額 3,600,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：42自治体(43自治体)
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース
括弧は令和2年度変更交付決定ベース

被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

令和5年度当初予算(案)：4.8百万円(18百万円)
【平成28年度創設】

目的

- 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保

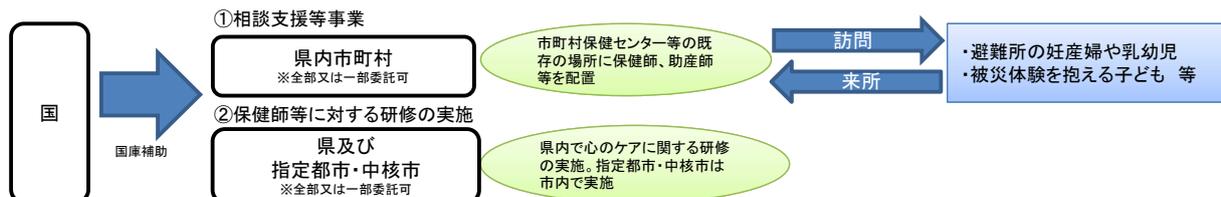
内容

◆ 対象者

- 次の災害により被災した妊産婦及び乳幼児等
- (1) 令和元年台風第15号及び第19号 (2) 令和2年7月豪雨

◆ 事業内容

- ① 相談支援等事業
被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。
- ② 保健師等に対する研修の実施
乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。



実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：(1) ①台風第15号及び第19号により被害を受けた都道府県内の市町村
②台風第15号及び第19号により被害を受けた都道府県及び同都道府県内の指定都市、中核市
(2) ①令和2年7月豪雨により被害を受けた県内の市町村 ②令和2年7月豪雨により被害を受けた県及び同県内の指定都市、中核市
- ◆ 補助率：国 1/2

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

令和5年度当初予算(案) : 1.1億円(1.1億円)

【令和2年度創設】

目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

(1) 推進会議

医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

(2) 情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

(3) 多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国 10 / 10
- ◆ 補助単価案 : 年額 12,283,020円

事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）
令和3年度：9自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、高知県、北海道、福島県）

母子保健対策強化事業【拡充】

令和5年度当初予算(案) : 母子保健医療対策総合支援事業費補助金 6.7億円(5.3億円)

【令和4年度創設】

目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

内容

市町村事業

① 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県事業

② 母子保健に関する都道府県広域支援強化事業【拡充】

- (1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。
- (2) 各市町村の健診等の精度管理などの支援



都道府県において、成育医療等に関する協議会の設置とともに、検討会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「成育医療等に関する計画」の策定に関する事
- ・母子保健事業に関する実施体制の整備や委託先の確保に関する事
- ・母子保健事業に関する委託内容（契約金額など）の統一化に関する事

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県、市町村
- ◆ 補助率 : ①国 1 / 2、市町村 1 / 2 ②国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : ①6,043千円
② (1)2,373千円 (2)10,000千円【拡充】

性と健康の相談センター事業

令和5年度当初予算(案) : 9.5億円(9.2億円)

【令和4年度創設】

目的

成育基本方針(令和3年2月9日閣議決定)を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

※ 令和3年度までの「女性健康支援センター事業」や「不妊専門相談センター事業」を組み替えたもの。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者(不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスクア、性感染症の対応を含む)

◆ 内容

- (1) 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導
- (2) 妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- (3) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (4) 不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (5) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援(性感染症などの疾病等に関する受診を含む。)**【拡充】**
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- (9) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- (10) 思春期の児童等に対する産科受診等支援

実施主体・補助率

◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市

◆ 補助率 : 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

特定妊婦等に対する産科受診等支援加算(性と健康の相談センター事業の一部)**【拡充】**

令和5年度当初予算(案) : 性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数

【令和元年度創設】

目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できず悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠をはじめ、性や妊娠に関する悩みを抱える者の相談対応を行う「性と健康の相談センター」において、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

内容

◆ 対象者

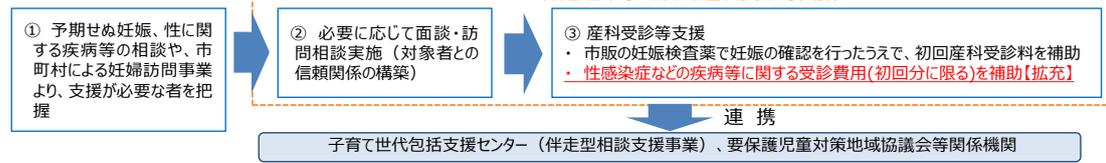
特定妊婦(※)と疑われる者、**妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者**【拡充】****

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3第5項)

◆ 内容

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用(初回分に限る)に対する助成を行う。また、本事業により把握した特定妊婦等については、本人同意のもと市町村に情報提供するとともに、その後の支援について、市町村の伴走型相談支援の担当者とも連携を図ること。

<事業イメージ>



実施主体等

◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市

◆ 補助率 : 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

◆ 実施自治体数

- ・ 産科受診等支援 17自治体(16自治体)
- ・ 初回産科受診料 14自治体(14自治体)

※ 令和3年度変更交付決定ベース

括弧は令和2年度変更交付決定ベース

補助単価案

◆ 補助単価案

	月額
① 直営 産科受診等支援	162,000円
受診費用	受診1件あたり 10,000円
【拡充】交通費	受診1件あたり 2,000円
② 委託 産科受診等支援加算	322,400円
受診費用	受診1件あたり 10,000円
【拡充】交通費	受診1件あたり 2,000円

若年妊婦等支援強化加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度当初予算（案）：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数
【令和2年度創設】

目的

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部又は全てを委託することなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

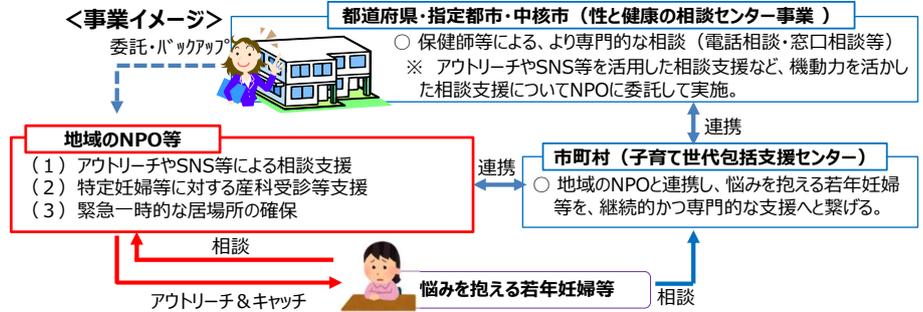
内容

◆ 対象者

10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

◆ 内容

- （1）相談支援等
 - ① 窓口相談
 - ② アウトリーチによる相談
 - ③ コーディネート業務
 - ④ SNS等を活用した相談
- （2）緊急一時的な居場所確保



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
 - ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
 - ◆ 実施自治体数：15自治体
 - ・ 直営4自治体
（秋田県、群馬県、京都市、奈良市）
 - ・ 委託11自治体
（栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、兵庫県、鹿児島県、沖縄県、仙台市）
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース

補助単価案

- ◆ 補助単価案
- ① 直営

運営費	月額	176,100円
SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円
- ② 委託

基本分	月額	376,600円
夜間休日対応加算	月額	56,400円
SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円

出生前検査加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度当初予算（案）：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数
【令和3年度創設】

目的

- 妊婦の血液から、胎児の染色体疾患の有無を調べるNIPTについては、日本医学会の下に出生前検査認証制度等運営委員会が発足したことなどから、今後実施件数の増加が予想される。
- これらの流れを踏まえ、NIPT等の出生前検査を受けた妊婦、受検を検討している妊婦やその家族を支援するため、性と健康の相談センターに専門の相談員を配置し相談を受け付けることにより、不安等の解消を図る。

内容

◆ 対象者

出生前検査を受けた者、受検を検討している者及びその家族

◆ 内容

- （1）相談支援

性と健康の相談センターにおいて、出生前検査を受けた者、受検を検討している者及びその家族に対し、疑問や不安への相談支援を行うとともに、出生前検査により胎児が障害等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対し、子の出生後における生活のイメージを持っていただくことなどを目的として、障害福祉関係機関等の紹介等を行う。
- （2）相談支援員への研修等

NIPTに関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
- ◆ 補助単価案：運営費 月額 151,700円
研修費 月額 28,700円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：3自治体
※ 令和3年度変更交付決定ベース

HTLV-1母子感染対策加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度当初予算（案）：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数
【平成23年度創設】

目的

- HTLV-1母子感染について、妊婦に対するHTLV-1抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域におけるHTLV-1母子感染対策の推進を目的とする。

内容

- (1) HTLV-1母子感染対策協議会の設置
HTLV-1母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成するHTLV-1母子感染対策協議会を設置。
- (2) HTLV-1母子感染対策関係者研修
医療機関においてHTLV-1母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を実施
- (3) HTLV-1母子感染普及啓発
リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1母子感染について妊婦等へ普及啓発を実施。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
- ◆ 補助単価案：月額1,685,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：27自治体
※ 令和3年度変更交付決定ベース

（参考）都道府県における取組状況（令和3年4月1日現在）※国庫補助未活用自治体を含む

- (1) HTLV-1母子感染対策協議会の設置自治体：37都道府県
協議会での検討事項：抗体検査の実施状況の把握、キャリア妊婦への支援・連携体制、相談窓口・研修・普及啓発等
- (2) HTLV-1母子感染関係者研修実施自治体：医療従事者向け研修 30都道府県、相談窓口従事者向け研修 33都道府県
主な研修内容：HTLV-1抗体検査についての基礎知識、母子感染に係る保健指導等に関する研修、母子感染予防に関する研修、母親への相談対応に関する研修等
- (3) HTLV-1母子感染普及啓発実施自治体：39都道府県
普及啓発方法：リーフレット・ポスターの作成、ホームページや広報誌に掲載、母親学級のテキストに記載、妊娠届出時にHTLV-1検査に関する説明の実施等

不妊症・不育症等ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度当初予算（案）：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数
【令和3年度創設】

目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内容

- (1) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算
 - ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催
 - ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
 - ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施

- (2) ピア・サポート活動等への支援加算

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
- ◆ 補助単価案：(1) 月額679,000円
(2) 月額196,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：7自治体
※ 令和3年度変更交付決定ベース

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【新規】

令和5年度当初予算(案) : 1.3億円

目的

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。なお、本事業については、今般新たに創設された伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

内容

◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。
ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

<要件>

- 要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること
- 要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

◆ 内容

- (1) 初回産科受診料補助
低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。
- (2) 関係機関との連絡調整
把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

◆ 留意事項

- 本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。
- (1) 本事業は、子育て世代包括支援センターの窓口業務として実施することとする。
 - (2) 本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対する支援制度(各種子育て支援事業の利用料減免制度など)を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。
 - (3) 本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じて支援計画を策定し支援を実施すること。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村(伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。)
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案 : 1件あたり10,000円

出生前検査認証制度等啓発事業

令和5年度当初予算(案) : 母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数
【令和4年度創設】

目的

- 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行うことを目的とする。

内容

妊産婦やその家族、妊産婦の包括的な相談支援を担う地方自治体が、妊婦健康診査やNIPT等の出生前検査について正しく理解することを目的として、必要な啓発を行う。

- (1) ウェブコンテンツ作成
- (2) 周知配布用コンテンツ作成
- (3) シンポジウムの開催 等

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体 : 民間団体(公募により決定)
- ◆ 補助率 : 定額

出生前検査認証制度データ収集・分析事業【新規】

令和5年度当初予算（案）：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数

1 事業の目的

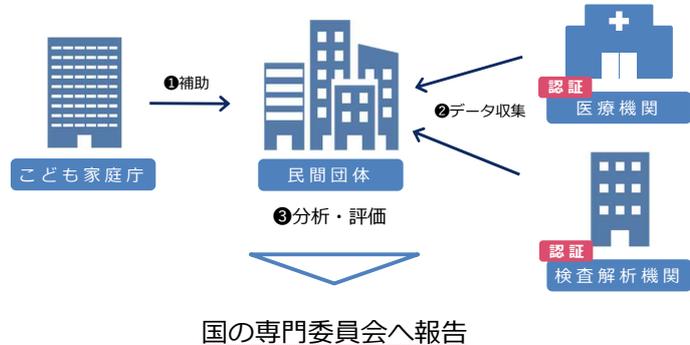
- 出生前検査認証制度等運営委員会において、出生前検査を実施する医療機関、及び検体検査を受託する検査解析機関の認証を行っており、これらの認証を受けた機関から出生前検査の実績等のデータを収集し、分析・評価を行うことで、出生前検査の適切な実施体制を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「出生前検査認証制度等運営委員会」から認証を受けた①出生前検査を実施する医療機関、②検体検査を受託する検査解析機関より、出生前検査の実績等のデータを収集し、分析・評価を行う。

【具体的な事業内容】

- (1) 出生前検査の実施数の把握
- (2) 適切な遺伝カウンセリングの実施について評価
- (3) 出生前検査に関する全国の体制整備状況の分析
- (4) 出生前検査の精度を評価



3 実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業委託費

令和5年度当初予算（案）：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（2.1億円の内数）

目的

- 不妊症・不育症の治療を続けている患者の中には、治療等に関する医学面での不安・悩みに加え、周囲の人との関係に苦しみ、気持ち誰にも話せない・分かってもらえないといった悩みをかかえている者が少なくない。
- このため、国において生殖補助医療法（令和3年3月施行）に基づき広報・普及啓発を実施し、不妊症・不育症に関する国民の理解を深めるとともに、治療を受けやすい環境整備に係る機運の醸成を図る。

内容

1. 不妊症・不育症等にかかる全国フォーラムの実施

全国フォーラムを開催し、不妊症・不育症に関する知識の普及啓発を図る。

2. 不妊症・不育症等の理解を深めるための新聞広告、テレビCM等の実施

不妊症・不育症等に関して、新聞、インターネット等で広報を行い、広く国民の理解を深める。

3. 不妊治療等続け、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発



実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業委託費

令和5年度当初予算(案)：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数(2.1億円の内数)

目的

- 不妊症・不育症患者に対する精神的サポートとして、医師、助産師、看護師、心理職など専門職による支援に加え、過去に同様の治療を経験した者による傾聴的な寄り添い型ピア・サポートが重要である。
- 不妊治療や流産の経験者の中には、自らの経験を踏まえた社会貢献活動として、現在治療中の不妊症・不育症患者に寄り添った支援(ピア・サポート)を行うことに関心を持つ者が少なからず存在する。
- このため、様々な悩みや不安を抱え、複雑な精神心理状況にある不妊症・不育症患者が気軽に相談できるピア・サポーターを育成するため、相談・支援にあたって必要となる基礎知識やスキルを習得するための研修を開催する。
- 併せて、看護師などの医療従事者に対しても、生殖心理カウンセリングなど、より医学的・専門的な知識による支援を実施できるよう、研修を実施する。

内容

1. ピアサポーター育成研修

- 受講対象者：体外受精や顕微授精の治療経験者、死産・流産の経験者を幅広く募集。修了者には証書を発行。修了者には、地域でピア・サポートに従事いただく。
- 研修内容：①不妊症・不育症に関する治療について ②不妊症・不育症に悩む方との接し方
③仕事と治療の両立 ④養子縁組や里親制度 など

※オンラインによる配信も併せて実施



2. 医療従事者向け研修

- 受講対象者：看護師等の医療従事者
 - 研修内容：①不妊相談に必要な生殖医学の基礎 ②生殖心理カウンセリング ③仕事と治療の両立 ④社会的養育や里親制度 など
- ※ オンラインによる配信も併せて実施

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体(公募により決定)
- ◆ 補助率：定額

予防のための子どもの死亡検証体制整備事業

令和5年度当初予算(案)：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数(2.1億円の内数)

目的

- 子ども虐待による死亡事例等の検証(こども家庭庁)や消費生活用製品に係る重大製品事故(消費者庁)等の死亡に関する検証結果について、予防可能な子どもの死亡という観点から情報収集を行うとともに、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、予防のための子どもの死亡検証結果管理運営事業によりまとめられた具体的な予防策についての周知及び医療、保健、教育等の分野が連携した子どもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内容

1. CDRプラットフォーム事業

- (1) 情報の収集・管理
「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」において実施されたCDRの結果に加え、既に存在する虐待事例検証や製品安全に関する検証等の事故死亡に関する検証の結果について、予防可能な子どもの死亡という観点から情報収集を行う。
- (2) CDRポータルサイトの運用
(1)で収集・管理した予防可能な子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行う。
- (3) 都道府県への技術的支援
CDRにおける検証の標準化を図るため、都道府県間の情報共有のための会議の運営を行うとともに、各都道府県に対し、検証体制整備に関する技術的助言を行う。

2. 予防可能な子どもの死亡事故に関する広報啓発事業

- (1) ウェブ広告
ウェブ広告や動画サイト等のCM枠を活用して、予防可能な子どもの死亡事故についての予防策を普及・啓発する。
- (2) テレビでのPR
乳幼児を抱える親が子どもと一緒にみる番組とタイアップしての予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。
- (3) シンポジウムの開催
子どもを事故で亡くした遺族の方や、CDRに取り組みまれてきた研究者の方を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体(公募により決定)
- ◆ 補助率：定額

公費負担医療（未熟児養育費負担金・結核児童療育費負担金）

未熟児養育費（医療費分）

【概要】

- ・ 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う。
- ・ 対象児は次のとおりで医師が入院養育を必要と認めたもの。
 - ア 出生時体重が2,000g以下。
 - イ その他生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの。

【推計額】 令和4年度：37.1億円 ⇒ 令和5年度：36.8億円 （▲0.3億円）

【推計方法】 令和4年度予算額 × 医療費伸率（※）等
※ 直近3ヶ年（平成30～令和2年度）の医療費（実績額）の平均伸率

結核児童療育費（医療費分）

【概要】

特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ適切な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行い必要に応じて日用品を支給する。

【推計額】 令和4年度：6.3百万円 ⇒ 令和5年度：6.8百万円 （+0.5百万円）

【推計方法】 令和4年度予算額 × 医療費伸率（※）等
※ 直近3ヶ年（平成30～令和2年度）の医療費（実績額）の平均伸率

未熟児養育医療給付事業

令和5年度当初予算（案）：36.8億円（37.1億円）
【昭和33年度創設】

目的

- 未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児（1歳未満）であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの）に対して、医療保険の自己負担分を補助する。

内容

◆ 対象者

- 次のいずれかに該当するもので、医師が入院養育を必要と認めた未熟児
- ・ 出生時の体重が2,000g以下のもの
 - ・ 生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの

◆ 給付の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の医療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送

◆ 自己負担

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある

◆ 指定医療機関

都道府県知事が医療機関を指定



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
- ◆ 補助根拠：母子保健法第20条、第21条の3

結核児童療育費

令和5年度当初予算(案) : 8.2百万円(7.7百万円)
【昭和34年度創設】

目的

特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ適切な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせこれに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行い必要に応じて日用品を支給する。

内容

◆ 対象者

結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者

◆ 給付の種類

- ① 原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合
- ② 学習に必要な物品
- ③ 療養生活に必要な物品

◆ 自己負担

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある

◆ 指定医療機関

都道府県知事が医療機関を指定



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助根拠 : 児童福祉法第20条、第53条

成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等【拡充】

令和5年度当初予算(案) : こども家庭推進事業委託費 18.2億円の内数

目的

- 妊産婦や子ども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
- 同法を踏まえ、従来、妊産婦や子ども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21(第2次)」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
- このため、従来までの「健やか親子21(第2次)」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく計画の策定を支援するとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法:「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)

- 令和5年度においては、各自治体の母子保健事業の実施状況等を踏まえ、当事者にも伝わるよう母子保健に係るコンテンツ(他の事業で制作されたものを含む。)を整理し、包括的に情報発信する。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 民間団体(公募により決定)
- ◆ 補助率 : 定額
- ◆ 事業内容 : (1) 専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等
(2) 各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく計画の策定支援
(3) コンテンツの整理、情報発信

母子保健情報発信コンテンツ作成事業【新規】

令和5年度当初予算（案）：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数

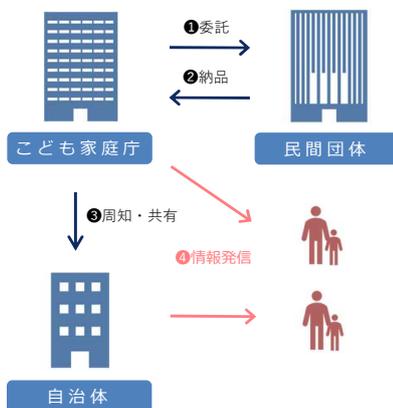
1 事業の目的

- 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」において、母子保健情報の電子的な提供や多胎児、低出生体重児や外国人家庭等の多様性に配慮したわかりやすい情報提供の充実について検討が行われているところであり、その検討結果等を踏まえ、母子保健に関する情報をわかりやすく提供するためのコンテンツを作成し、様々なニーズを捉えた情報発信の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

（事業内容）

- 母子健康手帳の任意様式に記載されている妊娠・出産育児等の情報に係るわかりやすい情報発信コンテンツの作成
- 多胎児や低出生体重児等の多様性に配慮した情報発信コンテンツの作成
- 日本語版母子健康手帳の新たな記載内容、様式に合わせた他言語版の母子健康手帳の作成
- 母子保健に係る効果的な情報発信のための動画、パンフレットやポスター等の普及啓発資料の作成 等



3 実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

子ども家庭科学研究（仮称）等の推進【新規】

令和5年度当初予算（案）：9.5億円

1 事業の目的

- 現状、厚生労働省において実施している厚生労働科学研究事業及びAMED（日本医療研究開発機構）研究費の一部について、子ども家庭庁において引き続き実施するための費用を計上し、保健、医療、療育、福祉、教育分野等の子ども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム等

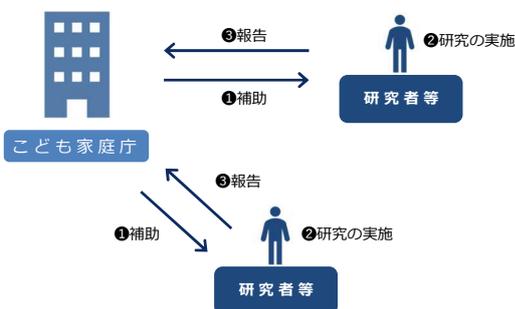
子ども家庭科学研究費 R5予算案：3.7億円

事業概要

- 子ども家庭科学研究の振興を促し、国民の保健、医療、療育、福祉、教育分野等に関して、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るための補助金を交付する。

スキーム

- 科学技術部会において決定した研究課題について公募等を行い、研究者等を決定。
- 研究者等に対して、研究に必要な経費の補助を行う。



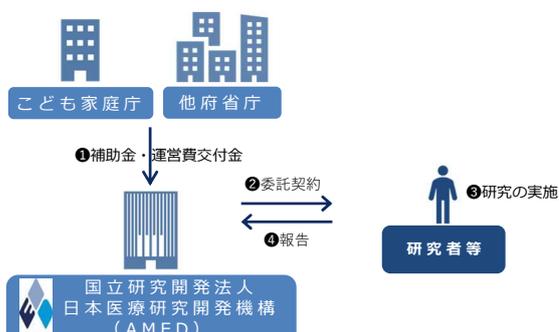
AMED研究費 R5予算案：5.8億円

事業概要

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学等の研究機関の能力を活かして行う医療分野の研究開発の助成等に要する費用に係る補助金を交付する。

スキーム

- AMEDに補助金を交付。
- AMEDが研究者等と委託契約を締結し、研究を実施。



令和4年度第2次補正予算

母子保健情報デジタル化実証事業

令和4年度第2次補正予算 4.8億円

1 事業の目的

- 現状、妊婦健診、乳幼児健診の結果等については、実施者が母子健康手帳に記入するとともに、自治体が医療機関から提供された健康診査の結果等を、健康管理システムやマイナポータルの中間サーバーに登録しているが、自治体における登録までには数ヶ月かかっており、速やかな母子保健情報の電子化・閲覧ができていない状況にある。
- このため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。

母子健康手帳のデジタル化のためには、医療機関の情報のデータ連携が必要

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



3 実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により決定）
- 【補助率】 定額

産後ケア事業を行う施設の整備

令和4年度第2次補正予算 3.2億円

1 事業の目的

- 産後ケア事業については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すこととされているところ、令和3年度時点の実施市町村数は1,360市町村となっている。
未実施市町村の取組を推進するため、産後ケア事業にかかる整備費について、補助率1/2相当額を2/3相当額に引き上げる。

2 要求費目・実施主体等

- (項) 児童福祉施設整備費
- (目) 次世代育成支援対策施設整備交付金
- 所要額：319,140千円

【設置主体】 指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社 等
【補助率】 2/3

3 参考

- ＜少子化社会対策大綱（抜粋）＞
I-2（3）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
・ 特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図る。また、2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、**出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。**このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。

(※) 令和3年度補正予算においても同様の事業を実施

産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業

令和4年度第2次補正予算 0.1億円

1 事業の目的

- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染対策を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した産後ケア事業を行う施設が、継続した事業実施が行えるよう、施設の消毒や清掃、追加的に必要となる人員の確保等に必要な経費を補助する。

3 実施主体等

- 【実施主体】 市町村
- 【補助率】 1/2
- 【補助単価案】 50万円

(※) 令和3年度補正予算事業から対象施設を一部変更

新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業

-不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査-

令和4年度第2次補正予算 12.4億円

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス流行下において、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は一般の方々以上に、不安を抱いて生活を送っている状況にある。
- このようなことから、強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市

【補助率】 1/2

【補助単価案】 9,000円（1回を限度）×妊婦数

【補助の条件】

- ① 検体採取を行う場所の整備など適切な検査実施体制の確保、
- ② 検査で陽性となった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保

【留意事項】

本検査は、妊婦の不安解消のため、本人が希望する場合に実施するものであり、院内感染対策を目的として、本人の意思によらず検査を強いるという性格のものではない。

(※) 令和3年度補正予算事業から補助単価の変更

新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業

-幼児健康診査個別実施支援事業-

1 事業の目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

2 事業の概要・スキーム

- 1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども一人一人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。

3 実施主体等

【実施主体】 市町村

【補助率】 1/2

【補助単価案】 医科5,930円/1人、歯科3,510円/1人

(※) 令和3年度補正予算においても同様の事業を実施